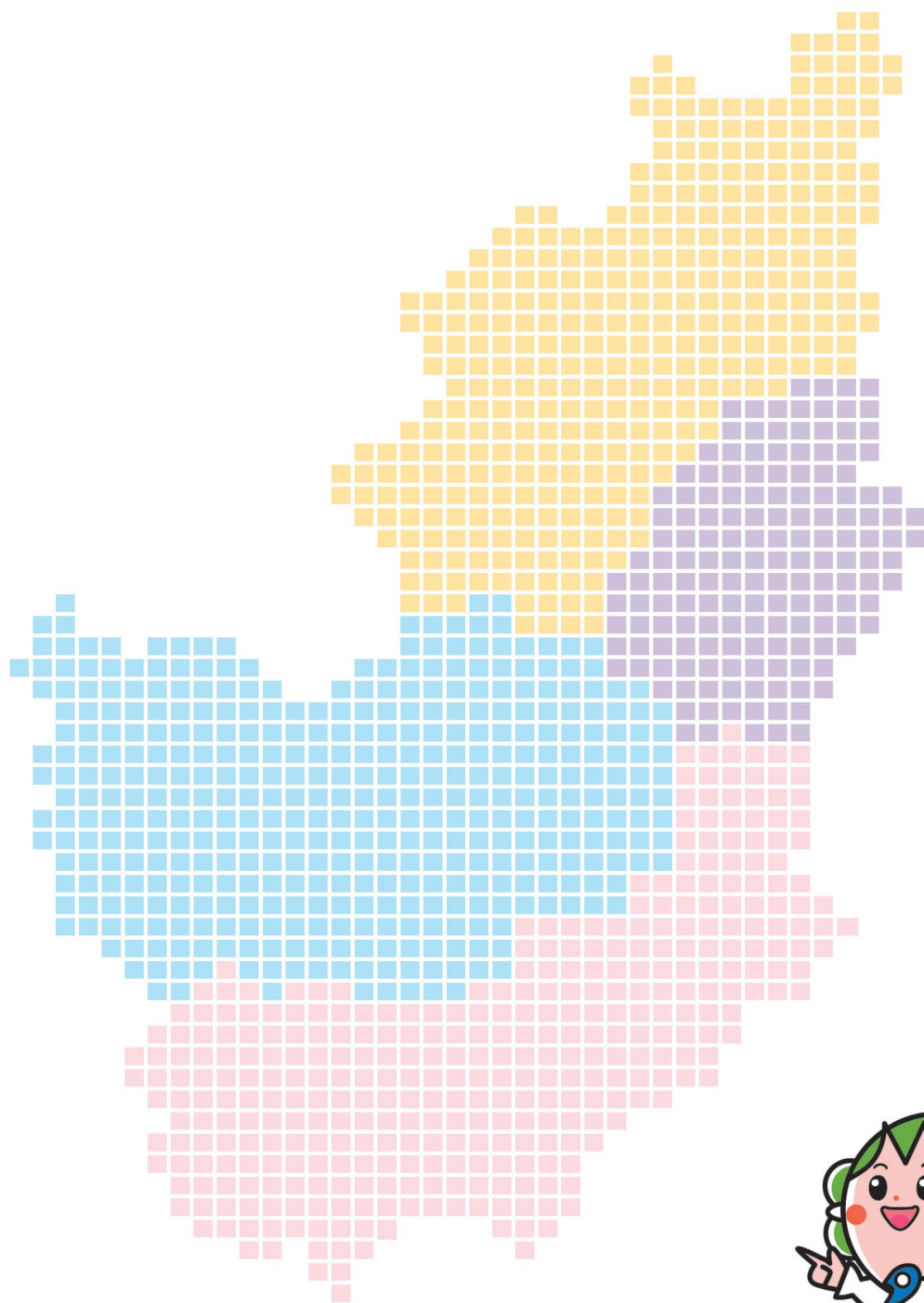


朝来市 都市計画マスタープラン



令和5年3月
朝来市

はじめに



本市では、平成 25（2013）年に、都市計画の基本方針となる「朝来市都市計画マスタープラン」を策定しました。まちづくりを一体的に推進するため、都市計画区域外も含めた市全域を対象区域とし、『人と緑 心ふれあう交流のまち 朝来市』を将来像として掲げ、参画と協働により計画的にまちづくりを進めてきました。

一方、プラン策定から約 10 年が経過し、少子・高齢化の急速な進行、激甚化する自然災害など、私たちの暮らしを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。また、令和 2（2020）年から流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、テレワークやオンライン会議といった新しい働き方の拡がりや、地方移住への関心の高まりを生み出すなど、新たな社会への転換期となっています。令和 4（2022）年には、本市の最上位計画である「第 3 次朝来市総合計画」を策定し、『人と人がつながり 幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～』を将来像として掲げ、各種取り組みを進めることとしています。

このような社会経済情勢への対応や、上位計画との整合を図るため、この度「朝来市都市計画マスタープラン」を改定しました。本プランでは、総合計画で掲げる将来像の実現に向け都市計画分野から寄与することを目指し、朝来市の特徴である、豊かな自然、過去から受け継がれてきた古い街並みや歴史文化・産業遺産、交通の要衝となっている地理的特性などを生かしたこれまでの取り組みを継続しつつ、社会経済情勢への変化や新たな課題にも対応したまちづくりを進めることとしています。

今後は、本プランをもとに、市民・事業者・行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携・協働によるまちづくりに取り組むこととしていますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、改定にあたりまして貴重なご意見をいただきました市民や地域自治協議会の皆様、改定検討懇話会委員の皆様、ご審議いただきました都市計画審議会委員の皆様にご心より厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

朝来市長 森岡 勇

朝来市都市計画マスタープラン

目次

序章 都市計画マスタープランとは	2
1. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	2
(1) 都市計画マスタープラン改定の背景	2
(2) 都市計画マスタープランの役割	2
(3) 都市計画マスタープランの位置づけ	3
2. 都市計画マスタープランの構成と計画期間	4
(1) 都市計画マスタープランの策定範囲	4
(2) 都市計画マスタープランの構成	4
(3) 計画期間	5
第1章 朝来市のまちづくりの現状と課題	8
1. 都市の現状・動向	8
(1) 位置・地勢等	8
(2) 歴史	10
(3) 人口・世帯	11
(4) 都市計画	13
(5) 防災	15
(6) その他の現状・動向	18
2. 上位・関連計画	20
(1) 主な上位計画	20
(2) 主な関連計画	22
3. 市民意向	24
4. 都市づくりの主要課題	25
(1) 持続可能な都市の構築	26
(2) 安全・安心の確保	29
(3) 都市の魅力の向上	32
第2章 朝来市が目指すまちの姿	34
1. 将来像	34
2. 将来人口	34
3. まちづくりの基本方針	35
(1) 持続可能なまちづくり	35
(2) 安全・安心のまちづくり	35
(3) つながりが育む魅力的なまちづくり	36
(4) 市民とともに取り組むまちづくり	36
4. 将来都市構造	39
5. 分野別方針	41
(1) 土地利用の方針	41

(2)道路・公共交通の方針.....	44
(3)水と緑の方針.....	46
(4)その他公共施設の方針.....	47
(5)市街地・住宅地の方針.....	48
(6)都市防災の方針.....	50
(7)地域環境の形成方針.....	51
(8)環境保全の方針.....	53
(9)景観形成の方針.....	54
第3章 地域別構想.....	56
1. 地域区分.....	56
2. 地域まちづくり計画との関係.....	56
3. 地域別構想.....	57
(1)生野地域.....	57
(2)和田山地域.....	62
(3)山東地域.....	68
(4)朝来地域.....	73
第4章 実現に向けての方策.....	80
1. 参画と協働のまちづくりの基本的考え方.....	80
(1)参画と協働のまちづくり.....	80
(2)まちづくりの担い手の役割分担と連携.....	80
(3)地域自治協議会との連携.....	81
2. 参画と協働のまちづくりの進め方.....	81
(1)都市計画マスタープランの共有.....	81
(2)多様な主体の連携・協働による都市づくりの推進.....	81
3. 都市づくりの法制度の活用.....	82
(1)全市的な方策.....	82
(2)都市計画区域の指定検討.....	83
4. 実現化に向けたロードマップ.....	84
5. 計画の進行管理.....	87
付録.....	90
参考1:用語解説.....	90
参考2:検討懇話会名簿.....	94
参考3:改定経緯.....	95
参考4:市民アンケート調査結果.....	96
参考5:平成 25(2013)年策定都市計画マスタープランの検証(計画期間:平成 25 年度～令和4年度)	
.....	112

基本的事項

序章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

(1) 都市計画マスタープラン改定の背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、朝来市の最上位計画である総合計画に基づき、より具体的な都市づくりの方針を定めるものです。

本市では、平成 25 (2013) 年度に朝来市都市計画マスタープランを策定し、計画的な都市づくりの推進に取り組んできました。

令和 4 (2022) 年度に計画期間の満了を迎える中、令和 2 (2020) 年度に但馬地域都市計画区域マスタープランの改定、令和 3 (2021) 年度に第 3 次朝来市総合計画が策定されるなど上位計画の見直しが行われました。

これらの上位計画の見直しや都市計画に係る潮流などを踏まえ、朝来市都市計画マスタープランを改定します。

(2) 都市計画マスタープランの役割

朝来市の都市計画マスタープランは、以下のような役割を担います。

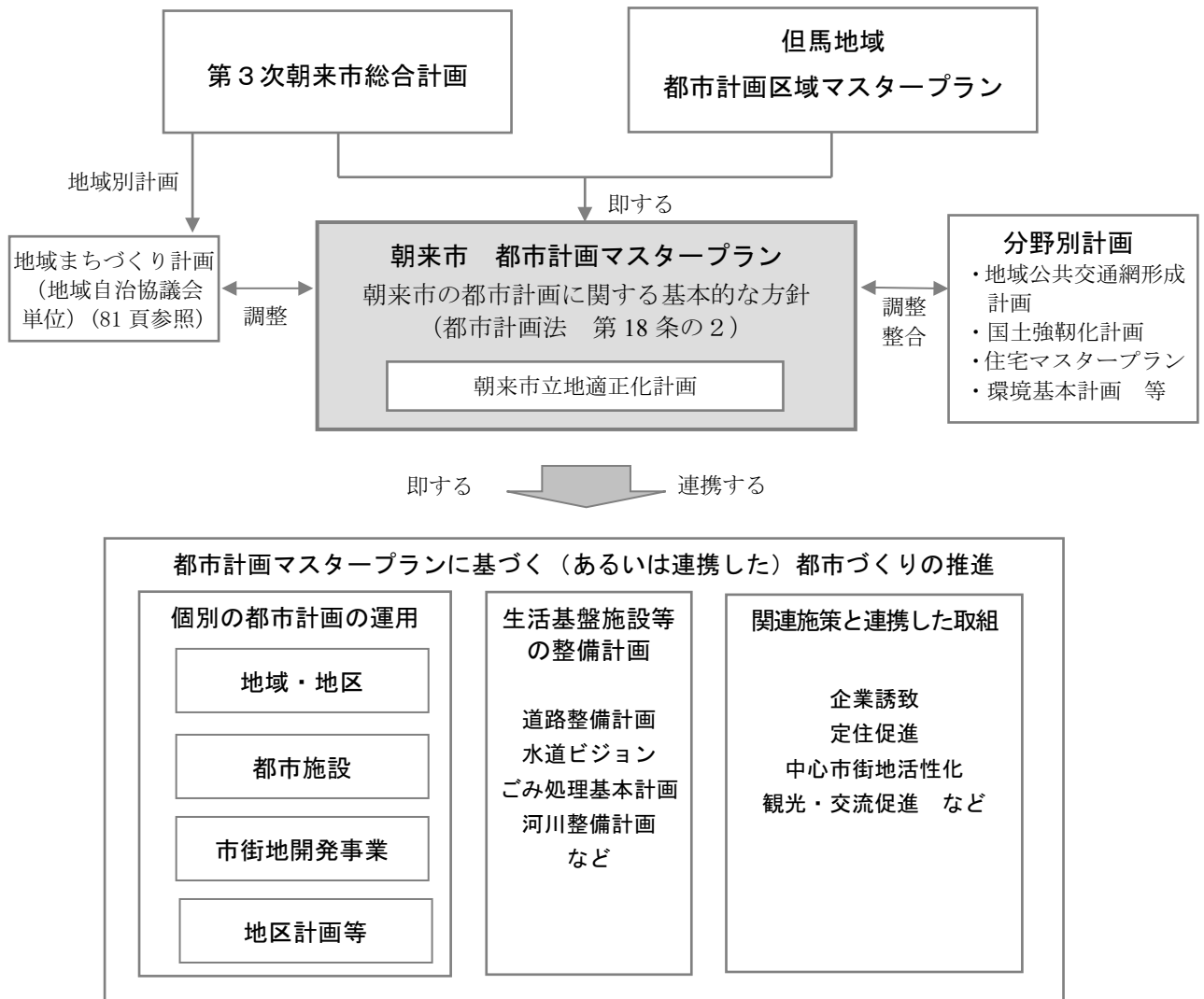
- ① 朝来市の現況や市民の意向、第 3 次朝来市総合計画などの上位・関連計画を踏まえたまちづくりの主要課題を示し、今後目指すべきまちづくりの基本方針を明確にします。
- ② まちづくりの基本方針に基づき、主要な土地利用のあり方や都市施設の将来の概ねの配置等とともに、目指すべき都市や地域の構造を示します。
- ③ 都市・地域づくりの方向性を市民に示して理解を進めるとともに、実現化の方策を協働で進める際の指針となります。
- ④ 都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や都市基盤施設の整備、都市計画に関連する各種事業の推進、変更等の指針となります。

(3) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、本市の最上位の計画である「第3次朝来市総合計画」と、兵庫県が定める「但馬地域都市計画区域マスタープラン」に即して定めます。

また、都市計画マスタープランに沿って、本計画に基づく（あるいは連携した）都市づくりの施策や事業を推進し、具体的な都市づくりを進めます。

都市計画マスタープランの位置づけ



2. 都市計画マスタープランの構成と計画期間

(1) 都市計画マスタープランの策定範囲

都市計画マスタープランは、都市計画区域で策定することが基本となります。朝来市では、現在、一部を除く和田山町の大半が都市計画区域に指定されていますが、市域の約12%にすぎず、約88%の範囲は都市計画区域外となっています。全市で一体的にまちづくりを推進していくためには、全市的観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要があることから、都市計画区域外を含め、市全域について都市計画マスタープランを策定します。

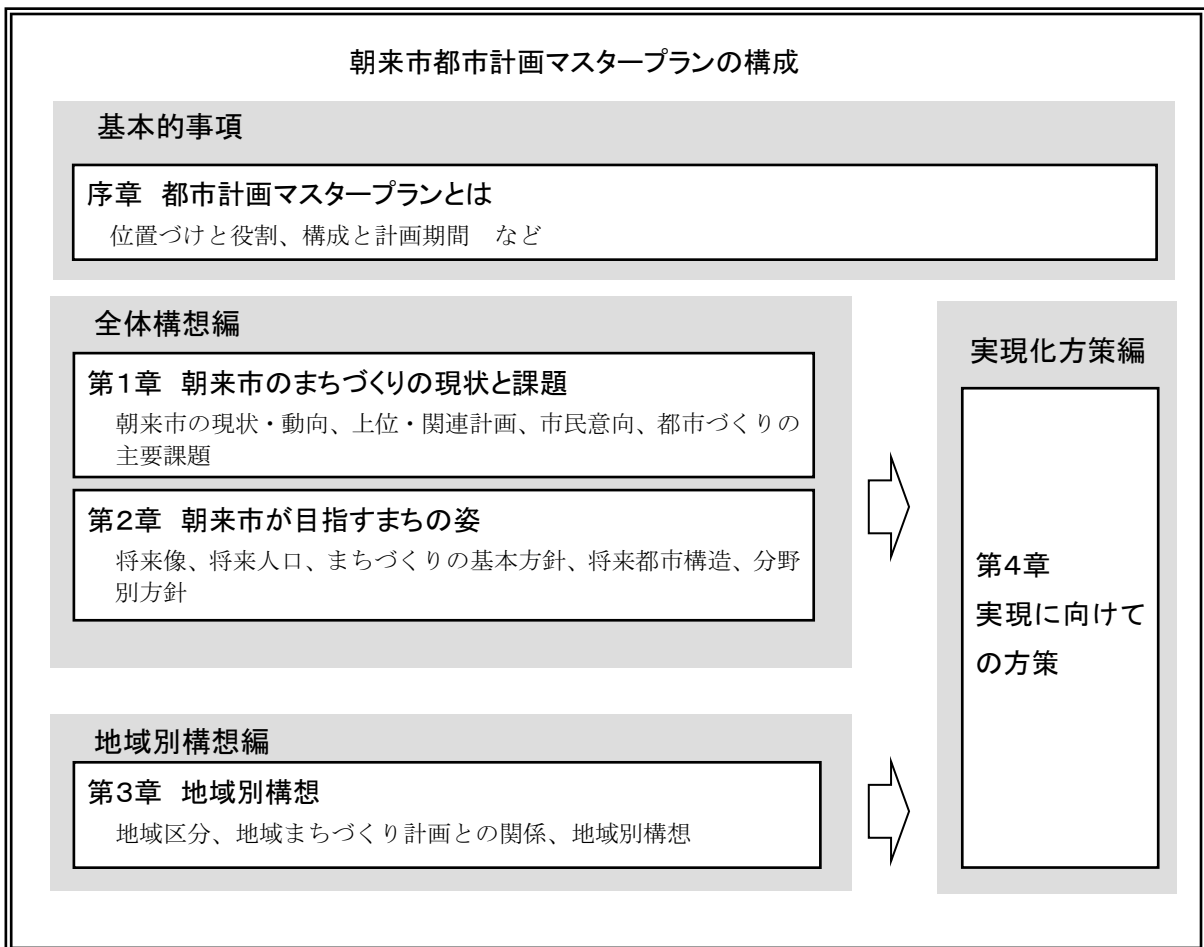
(2) 都市計画マスタープランの構成

朝来市都市計画マスタープランは、「全体構想編」、「地域別構想編」、「実現化方策編」で構成します。

全体構想編では、まちづくりの方針、都市構造のほか、土地利用や都市施設等のあり方等を示します。

地域別構想編では、日常生活圏である4つの旧町域ごとに、まちづくりの方向性等を示します。

実現化方策編では、全体構想及び地域別構想に基づく都市づくりを推進するための手法や都市計画の運用方針等を示します。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しながら、令和 5 年（2023）4 月（令和 5 年度）から令和 15（2033）年 3 月（令和 14 年度）までの 10 年間とします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、朝来市総合計画や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

全体構想

第1章 朝来市のまちづくりの現状と課題

1. 都市の現状・動向

(1) 位置・地勢等

①位置

本市は南但馬地域に属し、姫路からは約 50km、大阪からは約 90km の場所に位置しています。

但馬、山陰地方と京阪神を結ぶ交通の要衝となっており、北近畿豊岡自動車道と播但連絡自動車道が和田山地域で接続しているほか、JR 山陰本線、JR 播但線も和田山駅で接続しています。これにより、京阪神からは2時間圏内、姫路からは1時間圏内となっています。

位置図



②地勢

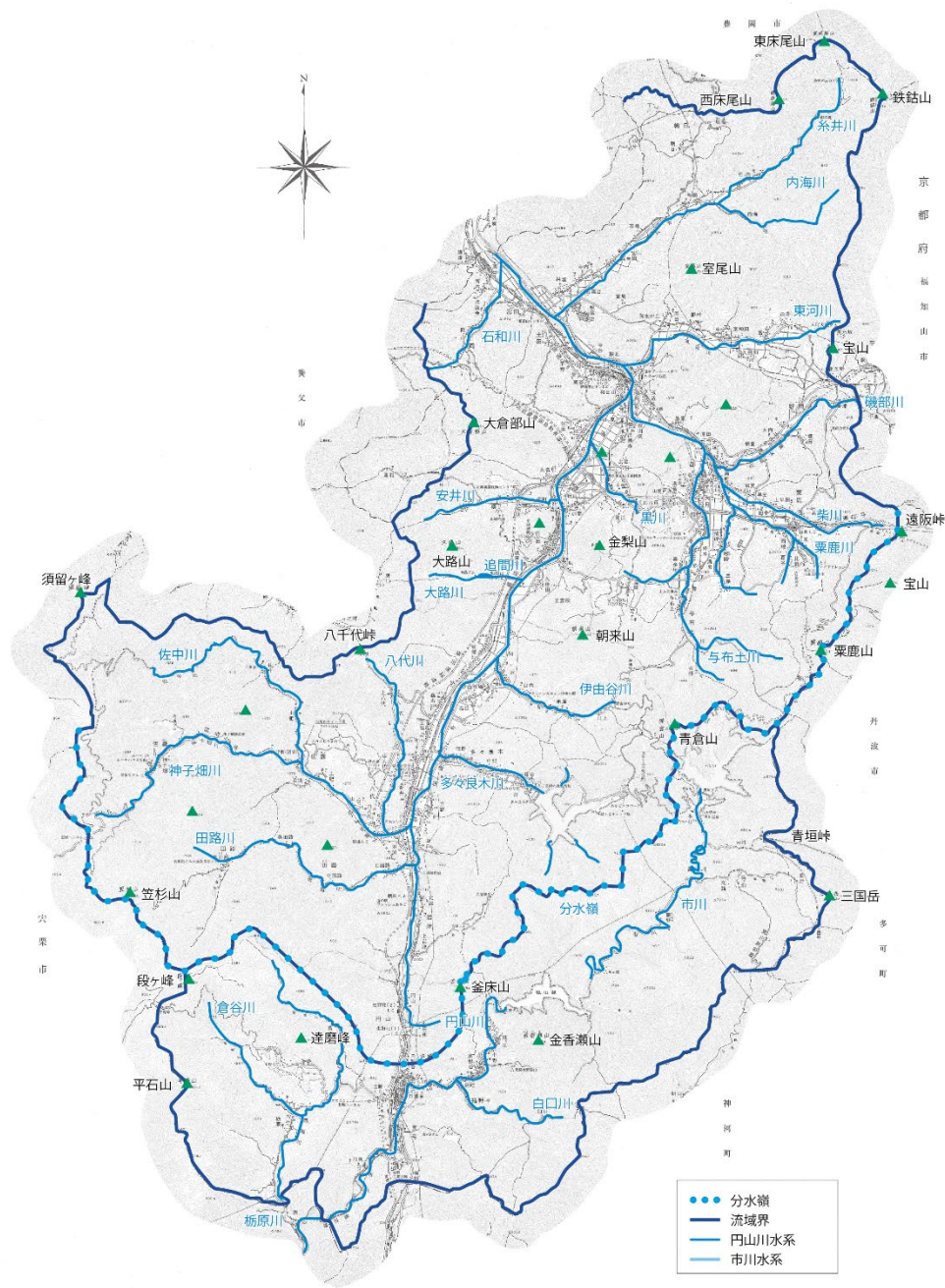
面積は 403.06km² で兵庫県の約 4.8%、但馬地域の約 18.9% を占めています。

市域の 8 割以上が森林で、市の西部には須留ヶ峰、笠杉山、段ヶ峰など 1,000m 級の山々、東部には東床尾山、粟鹿山、青倉山、三国岳など 800~1,000m 級の山々が連なっています。

生野地域に分水嶺があり、一級河川の円山川が北流し日本海に、二級河川の市川が南流し瀬戸内海へ流れ込んでいます。河川沿いに小規模な平地が分布し、与布土川沿いには比較的まとまった面積の平地が存在しています。

気候は、日本海型内陸性気候で、寒暖の差が大きいことが特徴です。

主な山、川及び流域界



市内の主な河川

名称	延長 (m)	種別	水系	起点	終点
円山川	約 30,700	一級河川	円山川水系	生野	豊岡市
神子畑川	約 10,427			佐囊	羽瀨
与布土川	約 8,495			与布土	玉置
糸井川	約 7,765			竹ノ内	林垣
東河川	約 6,008			白井	柳原
多々良木川	約 5,927			多々良木	多々良木
田路川	約 5,461			田路	羽瀨
黒川	約 5,400			筒江	市御堂
八代川	約 5,000			上八代	羽瀨
栗鹿川	約 4,283			栗鹿	大垣
市川	約 22,030			二級河川	市川水系
栃原川	約 5,491	栃原	神河町瀨		

※市内における延長。円山川の延長は図上計測による数値。

(2) 歴史

古代：古代山陰道の通る、古代但馬の中心地

但馬地域には、石器時代や縄文時代から人々が住み始めたとされています。本市は、南北に古代但馬道、東西に古代山陰道が通り、畿内と山陰を結ぶ交通の要衝でした。大規模な古墳が集中して立地していることから、大和王権とも交易のある権力者が統治する、古代但馬の政治的中心地であったと考えられています。奈良時代には律令制度のもと、平野部は荘園として治められました。



茶すり山古墳

中・近世：播磨と但馬の重要な地として繁栄

中世には武士が台頭し、但馬を支配した山名氏が、播磨と但馬をつなぐ道沿いの町、竹田にあって、四方を広く見渡せる独立峰の上に日本屈指の山城である竹田城を築き、太田垣氏が城主として活躍しました。竹田地区は城下町として、また播磨と但馬を結ぶ街道の宿場町として発展しました。竹田城最後の城主赤松広秀によって養蚕や漆器づくりが奨励され、江戸時代になると木工業、養蚕業がさらに発展し産業が盛んな地区となりました。



竹田城跡

近・現代：産業がまちの発展を支え、交通の結節点として南但馬の拠点都市へ

大同2(807)年に発見されたとされる生野銀山は、戦国時代～江戸時代初頭に産出量が当時のピークを迎え、江戸時代には天領として代官所が設置されました。明治時代には日本最初の官営鉱山として世界の最新技術が導入され、目覚ましい近代化を遂げました。鉱山採掘にかかる資材や鉱物を効率よく輸送するため、生野～飾磨間に馬車専用道路である「生野鉱山寮馬車道(通称：銀の馬車道)」が敷設されました。また、生野鉱山とともに開発が進められた明延鉱山と神子畑選鉱場をつなぐ鉱石運搬用の鉄道は、後に人員の輸送にも活用され、料金が1円であったことから「1円電車」として親しまれました。明治29(1896)年、生野鉱山は三菱合資会社(現三菱マテリアル株式会社)に払い下げられ、その後、昭和48(1973)年の閉山まで日本の経済を支えました。生野町には現在も鉱山町の営みや文化が受け継がれ、独特の景観を感じることができます。



生野銀山



銀の馬車道
(生野鉱山本部前)

江戸時代から発展してきた養蚕業は、明治期には機械製糸が取り入れられ当地の産業を支えました。梁瀬地区では現在も衣服製品関連産業が集積しています。

現在は、北近畿豊岡自動車道・播但連絡自動車道や、JR山陰本線、JR播但線が和田山地域で結節し、和田山インターチェンジ周辺等には工業団地が立地し、和田山地区では、国道9号・国道312号や北近畿豊岡自動車道等の整備により、幹線道路沿道等で都市的土地利用への転換が進行しています。古代から今も変わらず、交通の要衝として重要な役割を担っている本市は、南但馬地域の経済・産業の拠点都市となっています。

(3) 人口・世帯

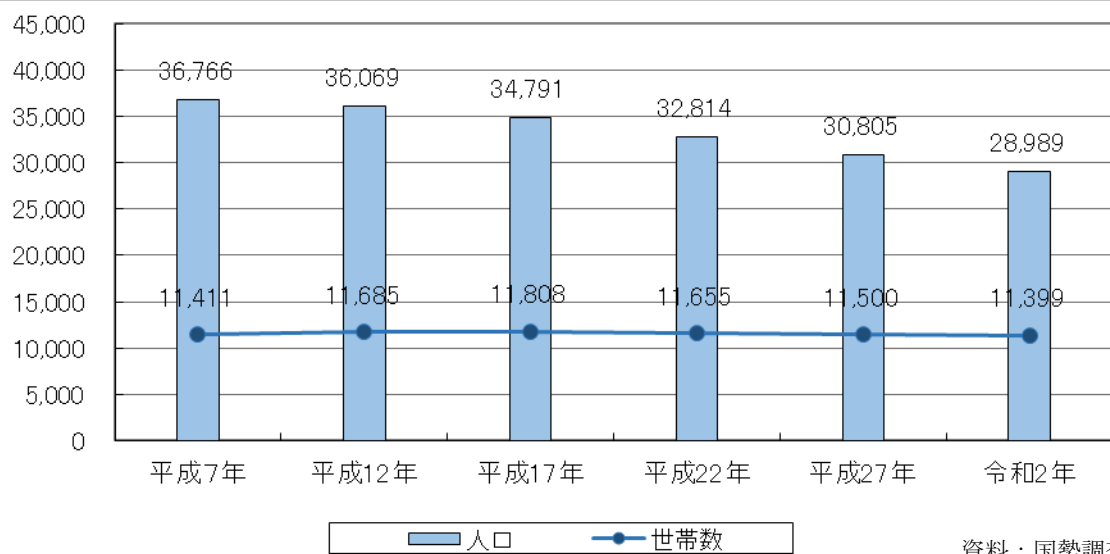
本市の人口は、令和2（2020）年国勢調査によると28,989人で、世帯数は11,399世帯となっており、経年的にみると、人口は年々減少し続けています。

年齢別人口（3区分）をみると、年少人口割合は減少し、老年人口割合は増加傾向にあり、少子高齢化の進行がみられます。

将来推計人口によれば、朝来市は兵庫県よりも人口が減少する割合が大きいと見込まれており、令和27（2045）年には令和2（2020）年比で約32%が減少すると予想されています。

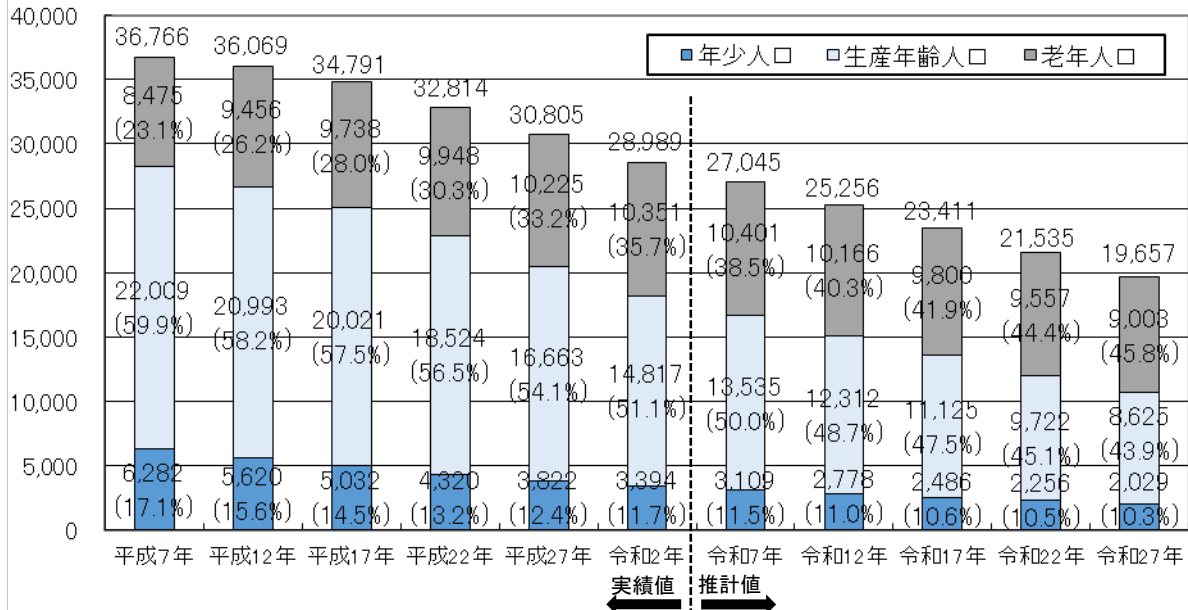
一方で、近年はコロナ禍での地方移住の関心の高まりを受け、移住に関する市への相談件数は増加しています。

(人・世帯) 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

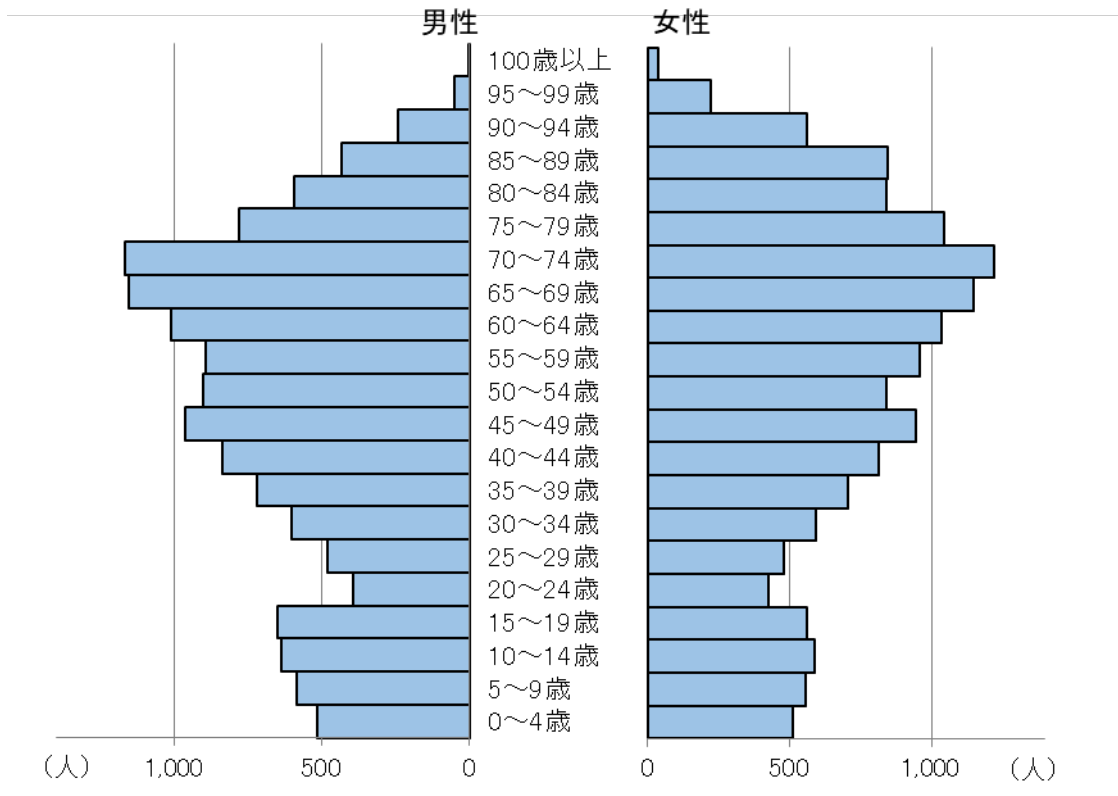
(人) 年齢別人口の割合の変化



※年齢別人口では、年少人口とは0～14歳、生産年齢人口とは15～64歳、老年人口とは65歳以上の人口を指す。「人口」には、年齢不詳を含む。

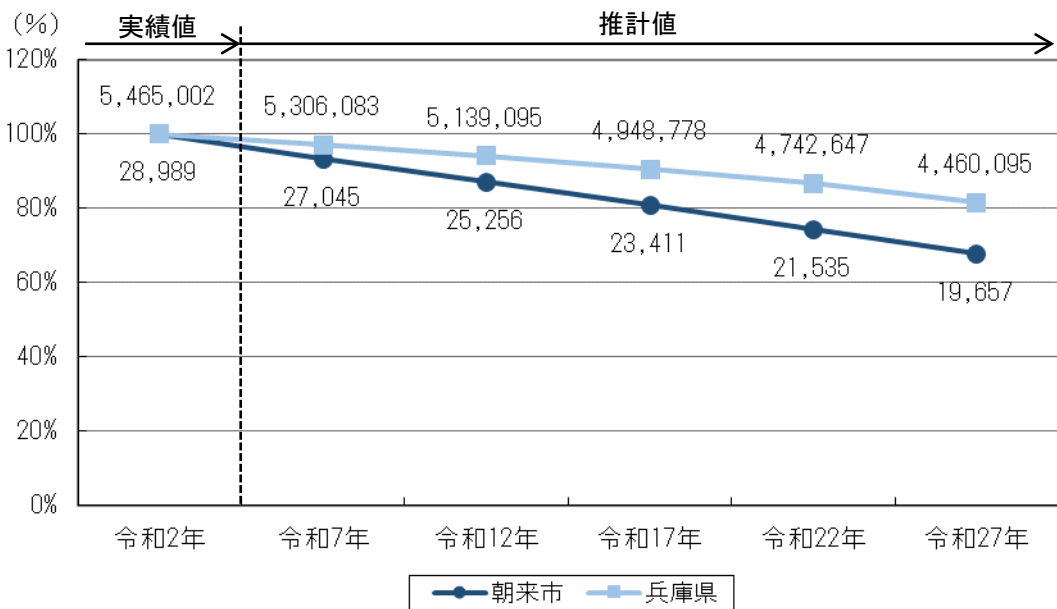
資料：【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所推計（平成30（2018）年）

男女別・年齢別人口（令和2年）



資料：国勢調査

将来人口推計



	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
朝来市	28,989	27,045	25,256	23,411	21,535	19,657
兵庫県	5,465,002	5,306,083	5,139,095	4,948,778	4,742,647	4,460,095

資料：【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所推計（平成30（2018）年）

(4) 都市計画

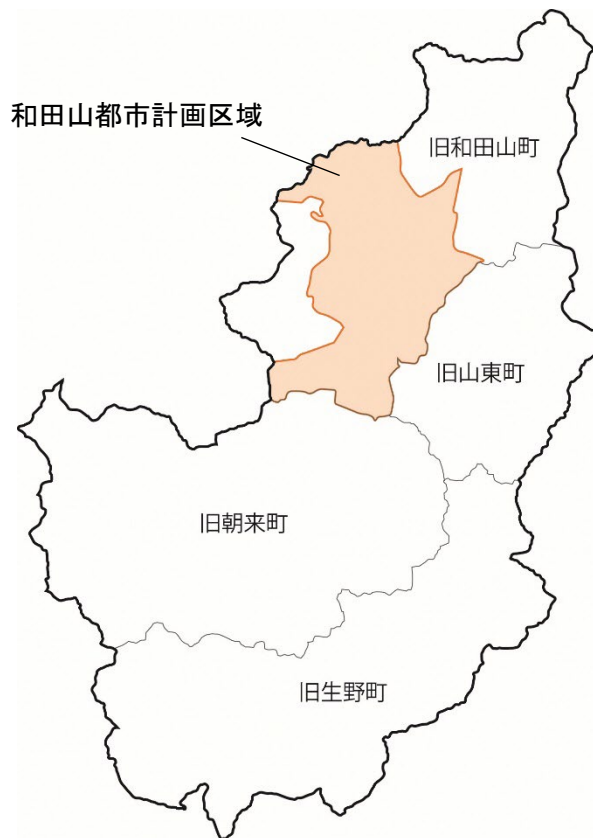
①都市計画区域

和田山都市計画区域に、和田山地域の一部が指定されており、その面積は約 5,000ha です。

都市計画区域の指定状況

区 域 名	区域面積 (ha)	指定状況
和田山都市計画区域	4,934	平成9年11月4日

都市計画区域



②都市計画関連の現況

都市計画区域内における都市計画関連施設の整備状況は以下のとおりです。

用途地域

区 域 名	合計面積 (ha)	指定日
用途地域	141	平成 2 年 7 月 1 3 日 (当初)
	274.6	平成 30 年 3 月 20 日 (最新)

都市計画下水道

名称	処理区域名称	計画面積 (ha)	整備率 (%)
和田山町公共下水道	和田山処理区	277	90.6

市街地開発事業

種別	名称	施行者	面積	施行開始年度	施行状況
土地区画整理事業	和田山駅北	組合	12.4	平成 3 年	施行済
土地区画整理事業	和田山駅南	組合	12.4	平成 11 年	施行済

都市計画公園

区分	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
街区公園	駅北 1 号公園	0.17	0.17
街区公園	駅北 2 号公園	0.22	0.22
街区公園	駅南 1 号公園	0.22	0.22
街区公園	駅南 2 号公園	0.16	0.16

都市計画河川

河川名	区域		改修済	
	幅員(m)	延長(km)	幅員(m)	延長(km)
恵谷川	5.4	0.1	5.4	0.1
和田山川	5.2	0.4	5.2	0.4

ごみ処理施設

名称	計画			供用
	面積(ha)	施設名	処理能力(t/日)	処理能力(t/日)
南但ごみ処理施設	3.1	バイオマス施設	36	—
		熱回収施設	43	—
		リサイクルセンター	17	—

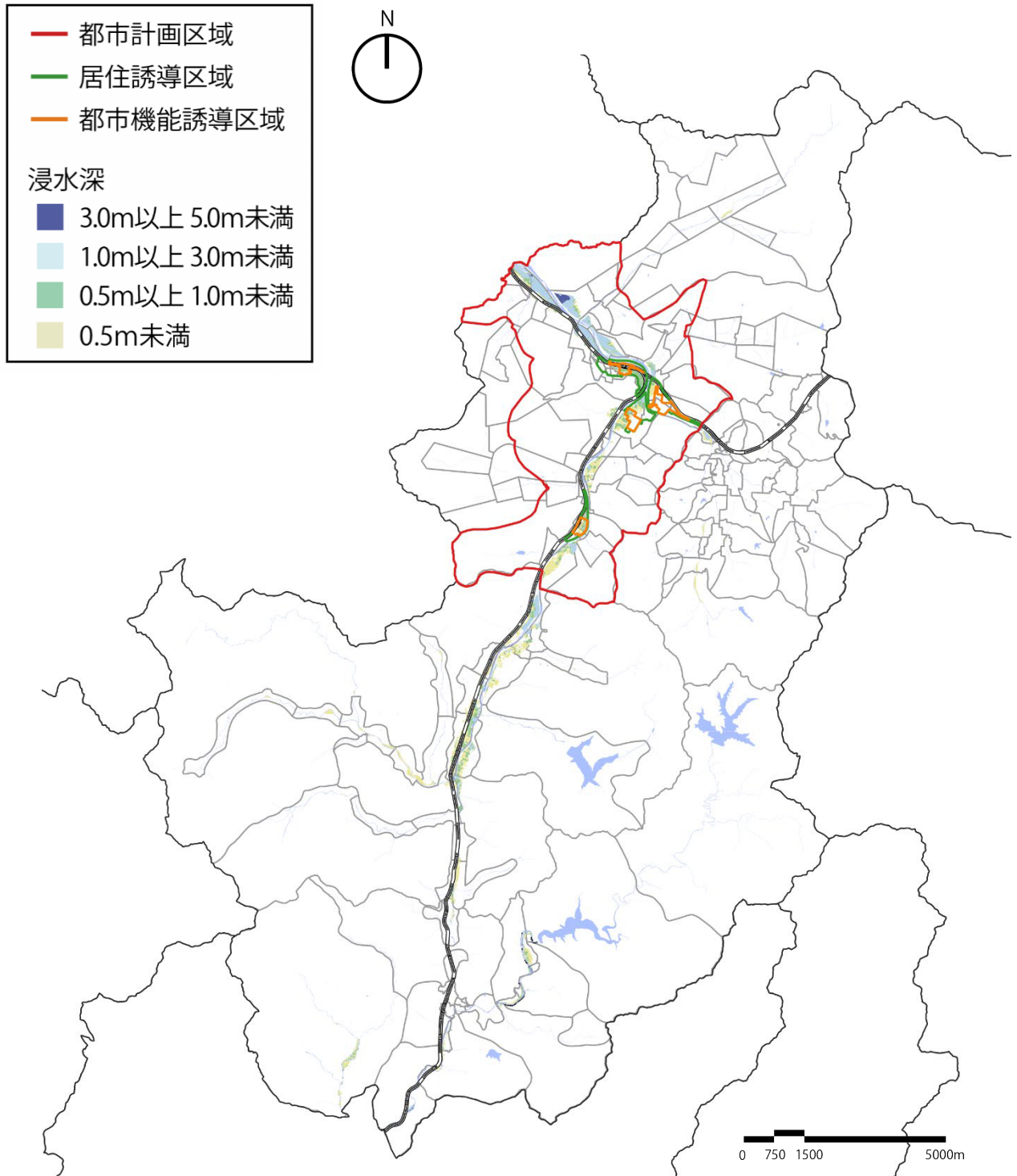
都市計画道路

種別	番号	路線名	代表幅員 (m)	計画延長 (m)
自動車専用道路	1.3.2	北近畿豊岡自動車道	22	5,550
幹線街路	3.5.4	国道 9 号線	15	3,270
〃	3.3.5	国道 312 号線	29	3,020
〃	3.5.323	円山川右岸線	12	930
〃	3.3.321	東谷寺谷線	23	500
〃	3.5.320	駅南線	14	1,290
〃	3.5.322	駅北線	12	1,710

(5) 防災

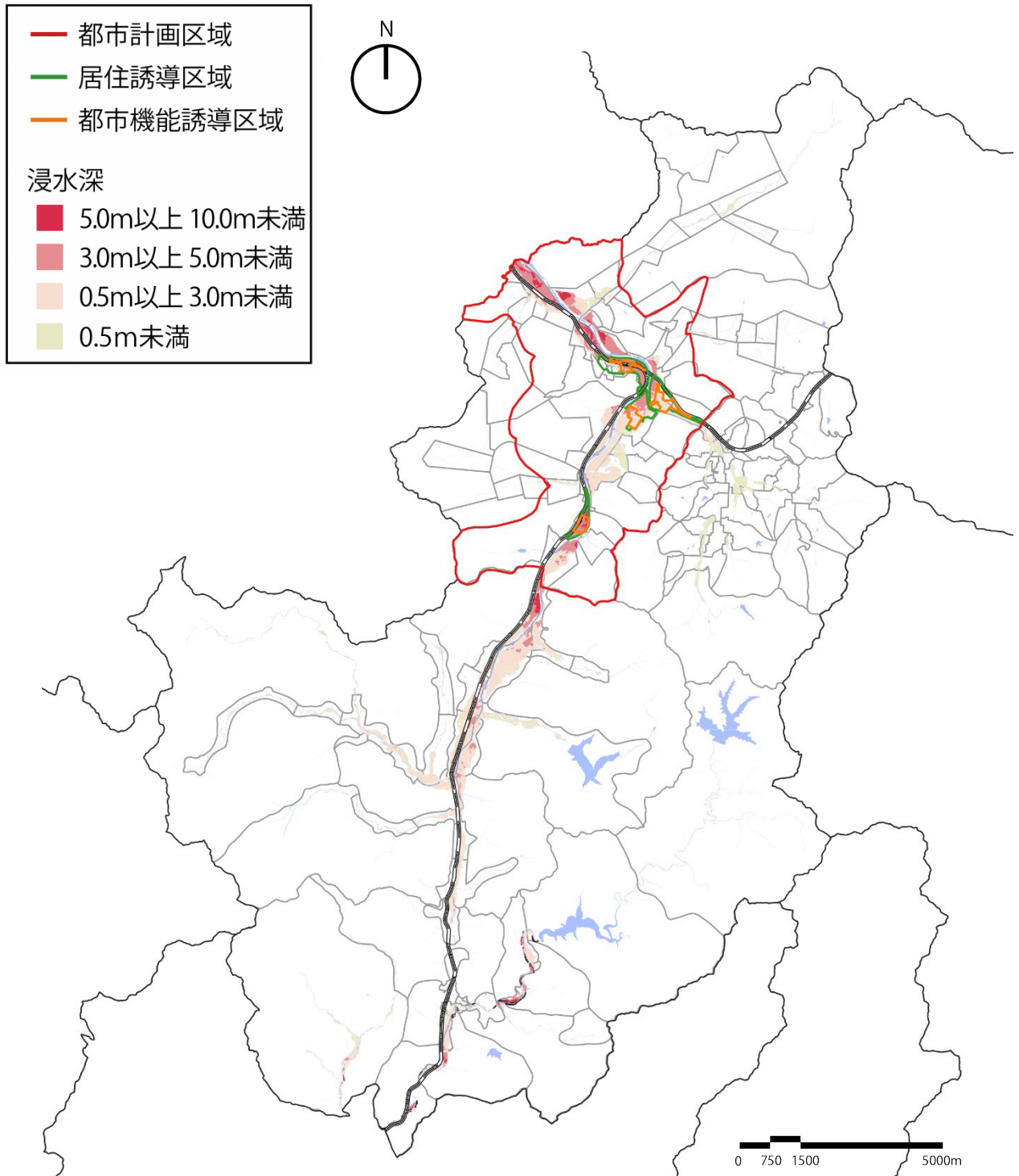
① 浸水想定区域 (計画規模 L1: 概ね1年間に1/100の確率で降る雨)

円山川沿いを中心に浸水が想定されています。市内の最大浸水深は3.0m以上5.0m未満となっています。



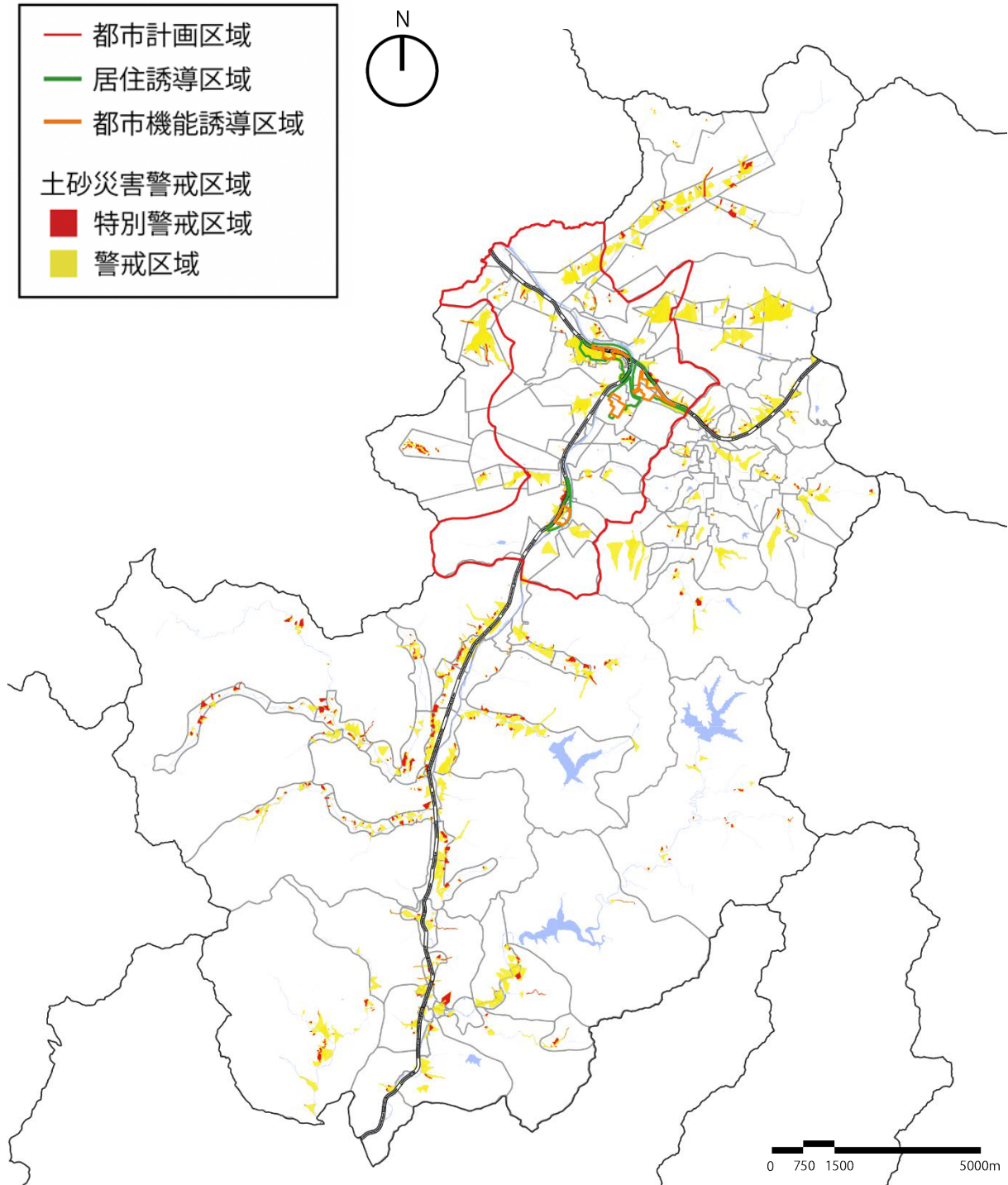
②浸水想定区域（想定最大規模L2：概ね1年間に1/1000の確率超の確率で降る雨）

円山川沿いを中心に浸水が想定されています。市内の最大浸水深は5.0m以上10.0m未満となっています。



③土砂災害警戒区域

市内には、土砂災害特別警戒区域が445ヶ所、土砂災害警戒区域が769ヶ所指定されています。(令和4年8月30日時点)



(6) その他の現状・動向

項目	現状・動向
通勤・通学流動	<p>朝来市に居住し通勤通学する人口のうち、市内にて通勤・通学する人口は13,099人、市外に通勤・通学する人口は4,044人となっています。市外に居住し市内に通勤・通学する人口は3,526人で、やや流出傾向となっています。</p> <p>近隣市のうち養父市は、朝来市から流出する人口のうち約4割が向かう先となっており、また同程度の人口が朝来市に流入していることから、結びつきが強いことが読み取れます。(令和2年)</p>
産業	<p>産業3分類別の就業人口の割合は、第1次産業が5.5%、第2次産業が28.9%、第3次産業が64.6%となっており、第1次産業、第2次産業は全県と比較して大きい割合を示しています。(令和2年)</p> <p>【農業】</p> <p>総農家数は、1,777戸で、そのうち販売農家は858戸、自給的農家は919戸です。(令和2年)</p> <p>平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけて、総農家数は約3割の減少となっており、この間、販売農家が4割減少し、自給的農家が2割減少した結果、自給的農家数が販売農家数を上回りました。</p> <p>【製造業】</p> <p>製造業を営む事業所数は、149事業所、従業者数は3,526人となっています。(令和3年)</p> <p>平成28(2016)年以降、事業所数は横ばい、従業員数は微増となっています。</p> <p>【商業】</p> <p>商業を営む事業所数は365事業所、従業者数は2,445人となっています。(令和3年)</p> <p>平成28(2016)年以降、事業所数、従業者数とも約2割減少しています。</p> <p>加えて、最近は物価高の傾向を受け節約志向が高まっており、商業への悪影響が懸念されます。</p> <p>【観光】</p> <p>本市を訪れた観光客総数は平成28(2016)年以降、約210万人から240万人の間で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための行動制限の影響により、令和3(2021)年度は149万人に減少しています。</p>
工業団地	<p>生野工業団地、和田山工業団地、山東工業団地のほかに、和田山弥生が丘業務施設用地が整備されています。</p>
土地利用	<p>課税対象外(49.5%)を除いて山林が最も多く、4割を占めており、農地は約6%、宅地等は約2%となっています。</p>
道路	<p>播但連絡自動車道により姫路方面と結ばれているほか、北近畿豊岡自動車道が豊岡市方面、並びに丹波地域を経て京阪神方面と結んでいます。</p> <p>和田山地域で広域幹線道路の国道9号と312号が合流しており、広域ネットワークが形成されています。</p> <p>交通量の動向としては、北近畿豊岡自動車道は、平成17(2005)年から平成27(2015)年の10年間に3.1倍程度交通量を伸ばしています。北近畿豊岡自動車道と並走する一般県道などではおおむね減少傾向にあり、市を南北につなぐ国道312号においても減少傾向にあります。(平成27年)</p>

項目	現状・動向
地価	和田山駅前公示地価は、平成29(2017)年から令和4(2022)年までの5年間にかけて約2割下落しており、長期的に需要が低下しています。
公共交通	<p>【鉄道】 市内の駅における一日当たりの乗客数(合計)は1,458人です。最も多いのは和田山駅の693人で、市全体の47.5%を占めており、次いで多いのは生野駅の273人で18.7%となっています。乗客数は、生野駅を除いて横ばいから減少傾向にあります。(平成28年)</p> <p>また、JR西日本は令和4(2022)年2月の定例会見において、コロナ禍などによる経営状況の悪化を踏まえ、「輸送密度(平均通過人員)2,000人/日」未達の線区17路線30区間について公表、同年4月には、上記対象区間の区間別収支を公表し、沿線自治体等と赤字ローカル線の見直し協議を行う必要性を示しました。JR播但線(和田山～寺前間)においても、その対象路線に挙げられており、今後は沿線自治体、JR西日本及び関係事業者等と、鉄道利用の促進やローカル線のあり方検討などに取り組んでいく必要があります。(JR播但線(和田山～寺前間)輸送密度(平均通過人員):令和元年度1,222人、令和2年度714人、令和3年度924人)</p> <p>【バス】 路線バスの利用者数は、近年21万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルスによる外出抑制等の影響もあり、令和2(2020)年度においては約18万人と大きく減少しています。</p> <p>コミュニティバス(アコバス)の利用者数も同様に、近年は1万6千人前後で推移していましたが、令和2(2020)年度は約1万4千人となっています。一方、コース毎利用者数を見ると、和田山・山東コースは令和元年度まで増加傾向にありました。</p>
上下水道	給水普及率は99.1%で、ほぼ全戸に給水しています。(平成27年) 生活排水処理率は100%で、整備は完了しています。(令和2年)
空き家	令和3(2021)年度空家等実態調査による市内の空家件数(「空家である」「空家であろう」住宅)は1,468件で、平成28(2016)年度と同調査(794件)に比べ674件増加しています。 地域別の空家件数は生野地域301件(199件)、和田山地域565件(300件)、山東地域281件(153件)、朝来地域321件(142件)となっています。 ※()内は平成28(2016)年度空家等実態調査件数
景観	景観形成に関わる行政施策として、朝来市景観条例に基づき、全市を対象とした景観形成基準を定めているほか重点的に景観形成を図る地区として、生野地区(口銀谷、奥銀谷、太盛)、竹田地区を景観形成地区に指定しています。また、兵庫県景観形成等に関する条例に基づき国道312号・国道9号沿道において広域的な景観形成を図っています。 生野地区、竹田地区、多々良木地区では、街なみ環境整備事業により、ゆとりと潤いのある景観形成のための事業を実施しています。

2. 上位・関連計画

(1) 主な上位計画

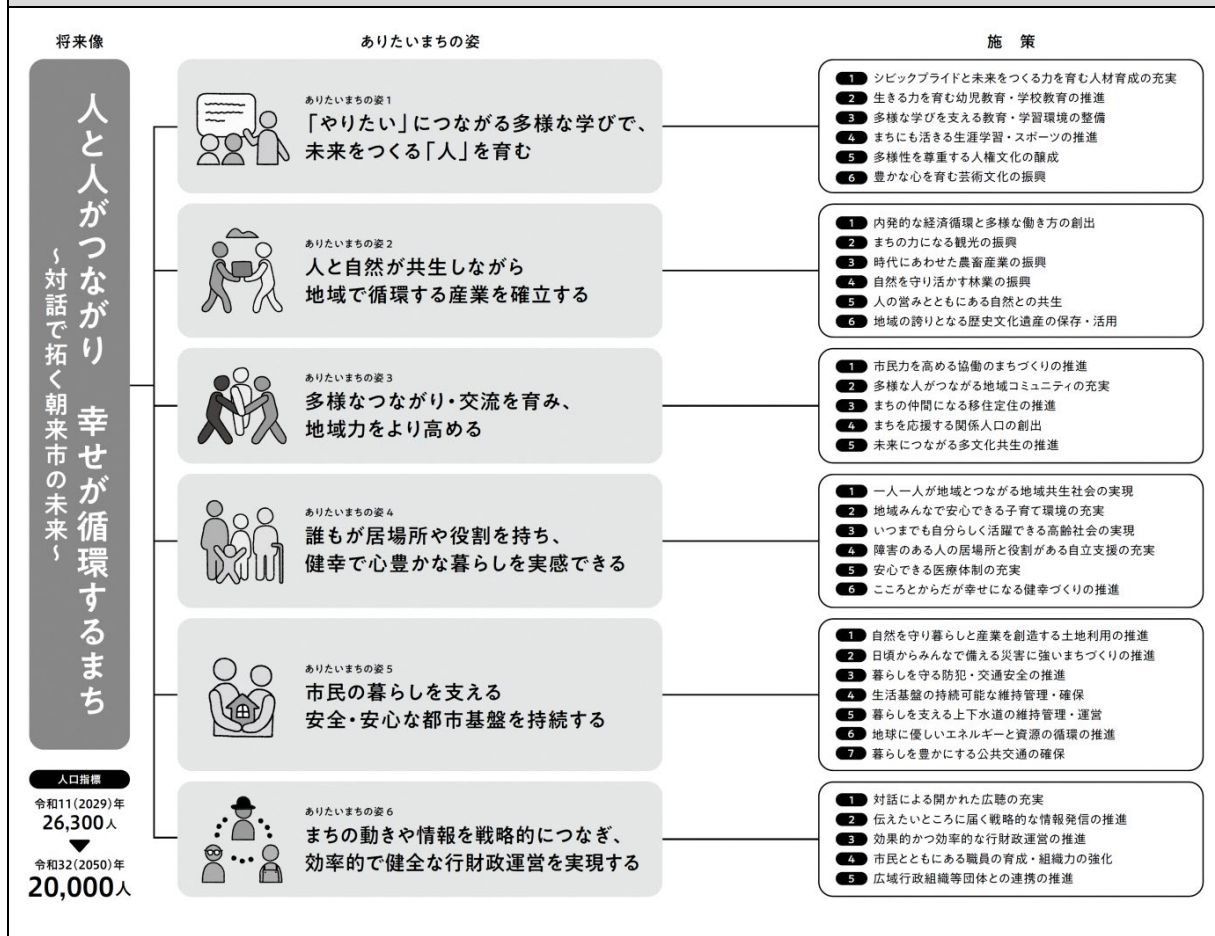
○但馬地域都市計画区域マスタープラン（令和3年3月）

目標年次	令和7（2025）年
都市づくりの基本理念（県）	<p>持続可能な都市構造への転換を図るとともに、定住や交流の拡大を図る。</p> <p>(1) 安全・安心な都市空間の創出</p> <p>(2) 地域主導による都市づくり</p> <p>(3) 持続可能な都市構造の形成</p>
目指すべき都市構造（但馬地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域では、市町ごとの都市機能集積地区において、日常生活に必要な都市機能の維持・充実を図るとともに、交通ネットワークによる地区間の連携強化により、都市機能の相互補完を行い、地域全体での都市機能の確保を図る。さらに、遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システム等を活用し、日常生活の持続性の確保を図る。また、交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。 ・市街地エリアにおいては、豊かな自然や歴史・文化等を活かした市街地の形成を図るとともに、インバウンドの誘致を含む国内外の来訪者との多様な交流・環流の拡大を図る。一方で、土砂災害特別警戒区域等の自然災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。 ・市街地以外のエリアにおいては、地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進するとともに、デマンド型交通の導入や情報ネットワーク等により市街地エリアの都市機能集積地区等との連携を維持・確保し、活力を維持する。 ・本地域を形づくる氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園、朝来群山県立自然公園、出石糸井県立自然公園等の山々、円山川等の河川、山陰海岸国立公園の海岸線等からなる広域的な水と緑のネットワークについては、これを保全する。
本市関連の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生野町口銀谷地区（ユニバーサル社会づくり推進地区）においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進する。 ・朝来市立和田山中央文化公園を核として、地域防災拠点等との連携を図る。 ・天空の城・竹田城等の史跡、生野鉾山等の近代化産業遺産等の多彩なツーリズム資源の活用や、日本遺産として認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉾石の道～資源大国日本の記憶をたどる 73km の轍～」の構成文化財である神子畑選鉾場跡等の地域資源を活かしたまちづくりを促進する。

○第3次朝来市総合計画

計画期間	令和4(2022)年度～令和11(2029)年度	
将来像	人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～	
ありたい まちの姿	①「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む ②人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する ③多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める ④誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる ⑤市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する ⑥まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する	
政策指標	指標	目標値(令和11(2029)年度)
	幸福度(どの程度幸せを感じているか)	令和3(2021)年度対比4%増
人口指標	令和32(2050)年の人口を20,000人に維持することを目指し、第3次総合計画期間の終了時である令和11(2029)年時点で26,300人を維持することを人口指標として設定。	

施策の体系



(2) 主な関連計画

○朝来市地域公共交通網形成計画（令和2年3月）

<p>計画期間</p>	<p>令和2（2020）年度～令和6（2024）年度</p>
<p>基本目標姿</p>	<p>あなたのみらいのあさご暮らしへ みんなのあさご公共交通</p>
<p>基本方針</p>	<p>A バス路線再編による利便性・効率性の向上 B 持続可能な地域公共交通体系のための見直し C 多様な交通サービスの組合せによる拠点へのアクセスの向上 D 地域公共交通の利用促進</p>
<p>本市の目指す将来ネットワーク</p>	<p>バス停留所へのアクセス確保策を検討</p> <p>拠点間の連携を強化するバス路線</p> <p>竹田城跡停留所～竹田城跡へのアクセス検討</p> <p>旧生野町中心部内での移動手段確保策を検討</p> <p>幹線軸 鉄道 鉄道駅 路線バス 高速バス停留所 フィーダー軸 路線バス アコバス ラストマイル 居住誘導区域 旧町中心部</p>

○朝来市国土強靱化地域計画（令和2年6月）

計画期間	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 人命の保護を最大限図ること ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること ④ 迅速に復旧復興すること
強靱化を推進する上での基本方針	<ul style="list-style-type: none"> （1）長期的観点からの推進 （2）多様な主体の連携の推進 （3）適切な施策の組み合わせ、効果的な施策の推進 （4）効率的な施策の推進
強靱化に向けた施策の推進方針 （自然災害関連を抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> （1）河川、砂防の防災、減災（治水対策の推進） <ul style="list-style-type: none"> ○市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災力向上を図る。 ○兵庫県とも連携し、河川改修や治水対策を促進する。 ○市管理河川の改修等を促進するとともに、国及び県が実施する河川事業と連携を図る。 ○雨水排水路や樋門を維持管理するとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。 ○水防資材（土嚢袋・土嚢用真砂土）の配布を継続していく。 （2）農地の防災、減災 <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強く付加価値を高める農畜産業の振興に取り組む。 ○担い手への農地集積・集約化を図る。 ○土地の再整備を推進することで農地の保全に繋げる。 （3）ため池の防災、減災 <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い農業環境づくりに取り組む。 ○ソフトとハードの両面から事業を行うことで、ため池及び農地の保全を図る。 （4）森林、里山の防災、減災（土砂災害対策、治山対策の推進） <ul style="list-style-type: none"> ○防災、減災等の森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興に取り組む。 ○特に土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された地域などでは、土砂災害防止施設等の整備を推進する。 ○山腹崩壊などが危惧される市有地の保全を図る。 ○迅速な現地確認が行えるよう山地番図データ整備に努める。 ○施設の長寿命化を図り、森林の荒廃を防ぐ。 ○危険渓流に対して堰堤等を設置することにより、森林の保全を図る。 ○森林環境譲与税や県民緑税を活用した森林整備も進める。

3. 市民意向

朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画の改定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映するため、まちづくりに関するアンケート調査を実施しました。

■調査の方法及び概要

対 象：無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人

調査方法：郵便による発送・回収

調査時期：令和 3（2021）年 12 月 23 日発送、令和 4（2022）年 1 月 11 日締切

回収状況：1,160 票（回収率 38.6%）

■調査結果

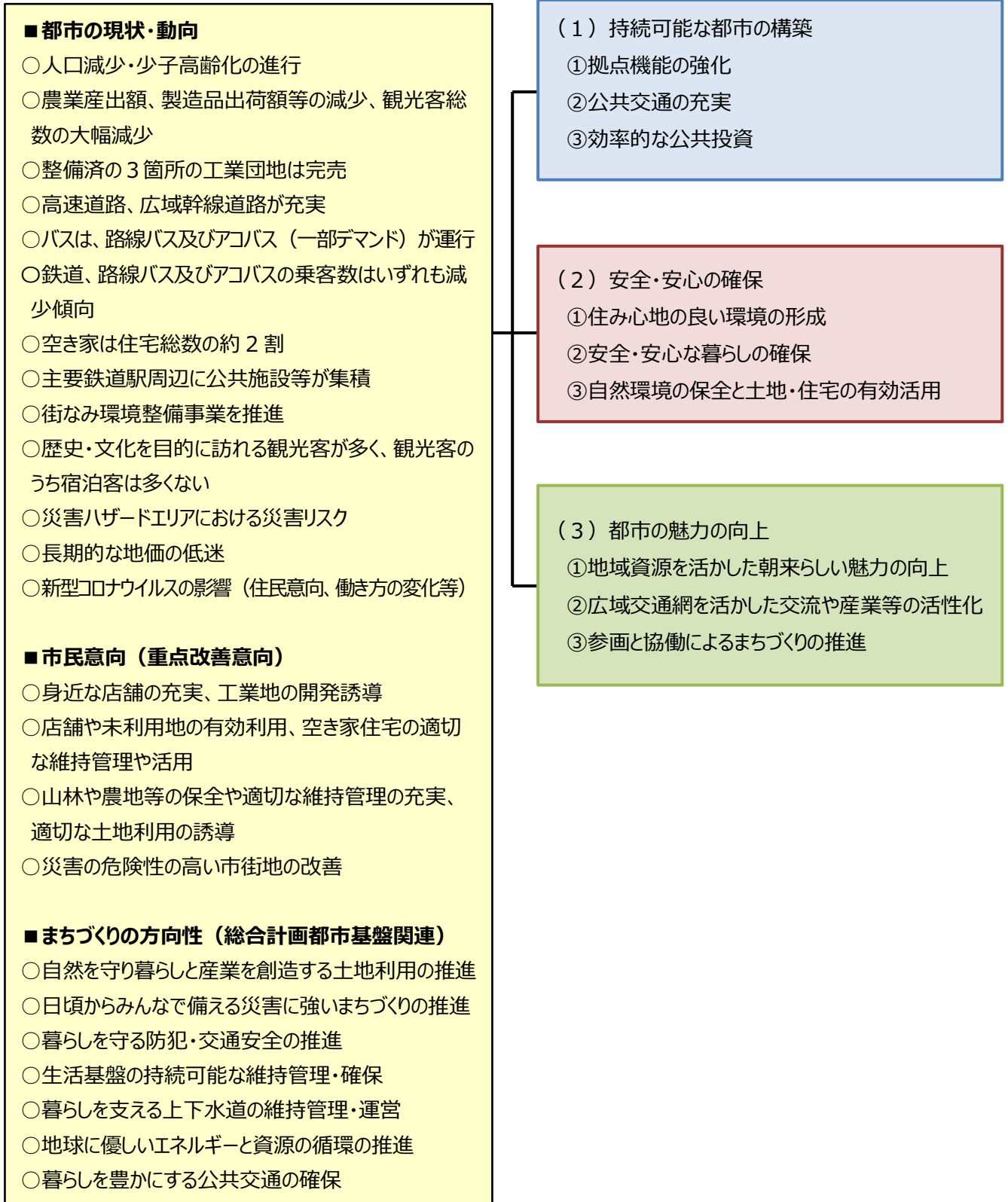
本計画の 26 頁から 33 頁にかけて、主な調査結果を関連する課題とともに図示しています。

4. 都市づくりの主要課題

「1. 都市の現状・動向」、「2. 上位・関連計画」及び「3. 市民意向」の内容等を踏まえ、「(1) 持続可能な都市の構築」、「(2) 安全・安心の確保」及び「(3) 都市の魅力の向上」の3つの視点から、朝来市の都市づくりの主要課題を整理しています。

現状と問題点、位置づけ等

都市づくりの主要課題



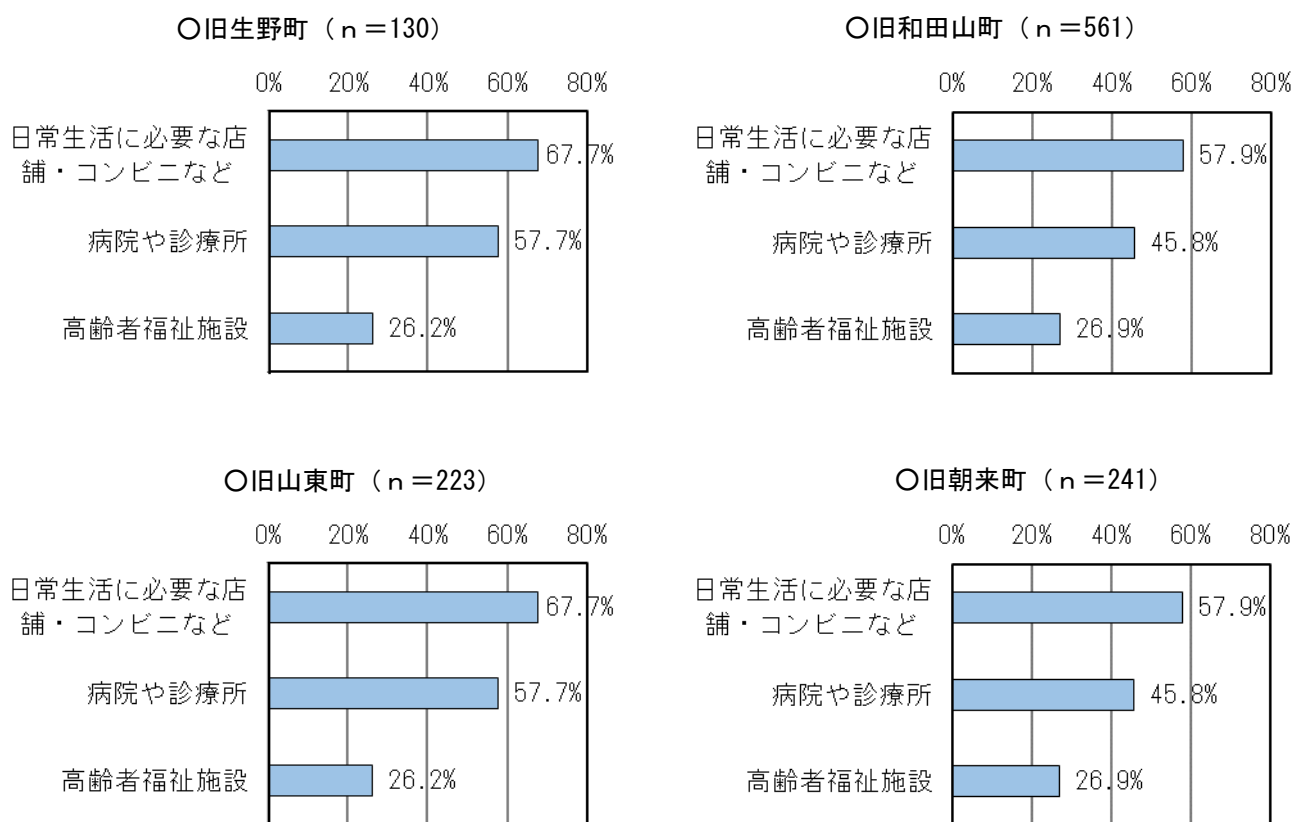
(1) 持続可能な都市の構築

①拠点機能の強化

朝来市では、和田山をはじめ旧町中心部などに商業・医療・文化・教育・行政などの都市機能が集積した拠点の市街地を形成してきました。今後は、さらなる人口減少・少子高齢化の進行を見据え、地域で持続的に日常生活を営めるような拠点機能の維持・向上が必要です。

市内4つの旧町中心部では、それぞれのまとまりに対応した生活利便機能の維持・向上が必要です。加えて、広域的な役割が期待される和田山の市街地では、長期的に地価が低迷している状況を、土地利用の好機として活かしながら魅力を向上させるため、広域からの誘引効果のある機能の強化が求められます。

生活する上で特に必要な施設（上位3項目）



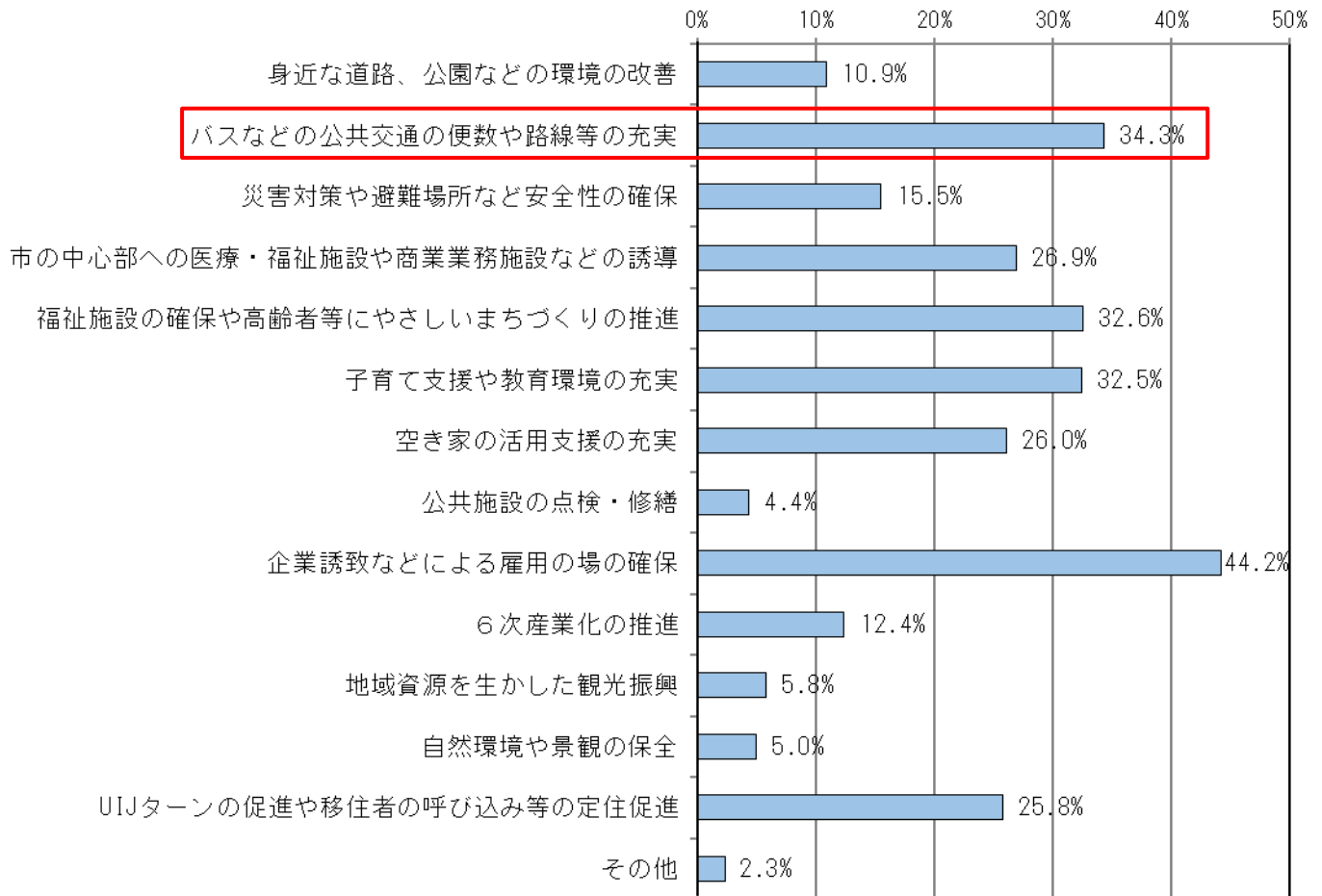
資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

②公共交通の充実

人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、市内移動を支える路線バスやアコバスは今後とも厳しい運営状況が予測されます。

一方で、市内の拠点機能の強化と合わせた公共交通の充実は、持続可能な都市を構築するために必要不可欠であり、また、脱炭素社会に対応した都市づくりのためにも、市民の安全・円滑な市内移動を支える公共交通を維持・発展させる必要があります。

市の持続的な維持・発展に必要な取組

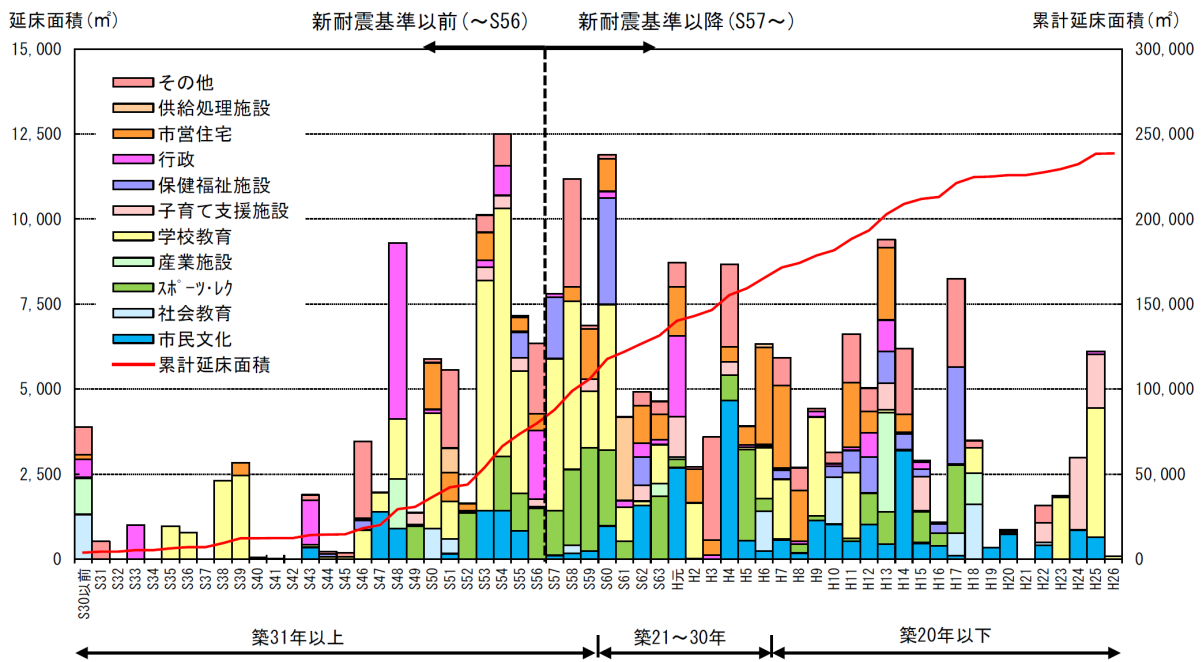


資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

③効率的な公共投資

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、今後とも厳しい財政状況下においては、公共投資はより厳しさが増していきます。しかし、都市基盤は快適な生活環境を支える重要な要素であり、必要な施設を整備・維持していくため、一層の効率化が必要です。このため、都市基盤施設や公共建築物の整備あるいは維持・管理にあたっては、既存施設の有効活用・長寿命化とともに、施設の統廃合や計画的な更新などを総合的に検討し、効率的な公共投資を推進することが必要です。

施設大分類別・建築年別の延床面積推移

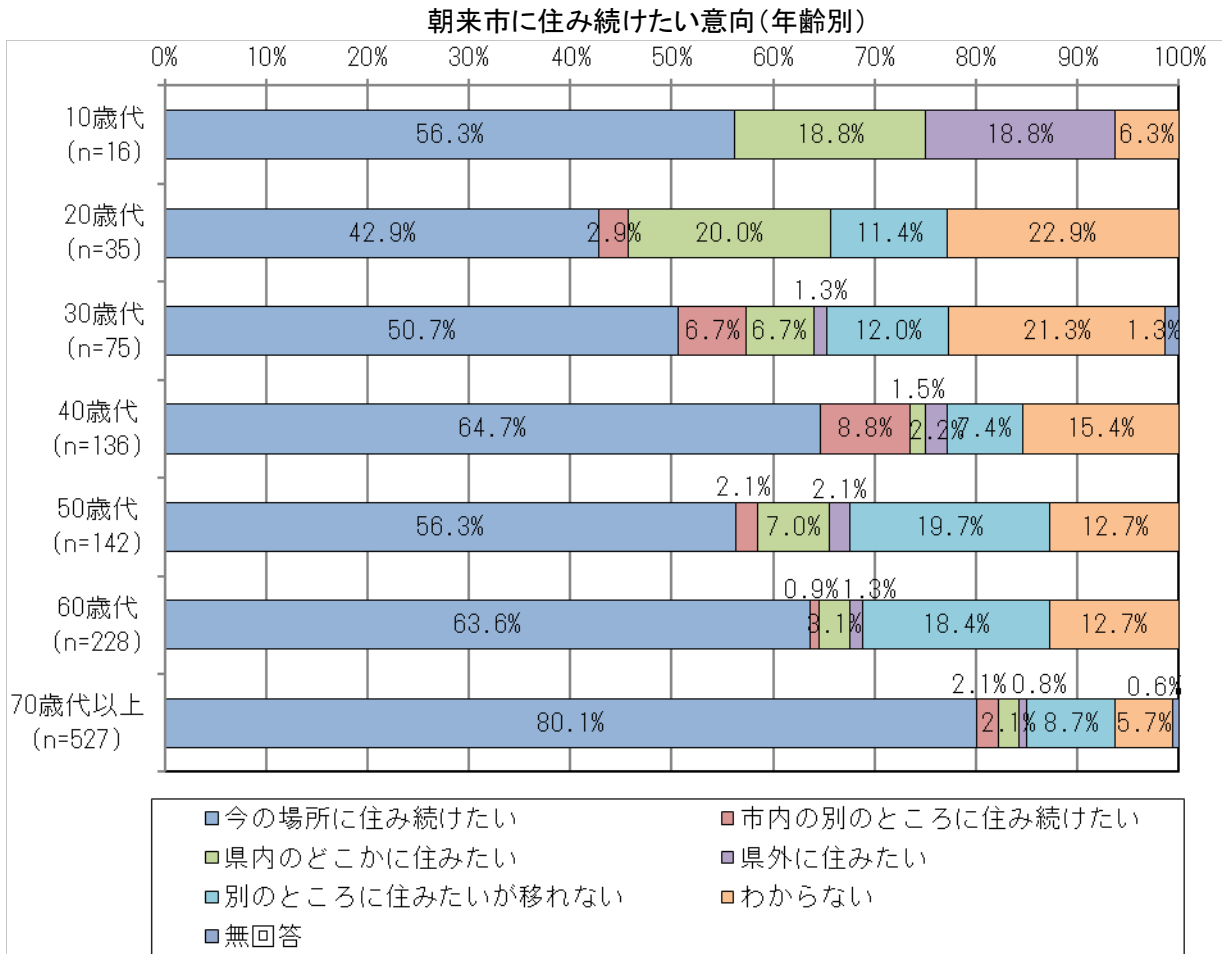


資料：朝来市公共施設等総合管理計画

(2) 安全・安心の確保

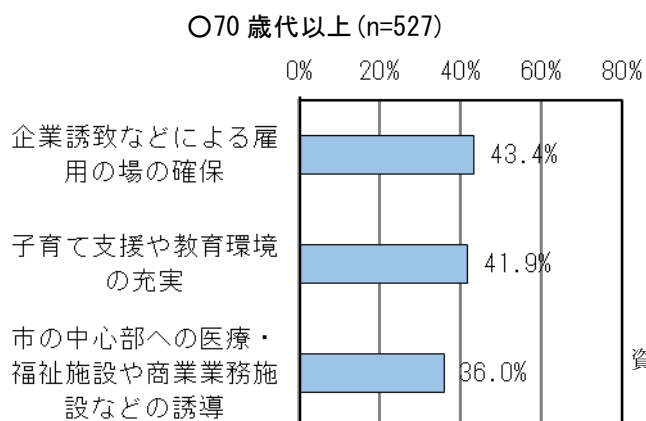
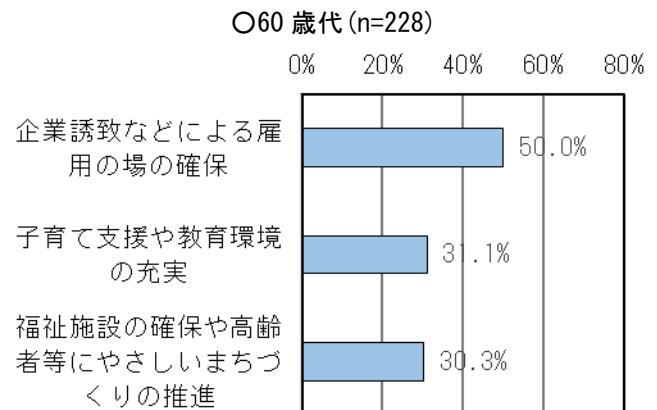
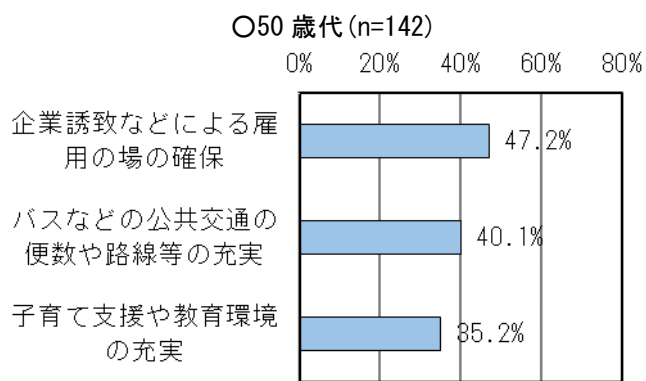
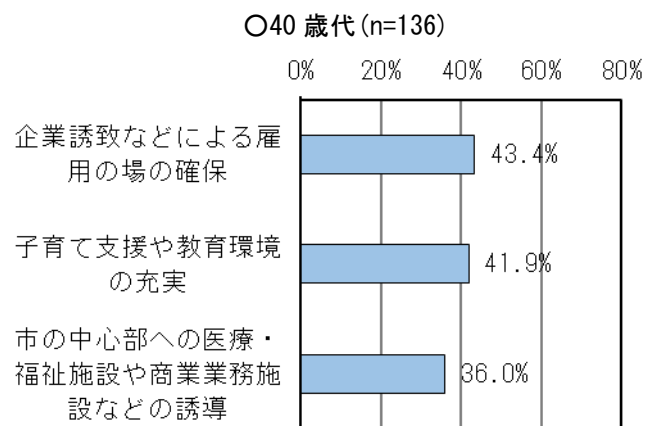
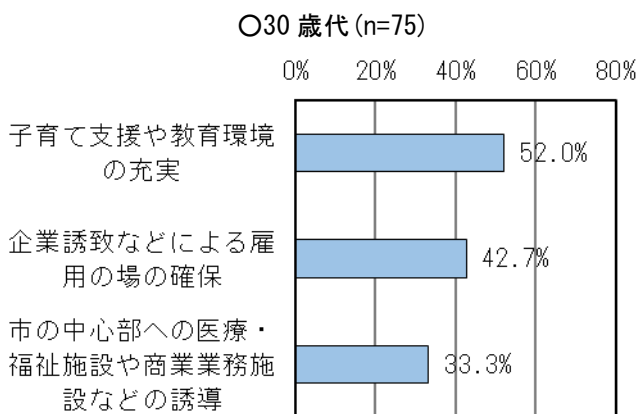
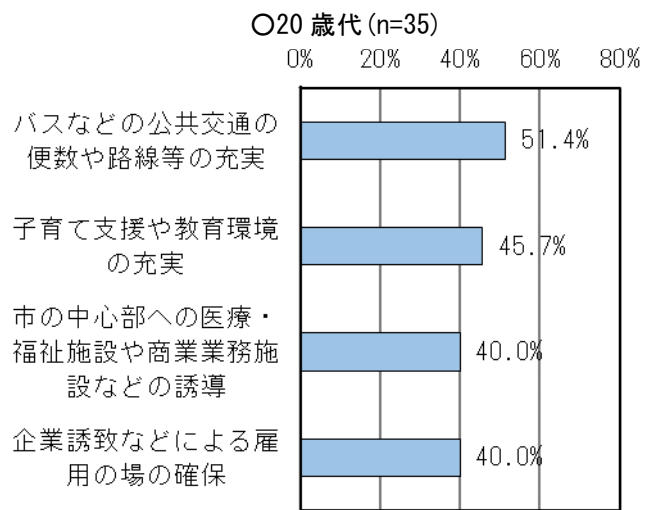
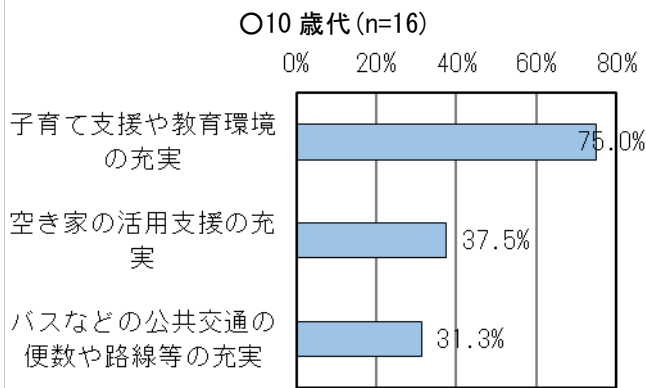
① 住み心地の良い環境の形成

中山間地域に位置し、人口減少・少子高齢化が進行する朝来市では、定住促進により人口減少に歯止めをかけることが重要課題となっており、「住み続けたい・住んでみたい・住んで良かった」と思える定住しやすい環境づくりが必要です。また、ポストコロナ社会に向けたテレワークやオンライン会議といった新しい働き方の拡がりや地方移住の関心の高まりを好機と捉え、移住者の受け入れ環境の整備をより一層進めることが必要であり、若者のニーズに対応する住環境の整備や、広域的な連携による必要な機能の充足等が求められます。



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

市の持続的な維持・発展に必要な取組(年齢別・上位3項目)



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

②安全・安心な暮らしの確保

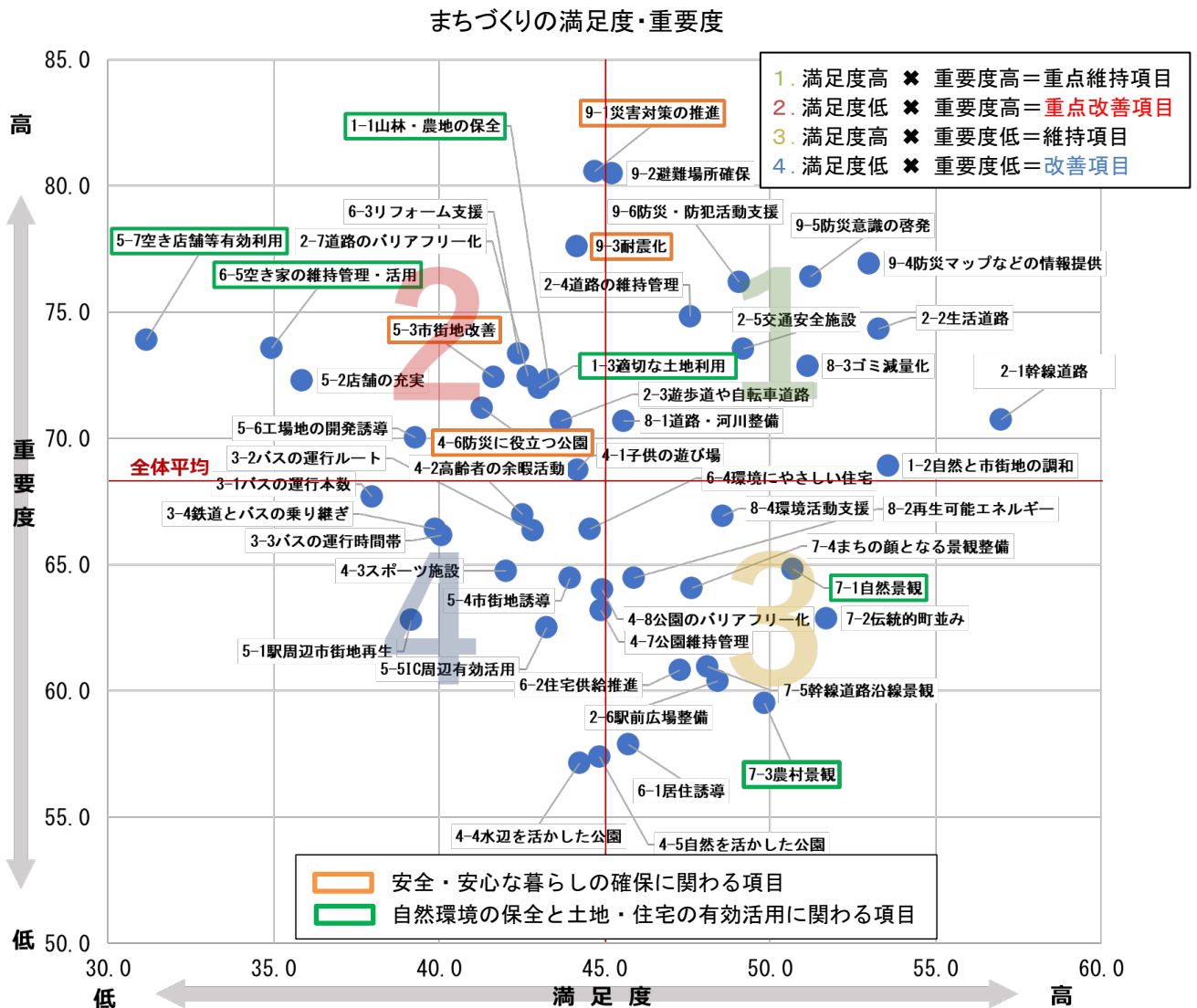
朝来市では市域の多くを森林が占めており、土砂災害や河川合流部等での内水被害の危険が大ききことや、森林や農地の管理水準の低下による自然災害の発生が危惧されることから、治山・治水事業や防災基盤の整備、建築物等の耐震化等により、災害に強いまちにしていくことが必要です。

また、人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域防災力の弱体化を防止するため、地域での絆づくりや協働を通じた減災の取組、自主防災組織の機能強化など、安全・安心なコミュニティを育てていくことが求められます。

③自然環境の保全と土地・住宅の有効活用

朝来市では、都市的な開発・建築は市街地内とその周辺に集中するものの、農地転用は市域に広く分散してみられます。本市の美しい自然環境や景観を守りつつ、地域活性化に資する新たな開発等を許容するため、森林や農村での無秩序な開発を防止するとともに、周辺環境と調和した土地利用や景観への誘導を図ることが必要です。

また、人口減少に伴い増加する空き家、空き店舗、空き地等については、地域の安全や美観等の観点から、適切な管理・活用の促進や土地利用の規制・誘導等が求められます。

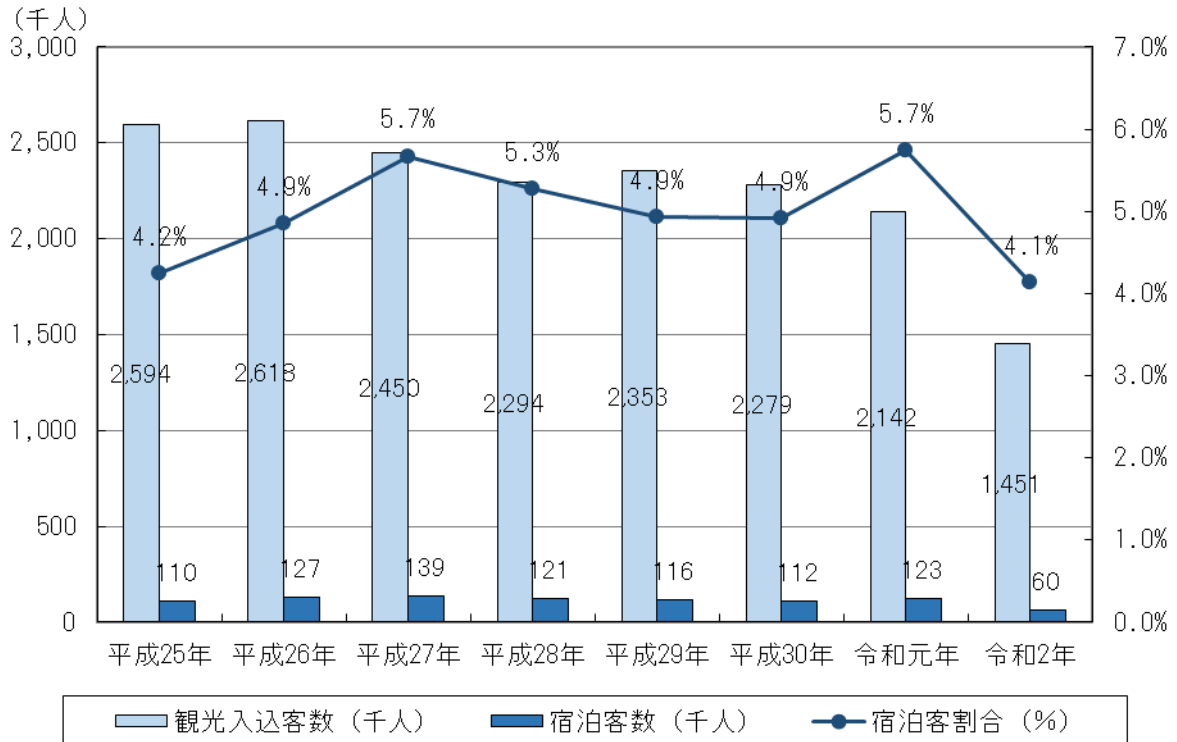


(3) 都市の魅力の向上

①地域資源を活かした朝来らしい魅力の向上

朝来市には古代但馬の国の古墳、竹田城跡、生野鉱山など、各時代を代表する歴史遺産とともに、豊かな自然環境、地域で大切にされている歴史・文化資源など、多様な地域資源があります。各地域ではこうした地域資源の活用を図り、住民が郷土に愛着を持ち、地域外からも人々を惹きつける、魅力的で元気なまちづくりを進める必要があります。

朝来市における観光入込客と宿泊客数の推移



※観光入込客数…年間入込客数 10,000 人以上もしくは特定
月 5,000 人以上の施設等における入込客数の合計値

資料：兵庫県観光客動態調査

②広域交通網を活かした交流や産業等の活性化

朝来市は古くから京阪神と中国・山陰地域を結ぶ交通の要衝にあり、高速道路と鉄道による広域交通ネットワークを有しています。今後、北近畿豊岡自動車道の整備の進展に伴い、観光・交流の振興や産業立地の促進、防災・救急時の広域連携などの強化に努め、広域的な連携も図りながら、地域活力の増進に活かす必要があります。

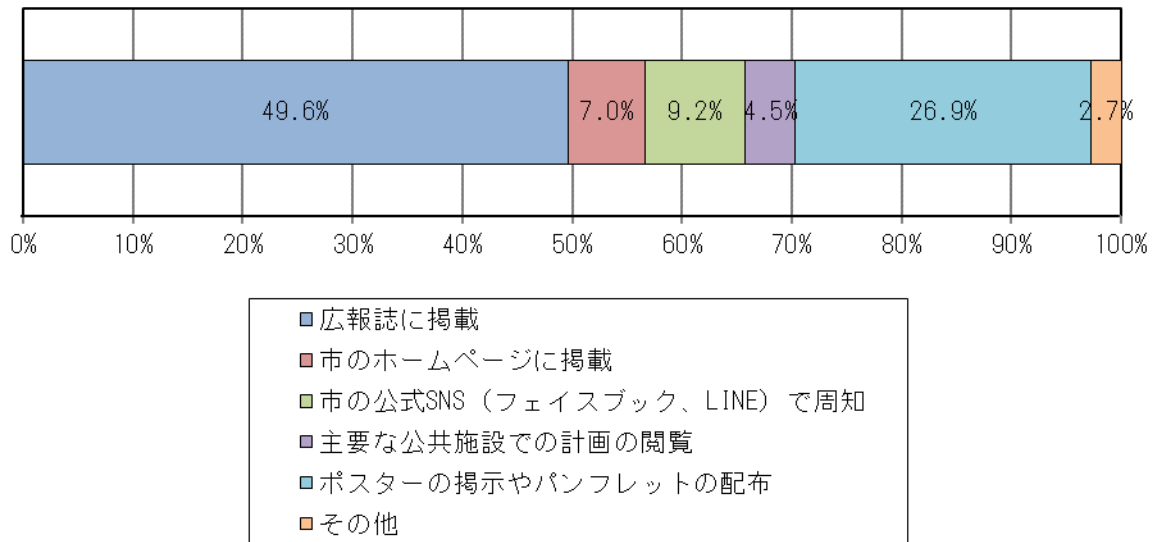
また、鉄道駅やインターチェンジの周辺、国道9号・312号など幹線道路沿道は、本市を訪れる人や企業に第一印象を与える重要な場所であることから、計画的な土地利用や拠点形成等により、本市の玄関口にふさわしい都市づくりを進めていくことが求められます。

③参画と協働によるまちづくりの推進

朝来市では、まちづくりの基本理念に「市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながら、まちをつくる」を掲げ、自治基本条例に基づく参画と協働のまちづくりを推進しています。都市計画やまちづくりの分野においても、従来の量的拡大から身の丈にあった質的向上へと価値観を転換し、参画と協働により持続的な都市経営とまちづくりを実現していくことが求められます。

このため、各地域においては、行政と連携しつつ、都市基盤の維持・管理（ハード）や各種まちづくり活動（ソフト）などの連動にも考慮しながら、総合的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

まちづくり計画等の効果的な周知方法



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

第2章 朝来市が目指すまちの姿

1. 将来像

第3次朝来市総合計画においては、朝来市が目指す将来像を次のように設定しています。

地域力をはじめとする市民相互のつながりに加え、市民と市内外の多様なつながりが、朝来市を前進させる新たな動きを育みます。つながりから生じた新たな動きが市民の幸せを創出し、新たな動きと幸せが周囲に波及・伝播して、市民一人一人が幸せを実感することで、まち全体が幸せであふれる『幸せが循環するまち』の実現を目指し、まちづくりを進めます。

また、社会が目まぐるしく変化し、多くのことが転換期を迎えている現代においては、将来像を実現するために、まちづくりの主体である市民、市議会及び行政が、対話を通じて互いの立場や考えを理解・尊重しあい、そのうえで課題に対する最適解を導き出すことが重要です。対話によって相互理解を深め、新たな時代に向かって朝来市の未来を切り拓いていきます。

人と人がつながり
幸せが循環するまち
～対話で拓く朝来市の未来～

これを受け、都市計画マスタープランにおいては、総合計画の将来像「人と人がつながり 幸せが循環するまち ～対話で拓く朝来市の未来～」の実現に都市計画分野から寄与することを目指します。

2. 将来人口

第3次朝来市総合計画では、将来像の実現に向けた取組が人口減少の抑制につながるという考えのもと、計画期間の終了時である令和11(2029)年時点で26,300人を維持することを人口指標として設定しています。これを踏まえ、都市計画マスタープランについては、第3次朝来市総合計画の人口指標を基に按分し、令和15(2033)年における将来人口を、25,100人として想定します。

■第3次朝来市総合計画における人口指標

平成27(2015)年
30,805人

令和3(2021)年
28,500人

令和11(2029)年
26,300人

令和32(2050)年
20,000人

3. まちづくりの基本方針

将来像の実現に向けて、まちづくりを行う上での基本的な方針を以下のとおり設定し、各取組を推進することとします。また、「持続可能な開発目標」(SDGs)(38頁参照)の視点を取り入れながら、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築を目指します。

(1) 持続可能なまちづくり

①拠点の機能が充実したまちづくり

全市的な都市拠点では都市機能の充実・強化を図り、地域の生活拠点では住環境の向上や集落環境の維持・向上に努めるなど、拠点周辺における生活サービスの維持と居住の誘導を図ります。

②公共交通が確保されているまちづくり

交通事業者との調整や福祉関連施策との連携を図り、地域の実情に応じた交通体系を確立し、拠点へのアクセス向上を図るとともに、全ての市民が円滑に移動できる交通の利便性が確保されたまちを目指します。

③効率的な公共投資

今後、人口減少・少子高齢化の進行、自治体財政のさらなる逼迫等が見込まれる中、都市基盤の整備については既存施設の維持管理、有効活用、長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合や計画的な更新などを推進し、効率的な公共投資を図ります。

④脱炭素型まちづくり

環境保全に配慮した暮らし方や事業活動を普及・啓発し、市民一人ひとりが自動車に過度に依存せず生活利便機能を充足させることができる都市・地域の基盤条件を整え、これを取り巻く自然環境も水源・二酸化炭素吸収源・環境資源等として一体的に保全するなど、再生可能エネルギーも活用した朝来市らしい脱炭素型のまちを目指します。

(2) 安全・安心のまちづくり

①住み心地の良いまちづくり

日常的な生活利便機能を無理なく充足させることができ、生活道路や上下水道等の生活基盤が整った、快適に暮らし続けられる住環境のまちを目指します。また、優れた自然環境や歴史的まち並みとの調和など、地域特性に応じた住環境を形成し、市内外の人を惹きつける定住しやすいまちを目指します。

②災害に強い安全なまちづくり

自然災害に備え、治山・治水事業や急傾斜地対策に取り組むとともに、市街地や集落の安

全性を高めるための基盤整備や建築物の不燃・耐震化、交通安全対策等を促進します。併せて市民一人ひとりの高い防災意識と地域自主防災組織を強化するなど、自助・共助・公助がバランス良く確保された、災害に強いまちを目指します。

③安全な市街地が確保されたまちづくり

自然環境や農村等の無秩序な開発等を防止するとともに、住宅地や集落等の良好な住環境を保全するなど、自然環境や集落、市街地等が共存する計画的な土地利用のまちを目指します。また、空き家、空き店舗、空き地等が適切に管理・活用されるまちを目指します。

(3) つながりが育む魅力的なまちづくり

①地域の資源を市民が守り・活かすまち

竹田城跡や生野銀山、古墳などの本市を象徴する資源のみならず、豊かな自然環境や、地域ごとに保存・継承されてきた自然・歴史・文化資源などについても、地域のまちづくりの中で保全・活用を図りながら魅力的なまちを目指します。

②産業振興・観光交流を促進するまちづくり

北近畿豊岡自動車道等の広域交通基盤を活かし、既存産業の活性化や農商工連携に向けた支援はもちろんのこと、新たな産業を誘引するための都市基盤整備や土地利用の誘導・調整等を推進するなど、産業活力のあるまちを目指します。

また、竹田城跡と生野銀山等を中心に、市内の観光・交流拠点等との連携や関係づけを図りながら、市内周遊観光を促進し、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

(4) 市民とともに取り組むまちづくり

①都市計画マスタープランの共有

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、まず、市民や事業者等が都市計画や自らの地域のまちづくりに関心を持つことが重要です。そのため、都市計画マスタープランの内容を周知し共有していくとともに、まちづくりに関する情報提供や普及啓発、市民や事業者等との対話などを図り、市政に反映するよう努めます。

市民・事業者・団体等においては、都市計画マスタープランや地域自治協議会による「地域まちづくり計画」の内容を理解し、これらに即した生活行動、事業活動、まちづくり活動等に取り組むこととします。

②参画と協働のまちづくり

朝来市自治基本条例の理念に基づき、地域自治協議会を中心とする参画と協働のまちづくりを推進し、市民・事業者・行政など多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力しあってまちづくりに取り組みます。

③成長するマスタープラン

地域自治協議会による「地域まちづくり計画」や具体的なまちづくり活動が進捗することに伴い、都市計画マスタープランを改訂する必要性が生じた場合、あるいは地域のまちづくりを応援・促進する観点から本計画に位置づけることが望ましい場合などは、必要に応じて本計画への反映を図り計画の充実に努めます。すなわち、地域まちづくりの成長に合わせて、成長するマスタープランとします。

持続可能な開発目標（SDGs）の推進について

平成 27（2015）年、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国連に加盟している 193 の国・地域が、令和 12（2030）年を期限に持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指しています。我が国においても、SDGs 実施指針が策定され、市民・企業・自治体等が参画し、SDGs 推進に資する様々な取組が進められています。



朝来市においても、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない持続可能な社会の構築」という未来を見据え、持続可能な社会に欠かせない社会的包摂・環境保全・経済発展の 3 つの側面を統合的に向上させていくことが必要です。

都市計画マスタープランに関連する主な目標は以下のものがあり、後述の分野別方針ごとに関連する目標を示します。

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>11 住み分けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p>		

4. 将来都市構造

まちづくりの基本方針に基づく取組を進め、将来的に以下のような都市構造の形成を目指します。

都市構造の形成方向

区分	形成方向
行政サービス・交通拠点 (JR 和田山駅、朝来市役所周辺)	● JR 和田山駅、朝来市役所周辺は、「行政サービス・交通拠点」として位置づけられています。この拠点では、行政サービス機能が充実しており、市の中心部として、行政サービス・公共交通サービス機能を維持していきます。
広域商業・文化拠点 (一本柳交差点周辺)	● 一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として位置づけられています。この拠点では、商業サービス機能が充実し、和田山ジュピターホールも立地しており、商業サービス・文化サービス機能等を維持していきます。
広域観光・交流拠点 (JR 竹田駅周辺)	● JR 竹田駅周辺は、竹田城跡を核とする「広域観光・交流拠点」として位置づけています。この拠点には観光客等が訪れ、多様な交流により賑わいがみられており、日常生活サービス機能と合わせて交流機能を維持・誘導していきます。
地域商業・医療福祉拠点 (朝来医療センター周辺)	● 朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として位置づけられています。この拠点では、今後の高齢化の進展に対応する病院として、そのサービスの維持と福祉等と連携のとれた施設を誘導する効果や、沿道等の商業サービス機能が充実しており、医療・福祉サービス・商業サービス機能・居住機能を維持・誘導していきます。
高速交通軸	● 北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路を「高速交通軸」として位置づけ、主に市内と遠方を行き来する人の移動や物流を支える機能を活用していきます。
広域幹線軸	● 国道9号・国道312号を「広域幹線軸」として位置づけ、各地域や各拠点を結ぶ機能を活用していきます。
地域幹線軸	● 主要な県道・市道を「地域幹線軸」として位置づけ、各地域内や日常生活圏内の移動を支える機能を活用していきます。
複合都市ゾーン	● 和田山駅周辺の市街地周辺及び和田山 JCT・IC に至る周辺地域を、複合都市ゾーンとして設定します。市庁舎、県事務所等の行政機能及び商業・工業などの業務機能、居住機能などが複合するゾーンとして整備、誘導していきます。
市街地住宅ゾーン	● 支所が所在する旧3町（生野地域、山東地域、朝来地域）の中心地や竹田地区に、複合都市ゾーンと連携・補完する地区拠点機能の整備を進めます。暮らしに身近な商業などの業務機能、快適な居住機能の配置を誘導していきます。
工業ゾーン	● 既存の工業団地の立地環境の向上のほか、恵まれた交通立地条件を活かし、新たな企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存立地企業への支援の充実に努めます。
自然レクリエーションゾーン	● さのう高原、多々良木・青倉山周辺、市川渓流周辺、生野高原周辺、山東自然体験ゾーン、糸井溪谷周辺は、恵まれた自然を有効に活用したレクリエーションの環境整備を進め、観光・交流を促していきます。
農業・農村定住／緑林ゾーン（全域）	● 中山間地域の農地や森林の荒廃化を防止し、農林業生産基盤の整備と国土保全などの公益的機能の維持・向上に努めるとともに、農村集落の環境保全や多自然型の居住空間、自然・農林業の体験、余暇などの場としての有効な活用に努めます。



5. 分野別方針

まちづくりの基本方針を念頭に置いた各分野の具体的取組を以下のとおりとします。

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本方針



① 地域の特性に応じた土地利用の適正な規制・誘導

- ・地域の特性である豊かな自然環境を維持し、優れた歴史、文化、風土、産業等を活かしたまちづくりを推進するため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）による開発の誘導に加え、都市計画法や農地法、森林法等の個別規制法を活用し土地利用の適正な規制誘導を行います。
- ・将来にわたり守るべき農地を明確にした上で、土地利用の適正な活用と見直しを行い、朝来農業振興地域整備計画に反映します。
- ・北近畿豊岡自動車道のインターチェンジの周辺、国道9号・国道312号の沿道等の開発圧力が比較的強い地域においては、用途地域や緑条例等の活用により、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・枚田地区、玉置地区など特に分譲住宅地の開発が進んでいるエリアについては、適正な土地利用の誘導方策について検討します。

② 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

- ・都市計画区域内においては、人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域等の活用により、良好な市街地環境の形成を図るとともに、必要に応じて、用途地域の見直し等を行います。
- ・竹田地域の「景観形成地区」においては、歴史的な景観の保全を図るため、計画的な整備に努めます。

③ 都市計画区域外における土地利用の適正な規制・誘導

- ・生野、朝来、山東地域の中心部においては、各地域で持続的に日常生活を営めるよう、生活利便機能を集約・充実した暮らしの拠点づくりを進め、事業所や商業施設にとって交通アクセスが魅力的な立地条件により、生産・経済活動を安心して行える土地利用を計画的に誘導するとともに、周辺環境と調和した秩序ある土地利用を推進します。
- ・山東地域など特に分譲住宅地の開発が進んでいるエリアについては、適正な土地利用の誘導方策について検討します。
- ・生野地域の「景観形成地区」においては、歴史的な景観の保全を図るため、計画的な整備に努めます。

2) 土地利用の配置方針（用途地域周辺）

①商業・サービス・交流中心地区

- ・一本柳交差点周辺の国道9号・国道312号沿道は、商業・サービス・交流中心地区として、全市生活圏を支えるとともに、広域からも多くの人を惹きつける都市機能の充実を誘導します。

②駅周辺にぎわい・交流地区

- ・和田山駅周辺は、駅周辺にぎわい・交流地区として、駅前地区の活性化、駅北遊休地の有効活用、駅南北の歩行者アクセス整備などを推進し、駅を活かしたにぎわい・交流の創出を誘導します。

③沿道サービス地区

- ・国道9号・国道312号及び県道物部養父線（円山川右岸道路）の沿道市街地は、沿道サービス地区として、沿道だけでなくその背後地への影響も考慮に入れた市街地整備や都市づくりの推進、周辺環境と調和した土地利用の規制・誘導、景観形成や緑化の推進など、機能的で質の高い市街地の形成を誘導します。

④住宅地区

- ・幹線道路の背後地など住宅を主とする地区は、住宅地区として、住環境の保護を第一に、無秩序な土地利用や景観的な混乱を防止し、良好な住居系市街地を形成します。

⑤工業地区

- ・工業専用地域、工業地域として指定されている区域は、工業地区として、地域経済を牽引する産業地区として、産業振興施策と連携しつつ、操業環境の保全、緑化等による周辺環境と調和する景観形成などを誘導します。

⑥複合機能地区

- ・円山川と国道312号の間は、流通倉庫・住宅・農地などが混在しており、複合的な都市機能からなる複合機能地区として、良好な市街地を形成します。

また、朝来医療センター周辺は医療・福祉サービス・商業サービス・居住機能等を維持・誘導します。

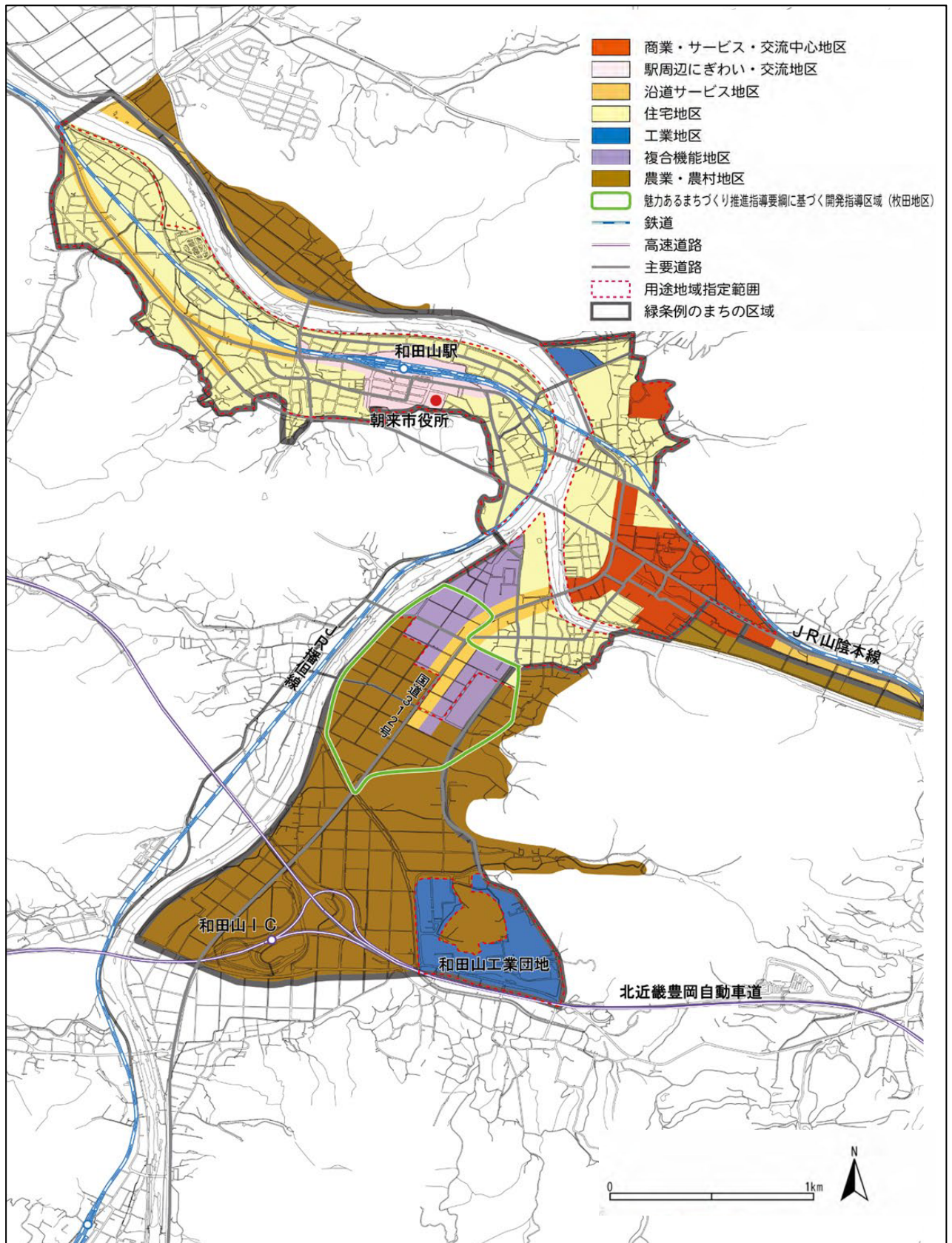
⑦農業・農村地区

- ・用途地域に隣接する農業・農村地区では、まとまりある農地や緑地等の保全に努めるとともに、開発や土地利用転換にあたっては、周辺環境との調和の確保、無秩序な土地利用の抑制、景観の規制・誘導などに取り組みます。

⑧魅力あるまちづくり推進指導要綱の区域

- ・用途地域内では、用途地域に基づき、土地利用の規制・誘導を行う一方、用途地域外の農業・農村地区では、農地利用との調整や田園環境との調和を図りつつ、同要綱に基づく開発指導を継続するとともに、将来的には、地域商業・医療福祉拠点としての充実を図るため、地元意向を踏まえながら、用途地域の拡大を含め、都市基盤の整った秩序ある土地利用の在り方を検討します。

用途地域周辺



(2) 道路・公共交通の方針

1) 道路の方針



①幹線道路等の整備

- ・都市計画道路や各生活圏を結ぶ道路について、計画的で効率的な整備を図ります。
- ・朝来市が有する豊かな自然環境や歴史的・文化的資源等を来訪者にアピールするため、鉄道駅やインターチェンジの交通結節点や、観光交流機能等も有する道の駅などでは、景観や案内サインの整備などに取り組みます。

②道路の長寿命化

- ・安全な道路網を形成するため、幹線道路の施設や橋梁等の長寿命化とともに、災害時の代替ルートの確保等に取り組みます。
- ・橋りょうの持続可能な維持管理に向けて、定期点検を実施し、結果に基づいた補修を計画的に行うとともに、災害時の代替ルートの確保等に取り組みます。

③交通安全対策

- ・日常生活における交通の安全を確保するため、地域内交通網を形成するとともに、防護柵・照明設置など交通安全対策に取り組むほか、アドプト制度などにより沿道住民等との協働による維持管理を推進します。
- ・舗装路面状況調査や交通安全施設等の点検を実施し、舗装や防護柵・道路反射鏡等の劣化状況を把握することにより、効率的な維持管理を行います。
- ・通学路の安全を確保するため、通学路における危険箇所について、地域と連携しながら、合同点検を実施し、対策を講じていきます。

④道路のバリアフリー化

- ・鉄道駅やバス停、及びその周辺の公共公益施設とともに、主要な便利施設等を結ぶ幹線道路の歩道などについては、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。

2) 公共交通の方針

①公共交通ネットワークの構築

- ・公共交通を利用して地域で暮らし続けられる都市づくりを推進するため、「朝来市地域公共交通網形成計画」に基づき、日常生活圏内の市街地や集落、公共施設・生活利便施設等を結ぶ鉄道・路線バスの維持・確保と利便性の向上に取り組みます。
- ・農山村地域における買い物難民に対応し、各拠点を結ぶ公共交通の維持・充実を図るとともに、移動販売等の買い物支援等を検討します。

②新たな移動手段の導入等に向けた検討

- ・持続可能な交通手段を確保するため、福祉施策等とも連携しつつ、地域特性に応じた自家用有償旅客運送や乗り合いタクシー等、新たな移動手段の導入について、実証実験や市民の意見を踏まえつつ検討します。
- ・JR 路線を将来にわたり維持するため、鉄道沿線自治体との協力による沿線の活性化を図るとともに、鉄道利用への補助も行いながら、住民に対する鉄道の利用促進を図ります。
- ・鉄道利便性向上のため、駅からの二次交通の充実方策について駅周辺整備を含め検討します。

③バス待ち環境の改善

- ・バスの待ち時間や乗換えの負担を軽減させるため、バス事業者との意見交換を継続的に行いながらバス待ち環境の改善に向けた取組を進めます。



(3) 水と緑の方針

①公園施設の維持管理

- ・美しく潤いのある公園を維持するため、引き続き地域住民との連携による維持管理を行います。
- ・公園施設の安全性を確保するため、定期的な点検を行います。
- ・多世代の人々が公園の快適さと楽しさを享受するため、遊具やモニュメントの設置等を推進します。
- ・防災や健康増進等に寄与する多面的な機能を踏まえた整備を推進します。

②上水道施設の更新

- ・上水道施設については、人口減少に伴う今後の水需要の減少を踏まえて、ダウンサイジングやスペックダウンを行うとともに、効率的な施設更新を行います。

③下水道施設の整備・更新

- ・「朝来市下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、下水道の整備を推進します。
- ・下水道施設については、人口減少に伴う今後の水需要の減少を踏まえて、施設のダウンサイジングやスペックダウンを行うとともに、効率的な施設更新を行います。



(4) その他公共施設の方針

①施設の適正化

- ・公共施設を取り巻く状況の変化に対応していくため、「公共施設再配置計画」に基づき、市民理解を得ながら公共施設の再配置と適切な維持管理に取り組みます。

②施設のバリアフリー化

- ・「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、都市施設や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

③教育・文化施設の整備

- ・学校園での指導体制等、質の高い教育環境を充実させるとともに、計画的に学校園施設の改修を行い、子どもたちの学習環境を整備します。
- ・市民の学びの拠点として、図書館の環境を整備するとともに、市民が主体的に課題を解決できるような支援を行います。
- ・芸術文化活動の一層の充実を図るため、文化会館の機能分担や、和田山ジュピターホールの大規模改修を行います。
- ・あさご芸術の森美術館では、彫刻公園をより一層充実させるとともに、美術館収蔵庫の整備と合わせ、市民が気軽に芸術文化活動ができる場所の確保に向けた検討を進めます。
- ・教育・文化施設等について、適切な維持管理や計画的な補修等を進めるとともに、施設の魅力向上等を図るための改修を行います。

④子育て環境の充実

- ・子育て関係施設については、子どもたちが安全・安心に利用できるよう、計画的に整備・修繕等を行います。また、民間園については必要な支援を行います。

⑤社会体育施設の整備

- ・既存の社会体育施設のさらなる活用を図ります。また、スポーツ振興や健康増進を図るため、全天候型運動施設の整備等、多面的な活用を視野に入れた社会体育施設の全体的な再配置を進めます。

⑥通信環境の整備

- ・公共施設等における Wi-Fi 環境の整備や小中学校におけるオンライン学習に対応した通信環境の整備などを行います。

(5) 市街地・住宅地の方針

1) 市街地の方針



①都市拠点における都市機能の維持・誘導

- ・和田山駅周辺では、便利で賑わいのある空間を創出するため、和田山機関庫の活用に向けたまちづくりを行うとともに、JR 和田山駅の南北を自由に行き来できる歩行者用通路や駅北におけるロータリーの整備に加え、駅南における既存施設や空き地及び空き店舗等の活用などについても協議を行い、商業機能や交流機能等の都市機能の強化を推進します。
- ・都市計画区域である和田山町の都市機能誘導区域では、都市機能の維持・誘導を推進します。
- ・都市計画区域（和田山町）においては、立地適正化計画との整合性や土地利用の実態に応じて、用途地域の適正な見直しを行います。

②生活拠点における生活利便機能の維持・充実

- ・旧3町（生野地域、山東地域、朝来地域）の生活拠点では、市役所支所や公民館などの公共施設のほか、日常の暮らしを支える食品スーパー、診療所、教育・福祉・金融・郵便などの生活利便機能の維持・充実を促進します。
- ・安心・快適な住環境を形成するため、生活拠点及びその周辺の市街地では、空き地や空き家の活用、建築物の不燃・耐震化を促進するとともに、「朝来市景観計画」等に基づき、歴史的なまち並み資源の保護・活用、河川や緑地空間の維持管理に努めます。

③医療福祉拠点の充実

- ・朝来医療センター、朝来市保健センターを医療福祉拠点として、医療・保健・福祉の連携による施設の充実や多機能化とともに、周辺のバリアフリー化を促進します。

④幹線道路沿道の計画的整備

- ・国道 312 号の沿道機能を活用した地域の活性化を図るため、一本柳交差点南側沿道の適正な利用や計画的な市街地整備を推進します。

⑤産業の振興

- ・市外事業者の活力を取り込むため、朝来市の魅力を対外的にプロモーションするとともに、サテライトオフィス等を誘致し、その開設を支援します。
- ・和田山、生野、山東の各工業団地については、企業誘致施策との連携のもと、分譲地の有効利用や操業環境の保全、環境美化を促進します。
- ・工業の振興を図るため、周辺環境との調和した既存事業所の拡充や新設等を促進します。
- ・充実した高速道路網を活かし、産業団地の整備を検討するとともに、民間事業用地についても情報提供を行い、企業の進出を推進します。

⑥産業基盤の確保

- ・周辺環境との調和や土地利用・建築規制に配慮しつつ、操業環境の保全・継続を図るため、産業振興施策との連携の下、道路や上下水道・高度情報通信基盤など産業基盤の確保に努めます。

⑦潤いのある市街地環境の形成

- ・潤いある市街地環境づくりやおもてなしの景観づくりを推進するため、地域の美化清掃や花づくり等を支援するとともに、観光・交流施設、鉄道駅、工場周辺などについては、周辺の環境と調和した緑化を促進します。

2) 住宅地の方針

①定住環境の向上

- ・安心して朝来市に暮らし続けられる住環境を確保するため、住宅マスタープランに基づき、住宅の不燃・耐震化促進、住み替えニーズに応じた多様な住宅の供給、住宅セーフティネットの構築などに取り組みます。
- ・新規居住者の誘因・定着を進めるため、あさご暮らし体験住宅や定住促進住宅等の利活用のほか、地域や不動産事業者と連携し、賃貸可能物件等の空き家バンク登録を推進するとともに、若者・子育て世帯等の市外からの転入や市内定住を促進するため住宅取得や空家活用の支援を行います。
- ・地域ぐるみの移住者支援を充実させるため、移住希望者と地域との面談の機会づくりや移住後のサポート等、地域が主体となった活動を促進します。

②二地域居住等の促進

- ・二地域居住やUIJ ターン居住を促進するため、地域自治協議会等と連携しつつ、定住促進施策や田舎暮らし体験、古民家仲介制度の活用により、都市市民の受け入れ集落の育成、就農や就業の支援などに取り組みます。

③集落環境の維持・向上

- ・良好な集落環境の維持・向上を図るため、地域と連携して、生活道路の整備、空き地・空き家の活用、住宅等の耐震化、広場などの公共空地の確保などに努めます。

④空き家対策の促進

- ・空き家の発生と周辺環境に及ぼす影響を防止するため、空き家所有者への空き家バンク制度や不良住宅除却支援制度などの情報提供、空き家管理に関する助言・指導を行います。

⑤公的住宅の適正管理

- ・「朝来市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的かつ合理的に住宅の再編や長寿命化を図り、適正な住宅戸数を確保します。
- ・快適に暮らせる住宅を提供するため、改修が必要な市営住宅については、多様な生活様式に対応したリニューアル化を図ります。



(6) 都市防災の方針

①防災基盤の整備

- ・関係機関や事業者と連携し、公共施設や公共建築物、ライフライン（電気・上下水道・情報通信など）の耐震性を強化します。
- ・自然災害リスクを軽減するため、治山・治水事業や森林整備とともに、自然環境の保全と森林の適正管理に努めます。
- ・緊急輸送道路に指定されている橋梁の耐震補強を継続して実施します。
- ・地域特性に応じて、市街地や集落の防災性を強化するため、建築物の不燃・耐震化促進や幅員の狭い道路の拡幅、消火栓や防火水槽等の確保、避難所の確保などに取り組みます。
- ・安全な避難所の確保や代替施設の選定を進めるとともに、近隣区と連携した柔軟な避難所開設、垂直避難及び近隣住宅への避難等、地域の実状に応じた避難方法の検討・共有を進めます。
- ・災害発生時に救助・救急並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、指定されているヘリコプター臨時離着陸適地と、高速道路網との接続強化を図ります。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、ため池ハザードマップの作成や周知とともに、ハザードマップの効果的活用を検討します。
- ・災害時に決壊等のおそれがあるため池については、地元と調整のうえ、改修補強又は廃止の検討を進めます。

②防災体制の構築

- ・関係自治体相互の災害時支援活動等の応援体制を構築・強化します。

③地域防災力の向上

- ・地域防災力の向上を図るため、防災士等による区等への適切な助言や自主防災組織の活動支援を継続して実施するとともに、効果的な防災活動の実施に向け「地区防災計画」の作成を支援します。
- ・多様な世代が地域の防災活動に参加しやすくするため、地域行事や学校等と連携して地域防災訓練を実施します。
- ・障害のある人や在住外国人等の災害情報が伝わりにくい人に対する災害時の情報伝達を確立します。
- ・災害復旧や復興まちづくりの迅速化・円滑化を図るため、調査未完了地域の地籍調査を計画的に推進します。

(7) 地域環境の形成方針



①観光・交流まちづくりの推進

- ・全市的な観光・交流まちづくりを推進するため、「竹田城跡や生野銀山、神子畑選鉱場跡」などの本市を特徴づける観光資源については、景観整備を図りつつ、これら資源を有機的にネットワーク化するとともに、イベント等を通じPRを推進します。
- ・観光客が何度も訪れたいくなるような魅力とおもてなしの心あふれるまちづくりを進めるため、観光人材やボランティアガイドの育成、地域や観光関連団体のおもてなし意識の向上を図るとともに、観光関連団体や事業者のほか、多様な関係者と連携してDMOの機能を備えた組織づくりを推進します。
- ・地域活性化を図るため、農業、商工業等と連携し、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」関連施設等の環境整備を推進するとともに、地域や地区固有の歴史文化、特産品、風景等の掘り起こしを行い、その環境整備や情報発信に取り組みます。
- ・産業振興施策との連携の下、本市の多様な資源を活用した農商工連携や着地型観光等の取組を推進します。
- ・観光関連施設については、施設の在り方を検討のうえ、年次的な施設改修や機能の集約・再編・施設機能の見直し等を実施し、効率的・効果的な管理運営に取り組みます。また、誰もが安心して訪れることができる環境づくりを進めます。

②緑豊かな地域環境の形成

- ・無秩序な開発を防止するため、市街地や集落周辺等では、「都市計画法」や「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」等の個別規制法や条例等を活用し、適正な土地利用を推進します。
- ・源流域にふさわしい緑豊かな地域環境の形成するため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」等に基づき、農林業振興施策と連携した農地の保全、無秩序な開発や転用の防止とともに、耕作放棄地対策、里山整備対策土砂災害対策等に取り組みます。

③自然環境の保全・活用

- ・水と緑豊かな自然環境の保全・活用を図るため、市民団体等と連携し、自然を守る市民活動等の促進、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど都市農村交流を通じた環境保全、交流と環境保全を両立させる取組を推進します。
- ・森林や農地が持つ水源かん養や雨水貯留などの防災機能を発揮させるため、森林や農地等の無秩序な市街化や開発の防止に努めます。
- ・里山が有する快適環境形成機能の向上を図るため、気象災害の防止効果や鳥獣害の防止効果がある森林裾野の整備を図ります。
- ・オオサンショウウオやコウノトリが生息・繁殖することに代表される朝来市の豊かな自然を未来へつなぐため、自然環境の把握・保全を推進します。

- ・市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関するデータを蓄積するため、希少野生動植物の保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力し、情報収集を行います。
- ・特定外来生物等からの生態系被害や人的被害を予防するため、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携し、市外からの侵入防止対策や繁殖防止対策に取り組みます。
- ・子どもから大人まで多くの人や団体が参加できる地域等での学びの場に加え、学校における体験活動や学習会等を提供することにより、人の営みが自然環境に与える影響や生物多様性についての意識の高揚を図ります。

④自然保護活動の促進

- ・オオサンショウウオの保全・保護を推進するため、自然環境に配慮した道路や河川等の維持管理の実施や、関係団体と連携・協働した清掃活動等の取組を促進します。

⑤農林環境の維持・向上

- ・多面的な機能を有する農林環境の維持・向上を図るため、農林施策等と連携して、遊休農地対策、鳥獣害対策、災害防止などに取り組むとともに、農地中間管理機構を活用しながら農地の貸し借りのマッチングを行い、新たな耕作放棄地の発生を抑制します。
- ・朝来農業振興地域整備計画と調整を図りながら再ほ場整備を行い、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を定める地域計画を定め、担い手への農地集積や集約を進めます。

⑥歴史文化遺産の保全・活用

- ・歴史文化遺産の価値評価や調査を計画的に行い、文化財指定や登録の推進をはじめ、郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を残すとともに、地域の伝承・育成活動への支援を図ります。
- ・地域が受け継いできた文化財を住民とともに保存・活用していくための指針として、地域計画を策定します。
- ・朝来市の歴史文化を後世に引き継ぐため、歴史文化遺産の所有者との連携を深めるとともに、保護制度を確立し、歴史文化遺産の円滑な保存・整備を推進します。



(8) 環境保全の方針

①脱炭素社会の実現

- ・脱炭素社会の実現を図るため、木質バイオマス、太陽光及び小水力発電等の新エネルギー利用による温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの普及を推進します。
- ・省エネルギーを促進するため、普段の暮らしの中での身近な取組を啓発するほか、住宅や建物における省エネルギー性能を高める改修や省エネルギー型の製品に関する情報提供を推進します。
- ・森林の保全やCSR（社会的責任としての環境行動）、林業の振興、都市市民や企業など多様な主体との協働による保全などを促進するとともに、カーボン・オフセット（CO₂排出の埋め合わせ）を推進します。

②環境負荷の低減

- ・環境と共生する暮らしを推進するため、ごみの減量化、集団回収による再資源化等の取組を支援します。
- ・広報紙・ホームページ等の活用や環境に関するイベント等を通じて、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化に関する啓発活動を行う等、3Rに関する取組を推進します。また、ごみの減量化や再資源化を図っていくため、南但広域行政事務組合や養父市との連携に努めるとともに、朝来市一般廃棄物最終処分場の長寿命化を図ります。
- ・「クリーン但馬10万人大作戦」への参加促進等により、住民自らが地域の景観と環境美化を守る意識の向上を図ります。また、広報紙やホームページ等を通じて市民や事業者等への不法投棄の防止に向けた意識啓発を推進するとともに、関係機関と連携しながら監視やパトロールを実施し、環境美化の保全や海洋プラスチックごみの発生抑制を図ります。

③環境学習等の促進

- ・自然と共生する意識の啓発や人材育成を促進するため、自然学校、体験活動、環境学習などを実施します。



(9) 景観形成の方針

①良好な景観の形成

- ・ 景観形成に対する住民意識の向上と、修景助成制度の周知に努めます。
- ・ 魅力的な景観づくりを進めるため、「朝来市景観計画」等に基づき、建築行為や開発行為の規制・誘導や緑化を促進するとともに、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の規制、指導・助言に取り組みます。
- ・ 豊かな自然環境を土台に、個性的な歴史・文化的景観や美しい農村景観、賑わい景観など朝来市らしい多面的な景観の保全・育成に努め、将来世代に継承します。
- ・ 朝来市のイメージ向上、観光・交流人口の誘引、市民のふるさと意識の醸成等を図るため、基本となる景観構造や重要文化的景観である「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」等の景観資源の価値を守りつつ、それを市の魅力として広く発信します。

②景観まちづくりの推進

- ・ 景観まちづくりを推進するため、地域ごとの特性に応じた良好な景観のあり方について、地域の住民や企業、団体等がともに考え、共有し、協働で取り組みます。

地域別構想

第3章 地域別構想

1. 地域区分

地域別構想とは、全体構想（第1章、第2章）に基づき、地域の特徴や資源を活かした個性的なまちづくりを進めていくため、それぞれの地域のまちづくりの目標や方向性を示すものです。

地域区分については、日常生活圏である4つの旧町域ごとに区分し、各地域住民の意向等を反映しながら、地域のまちづくり方針を明らかにします。

地域区分図



2. 地域まちづくり計画との関係

地域主体のまちづくりの総合的な計画として、地域自治協議会による「地域まちづくり計画」が策定されています。一方、行政計画である都市計画マスタープランの地域別構想は、全体構想と整合させつつ地域の課題や取組の方針を示すものです。

都市計画マスタープランの地域別構想は、地域まちづくり計画の中の空間的な部分（土地利用、生活基盤、建築物等）を補足するものであり、いわば車の両輪の関係にあるため、連携していけるよう内容を調整しています。

3. 地域別構想

(1) 生野地域

1) 地域の概要

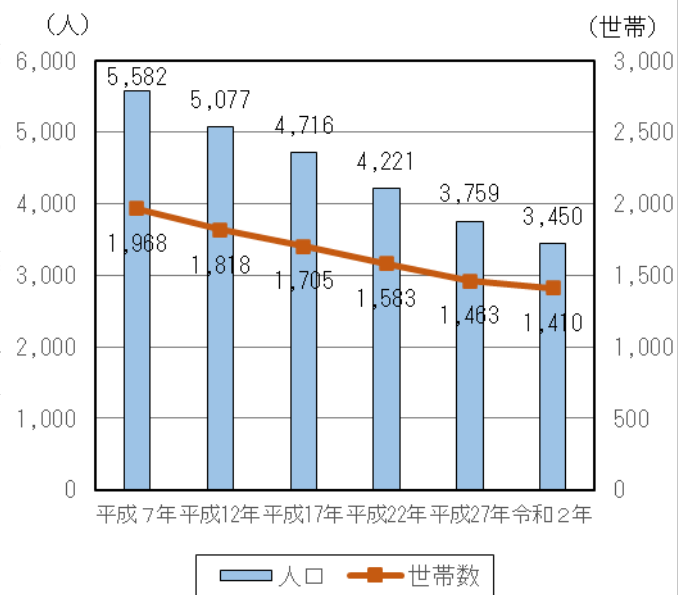
・生野地域は市の南部に位置する地域です。西側には生野高原があり標高 1,000m を超える段ヶ峰や高星山があります。東側は三国岳をはじめとする急峻な山々が深い谷を形成し、地形と豊富な水資源を活用して黒川ダムや県営生野ダムが立地しています。

・生野銀山とともに発展してきた地域で、口銀谷地域、奥銀谷地域を中心とする市街地と、柘原地区などの農村部の集落及び山間部にかけて点在する集落等から構成されています。広域の幹線道路である国道 312 号、JR 播但線、播但連絡道路が並行して南北に、また国道 429 号が東に隣接する丹波市へと走っています。

・令和 2（2020）年の人口は 3,450 人で、市域に占める人口割合は約 11.9% となっており旧町の中で最も人口が少ない地域です。人口、世帯数とも市全体を上回る減少率で年々減少傾向にあります。また、令和 2（2020）年における年齢 3 区分人口割合は、全市平均と比較し、年少人口（14 歳未満）は 3.2 ポイント低く、老年人口（65 歳以上）は 6.4 ポイント高く、地域人口の 4 割を超えており、市内でも少子高齢化が進んでいる地域といえます。

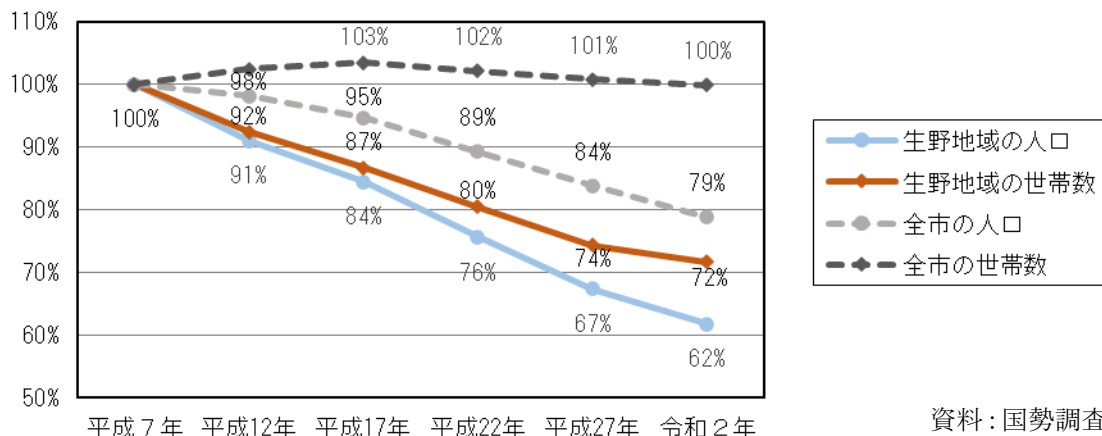
・令和 3（2021）年 12 月に実施したまちづくりに関する市民アンケート調査（以後、「アンケート調査」という。）では、まちづくりの現状とこれからのまちづくりについて、本地域では、「公共交通の充実」、「空き家の適切な管理」、「防災対策」、「工場地の開発誘導」などが「重点改善項目（満足度低、重要度高）」として挙げられます。

人口と世帯数の推移（生野地域）



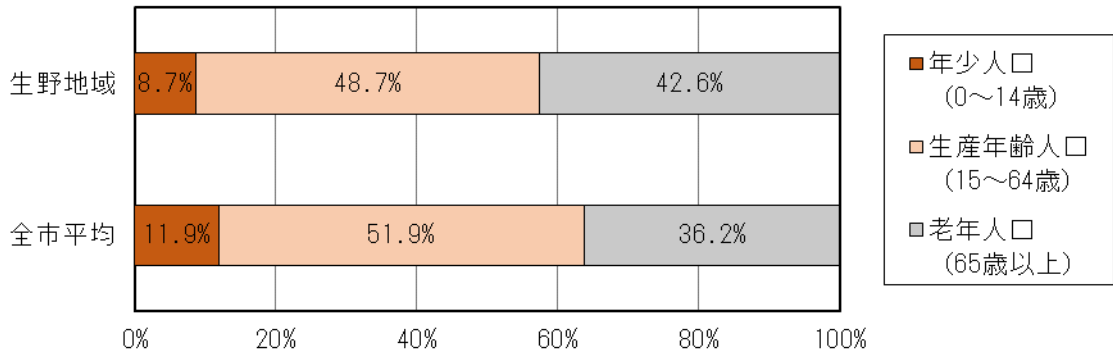
資料：国勢調査

人口と世帯数の伸び率（生野地域・全市比較）



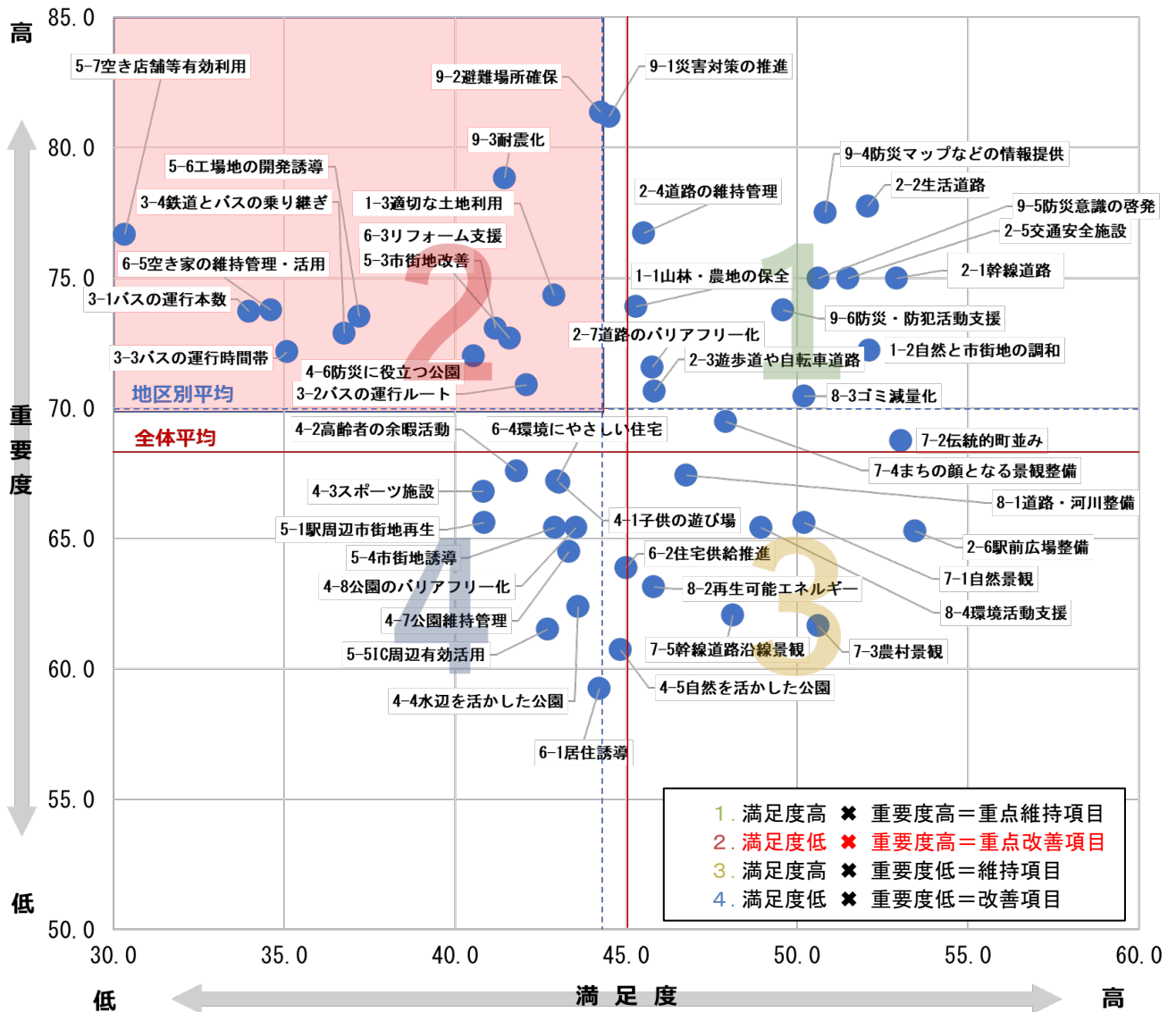
資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合（令和2年）



資料：国勢調査

生野地域の市民アンケート調査結果（満足度・重要度分析）



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

2) 地域の課題

人口の動向やアンケート等を踏まえた地域づくりの課題は以下のとおりです。

①生活サービス機能の向上と利便性の高い公共交通ネットワークの形成

人口減少の進行に伴い、日常における生活サービス機能の低下が懸念されており、生野駅や生野支所周辺における拠点機能の充実と、これに接続する公共交通ネットワークの利便性を確保する必要があります。

②住環境の向上

人口減少や少子高齢化の進行により、空き家等が増加しており、周辺地域に及ぼす影響が懸念されています。また、若者の定住化や移住などを促進するためには、魅力ある生活基盤施設の充実に取り組む必要があります。

③地域の安全性を確保する防災対策の推進

山間部が多くを占める本地域では、災害対策や避難対策等が求められており、災害に強い地域づくりに取り組む必要があります。

④地域資源を活かした地域の活性化

生野銀山の歴史文化資源等を基軸とした地域活力の向上が求められているとともに、国の特別天然記念物オオサンショウウオの生息地としても知られる豊かな自然や歴史文化など多様な地域資源を維持・活用した地域づくりに取り組む必要があります。

3) 課題に対応する地域づくりの方針

①生活サービス機能の向上と利便性の高い公共交通ネットワークの形成

- ・地域の中心市街地である生野支所周辺では、公共公益施設、食品スーパー、診療所、教育・福祉・金融・郵便等の生活利便機能施設の維持・充実や、空き地及び空き家の活用などにより、活性化を図ります。
- ・「朝来市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共施設等の日常生活に必要な施設や生野銀山等の観光施設など、各拠点へのアクセスを充実させるため、鉄道・路線バス等における利便性の維持・向上に取り組めます。

②住環境の向上

- ・点在する集落の維持や密集市街地における環境保全のため、空き家等の所有者に対し、空き家の発生予防や適切な管理を求めるとともに、空き家バンク登録の推進など空き家を有効活用した移住・定住や観光交流の取組を進めます。
- ・市内で最も団地数が多く、老朽化が進んでいる市営住宅の再編を進め、今後も継続使用する住宅については、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・道路沿い等において、地域の美化清掃や花づくり等を支援するなど、潤いのある住環境の形成に取り組めます。

- ・口銀谷地域、奥銀谷地域においては、道路の美装化や修景施設整備など、生野の歴史的、風土的特徴を活かしたまち並み景観の創出を住民と一体となって進めます。

③地域の安全性を確保する防災対策の推進

- ・砂防堰堤の整備等の促進や森林の整備・適正管理の推進など、土砂災害等から住民の命等を守る取組を進めます。
- ・緊急輸送道路に指定されている国道 312 号の橋梁耐震補強を促進するなど、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- ・「地区防災計画」の作成支援や地域行事や学校等と連携した地域防災訓練の実施などにより、地域防災力の向上を図ります。

④地域資源を活かした地域の活性化

- ・太盛地区や生野工業団地については、活発な工業活動の維持・誘導を図ります。
- ・日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」周辺や観光地化が進む生野高原などにおいて、観光資源を活かした環境整備を推進します。
- ・オオサンショウウオが数多く生息する市川源流域など、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、自然環境に配慮した道路や河川等の維持管理の実施や、関係団体と連携・協働した清掃活動等の取組を促進します。
- ・国の重要文化的景観に選定されている「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」を住民との協働により保護・継承し、それを地域の魅力として広く発信します。

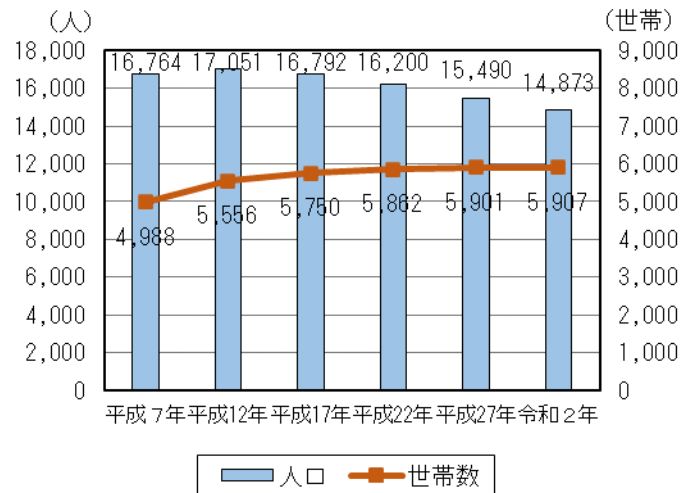
(2) 和田山地域

1) 地域の概要

- ・和田山地域は市の北部に位置する地域です。北側には東床尾山・西床尾山や鉄鉆山、室尾山、中西に大倉部山、中東に夜久野高原、南側に朝来山があり、円山川や糸井川等が流れています。
- ・和田山地区の JR 和田山駅を中心とする区域では市街地が形成されており、都市計画区域で用途地域が指定されています。糸井、大蔵、東河、竹田地区は一部都市計画区域に指定されていますが、用途地域は無指定となっています。
- ・竹田地区は景観形成地区に指定されており、JR 播但線竹田駅周辺に竹田城跡と城下町があり、本市の代表的な観光地となっています。また、茶すり山古墳をはじめとする古墳群や大町藤公園など、観光資源や歴々の史跡が各地に点在しています。
- ・糸井地区、東河地区など市街地周辺の地域には田園風景が広がっており、コウノトリが生息する里山やホタルが舞う河川等の豊かな自然を有しています。
- ・広域的な幹線道路である国道9号及び312号が和田山地区の一本柳交差点で合流し、北近畿豊岡自動車道と播但連絡道路は和田山インターチェンジ/ジャンクションでつながっています。また、JR 山陰本線と JR 播但線が和田山駅で接続するなど、交通の要衝となっています。

- ・令和2（2020）年の人口は14,873人で年々減少が続いていますが、市全体に占める人口割合は約51.3%で旧町の中では最も人口が多い地域です。平成17（2005）年から減少傾向となっていますが、市全体の減少率を下回る結果となっています。
- ・世帯数は、平成27（2015）年まで増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は横ばいの傾向にあります。また、令和2（2020）年の年齢3区分人口割合をみると少子高齢化が進んでいるものの、全市平均と比較し、年少人口（14歳未満）は1.3ポイント高く、老年人口（65歳以上）は4.0ポイント低くなっています。

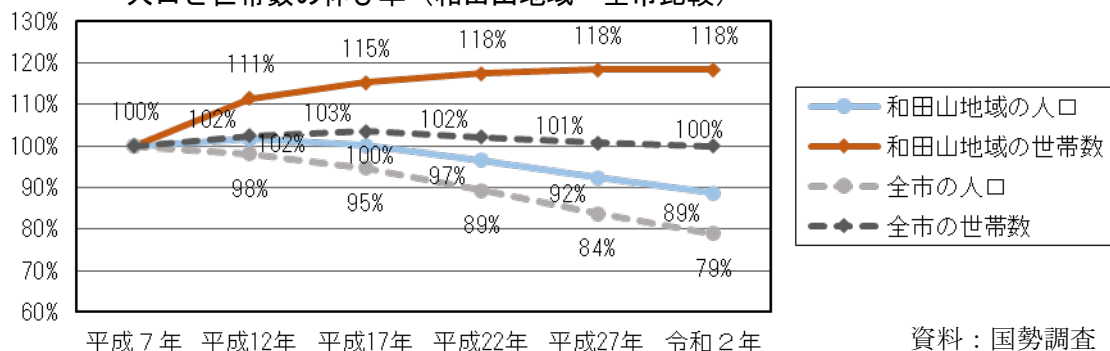
人口と世帯数の推移（和田山地域）



資料：国勢調査

- ・アンケート調査のまちづくりの現状とこれからのまちづくりについて、本地域では、“工場地の開発誘導”、“店舗等の充実”、“居住環境の改善”、“空き家等の適切な管理”、“防災対策”などが「重点改善項目（満足度低、重要度高）」として挙げられます。

人口と世帯数の伸び率（和田山地域・全市比較）



資料：国勢調査

2) 地域の課題

人口の動向やアンケート等を踏まえた地域づくりの課題は以下のとおりです。

①賑わいのある市街地の形成

本市の中心地域として、拠点及びその周辺に生活利便施設等の都市機能が集積していますが、地域の賑わいや生活利便性の確保のためには店舗の閉鎖等による機能低下を防ぎ、さらなる充実を図ることが必要です。また、高齢者等の交通弱者が利用しやすいように、これらの拠点に接続する公共交通ネットワークの維持等により移動の利便性を確保する必要があります。交通の要衝としての地理的特性を活かし、産業活動や交流の拠点として整備・誘導を図ることが必要です。

②安全・安心で若者や高齢者が暮らしやすい住環境の形成

人口減少の抑制や少子高齢化に対応するため、若者から高齢者まで幅広い世代が暮らしやすい住環境の形成が求められています。また、本地域では、山沿いや河川沿いに住宅等が立地しており、土砂災害や水害の危険性が危惧されています。

このため、老朽化した公共施設の改善、地域の交流拠点の確保、土砂災害や水害対策の促進を図るとともに、適切な宅地開発の促進や空き家の適切な管理と活用などに取り組む必要があります。

③豊かな自然環境や地域資源の保全・活用

豊かな自然と共生する田園風景や歴史的史跡が古くから受け継がれており、魅力的な地域資源となっています。このため、山林や里山、農地等の保全とともに、地域の歴史文化とあわせて、これら地域資源を活かし地域の魅力づくりに取り組む必要があります。

④竹田地区の歴史的資源・景観を活かしたまちづくり

竹田地区には、国史跡に指定されている竹田城跡に加え、寺院群が集積する良好な歴史的まち並みが形成されており、これらを活かしたまちづくりが求められています。住民との協働により、生活環境の保全を図りつつ、本市を代表する観光地としての魅力をより充実させる取組が必要です。

3) 課題に対応する地域づくりの方針

①賑わいのある市街地の形成

- ・JR 和田山駅周辺や JR 竹田駅周辺をはじめ、一本柳交差点周辺、国道 9 号・312 号沿いでは、商業施設等の維持・誘導を促進します。
- ・地域との協働により日常に必要な買い物等の生活利便機能の維持に努めるとともに、これらと集落をつなぐ路線バスの維持等により高齢者等交通弱者の移動手段の確保を図ります。
- ・JR 和田山駅の南北を自由に行き来できる歩行者用通路の整備、駅北におけるロータリーの整備や官民連携による和田山機関庫を核としたまちづくり、駅南における既存施設や空き地及び空き店舗等の活用などにより、和田山駅周辺の賑わいを創出します。
- ・用途地域に基づき土地利用の規制・誘導を図りつつ、土地利用の実態に応じて、用途地域の適正な見直しを行います。
- ・朝来医療センター、朝来市保健センター周辺を医療福祉拠点として、拠点機能の充実や高齢者入所施設の維持・誘導を促進します。
- ・工業専用地域、工業地域として指定されている区域では、引き続き地域経済を牽引する産業地区として、産業振興施策と連携しつつ、操業環境の保全、緑化等による周辺環境と調和する景観形成などを誘導します。

②安全・安心で若者や高齢者が暮らしやすい住環境の形成

- ・空き家バンク登録の推進などにより空き家を有効活用することで、移住・定住の取組を進めるとともに居住環境の維持・向上を図ります。
- ・一本柳交差点周辺では、和田山図書館の環境整備や和田山ジュピターホールの大規模改修等により、市民の文化拠点としての機能の維持・充実を図ります。
- ・道路沿い等において、地域の美化清掃や花づくり等を支援するなど、潤いのある住環境の形成に取り組みます。
- ・住宅が集積している地区及び一本柳交差点周辺の玉置地区や国道 312 号沿道の枚田地区などの住宅開発が進むエリアでは、用途地域の適切な運用、魅力あるまちづくり推進指導要綱（魅力まち要綱）やまちづくり要綱等の活用、各法令による規制・誘導等により、良好な住環境形成のための土地利用や計画的な市街地整備を推進します。
- ・和田山インターチェンジの北側の国道 312 号沿道は、良好な農地・農村を主体に一部に沿道サービスや事業所が立地している状況であり、田園環境との調和を図りつつ、「魅力まち要綱」に基づく開発指導を継続し、将来的に、都市基盤の整った秩序ある土地利用や景観形成のあり方について検討します。
- ・弥生が丘団地では、引き続き宅地販売や企業誘致を促進するとともに、未利用地については地域と連携しながら地域活性化につながる土地利用の検討を進めます。
- ・森林の適正管理の推進、土砂災害対策や治水対策の促進などにより、安心して暮らし続けることができる住環境の形成に努めます。

③豊かな自然環境や地域資源の保全・活用

- ・市街地周辺の農業・農村地区では、まとまりある農地や緑地等の保全に努めるとともに、開発や土地利用転換にあたっては、「魅力まち要綱」を踏まえつつ、周辺環境との調和、無秩序な土地利用の抑制、景観の規制・誘導などに取り組みます。
- ・オオサンショウウオが生息する糸井川、ホタルが舞う東河川、コウノトリが生息する里山など、豊かな自然環境や景観を次世代に継承するため、地域と連携し自然環境に配慮した河川等の維持管理の実施などを行います。
- ・大町藤公園、古墳群などの地域資源を守り、魅力を向上させるための環境整備を推進します。

④竹田地区の歴史的資源・景観を活かしたまちづくり

- ・竹田景観形成地区においては、県道の無電柱化や周遊道路の美装化など、歴史的まち並みを活かした整備を行うとともに、地域との協働により魅力的な景観づくりを行います。
- ・新規の住宅開発や国道 312 号沿道への商業機能等の立地においては、山城と調和した豊かな景観になじむよう、朝来市景観計画に基づく指導等の取組を行います。
- ・竹田城跡を保護・継承し主要な観光拠点としてより充実させるため、保護工事や観光客受け入れ環境の整備を行います。

地域づくりの方針図



(3) 山東地域

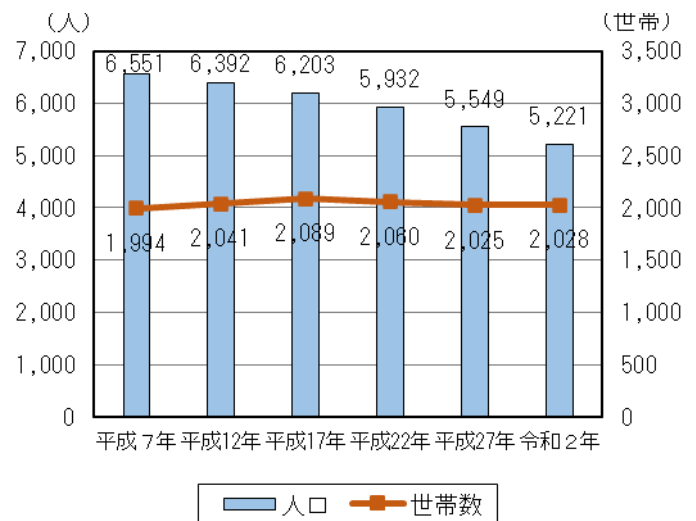
1) 地域の概要

- ・山東地域は市の中北部に位置する地域です。東側に粟鹿山、南に青倉山、西に朝来山があり、与布土川、粟鹿川、柴川等が山東盆地で合流しています。
- ・豊富な水資源を活かし繊維業や酒造業等の特徴的な産業が発達してきた地域であり、山東支所周辺の梁瀬地域を中心とする区域で市街地が形成され、市街地周辺には折り重なる山並みと麓の農村が調和した美しい田園風景が広がっています。
- ・広域的な幹線道路として国道9号と国道427号が、また北近畿豊岡自動車道が東西に走っており山東インターチェンジ、山東パーキングエリア（道の駅 但馬のまほろば）があります。また山陰本線のJR 梁瀬駅があります。

- ・令和2（2020）年の人口は5,221人であり、市全体に占める人口割合は約18.0%となっています。近年、人口減少が続いており、市全体の減少率とほぼ同様の結果となっています。
- ・世帯数は、平成22（2010）年に減少に転じ、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて横ばいの傾向にあります。

また、令和2（2020）年の年齢別人口割合（3区分）をみると少子高齢化が進んでおり全市平均と比較し、ほぼ同様の割合となっています。

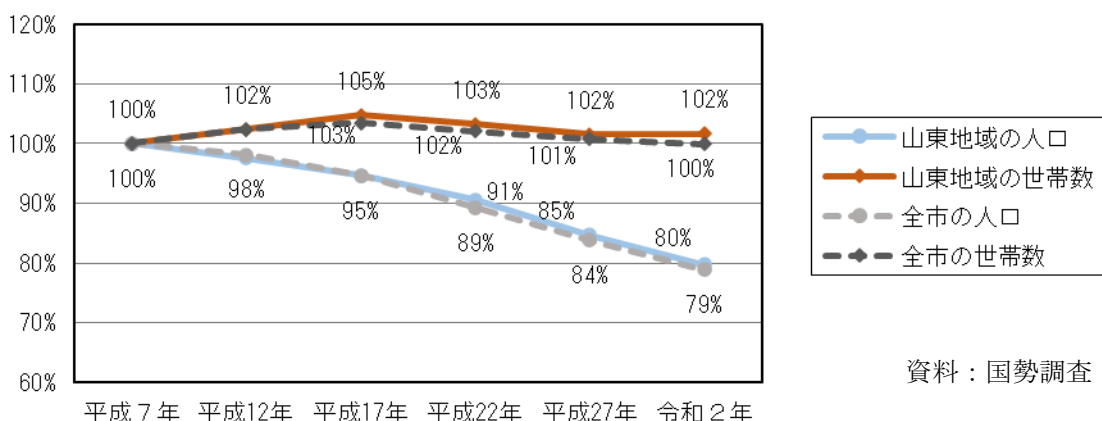
人口と世帯数の推移（山東地域）



資料：国勢調査

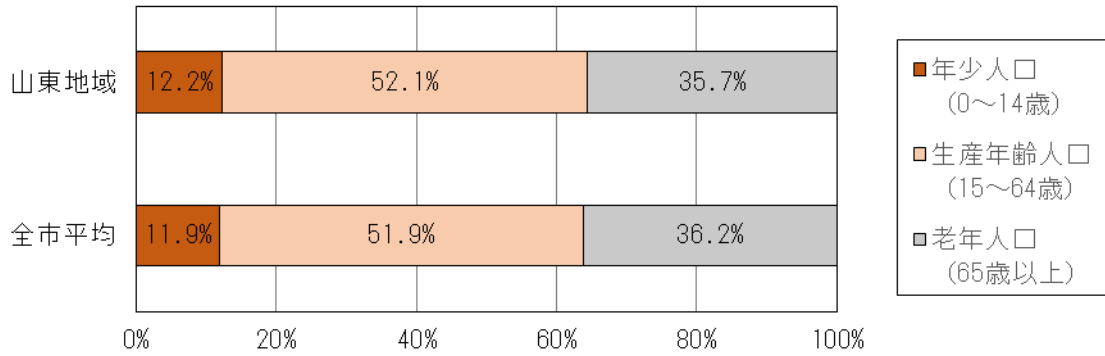
- ・市民アンケート調査結果のうち、満足度と重要度の分析では、“山林・農地の保全”、“工場地の開発誘導”、“店舗の充実”、“バス運行本数の充実”、“居住環境の改善”、“空き家等の適切な管理”、“歩行空間や公園の充実”などが「重点改善項目（満足度低、重要度高）」として挙げられます。

人口と世帯数の伸び率（山東地域・全市比較）



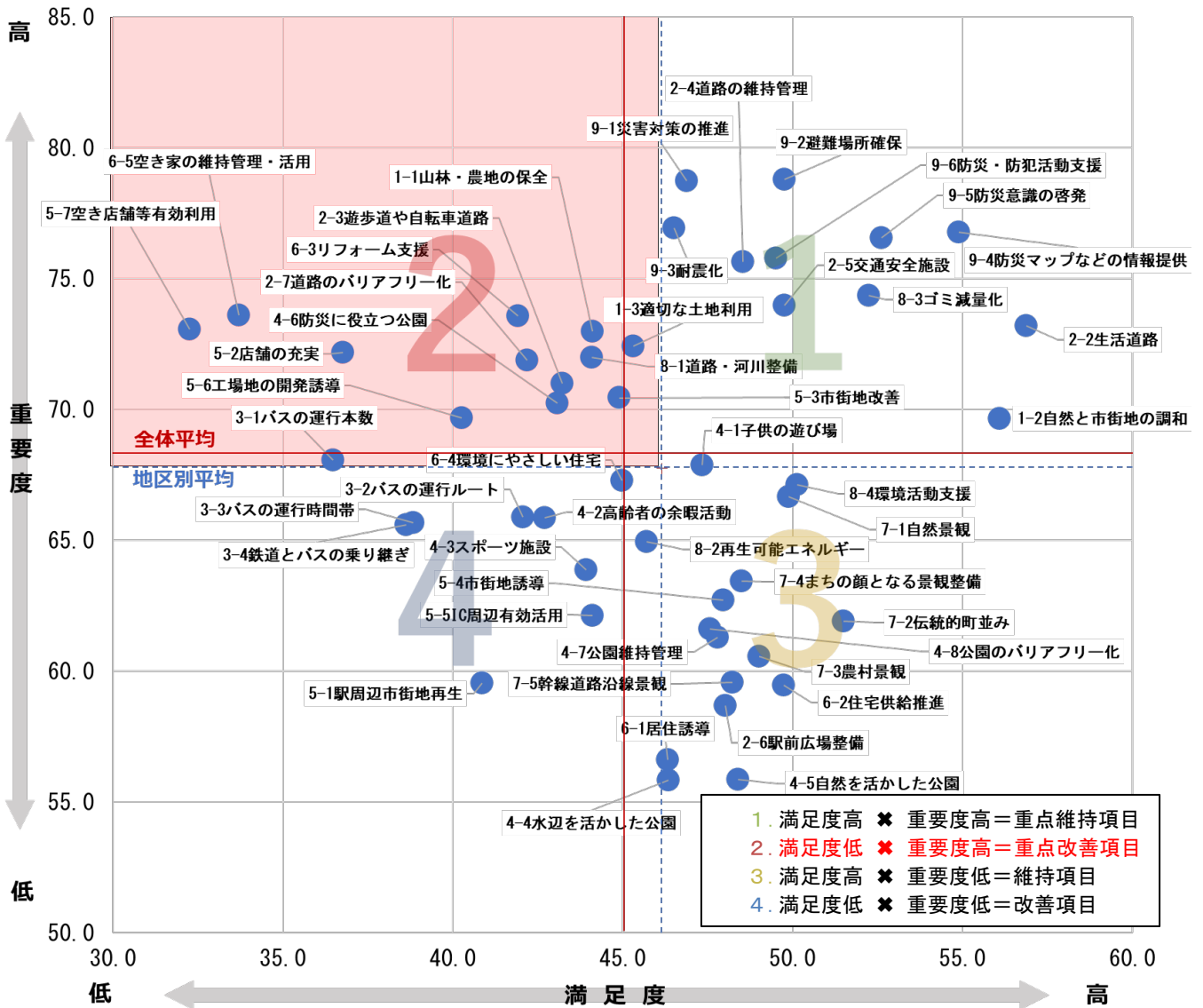
資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合（令和2年）



資料：国勢調査

山東地域の市民アンケート調査結果（満足度・重要度分析）



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

2) 地域の課題

人口の動向やアンケート等を踏まえた地域づくりの課題は以下のとおりです。

①生活サービス機能の向上と利便性の高い公共交通ネットワークの形成

人口減少の進行に伴い、店舗の閉店が進むなど、日常における生活サービス機能の低下が懸念されています。

このため、地域の中心市街地である山東支所周辺の梁瀬地域において都市機能を充実させるなど拠点機能を集約するとともに、日常生活サービス機能が集約した小さな拠点の形成と各拠点等と接続する公共交通ネットワークの利便性を確保する必要があります。

②集落の維持や移住・定住の促進

人口減少や少子高齢化の進行により、空き家等が増加し、周辺地域に及ぼす影響が懸念されています。

このため、地域と協力しながら、空き家の適切な管理や集落の維持などに取り組んでいく必要があります。また、人口の減少を抑制するため、住宅及び宅地の供給促進、工場地の開発誘導、防災・減災対策等を進めていく必要があります。

③豊かな自然環境と山林・田園風景の保全

本地域は、豊かな自然に囲まれ希少な生物も生息しています。また、周辺の自然と調和した生業が受け継がれ、良好な景観が形成されてきました。

今後も、豊かな自然や良好な景観を次世代に継承していく必要があります。

④地域資源を活かした地域の活性化や地域交流の促進

本地域には、よふど温泉や道の駅 但馬のまほろば等の広域交流施設、ヒメハナ公園等の地域の交流施設、粟鹿神社や矢名瀬の宿場町等の歴史ある施設などの地域資源があります。また、遊休農地を利用した景観形成や花づくり、古民家の活用など、地域においても都市と農村の交流や活性化に向けた取組が進められています。

これらの地域資源を活かし、地域の活性化及び交流を促進する必要があります。

3) 課題に対応する地域づくりの方針

①生活サービス機能の向上と利便性の高い公共交通ネットワークの形成

- ・地域の中心市街地である山東支所周辺の梁瀬地域では、支所や公共公益施設のほか、商業施設などの都市機能の充実を図ります。
- ・点在する集落と中心市街地等を結ぶ路線バスの充実や新たな交通手段の検討などにより、地域の生活利便性の確保を図ります。

②集落の維持や移住・定住の促進

- ・豊かな自然環境に囲まれた住環境の魅力を活かし、空き家の有効活用など地域と連携した受け入れ環境の整備や、道路・公園等の適切な維持管理を行うなど、集落の維持や移住・定住の推進を図ります。
- ・梁瀬地域など分譲住宅地の開発が進んでいるエリアにおいては適正な土地利用の誘導方策を検討し、住環境の維持を図ります。
- ・インターチェンジに近いアクセス性の良さを活かし、山東工業団地等において活発な工業活動の維持を図ります。
- ・与布土川流域ほかの水害対策及び防災訓練の実施など地域や関係機関と連携した防災・減災まちづくりに取り組みます。

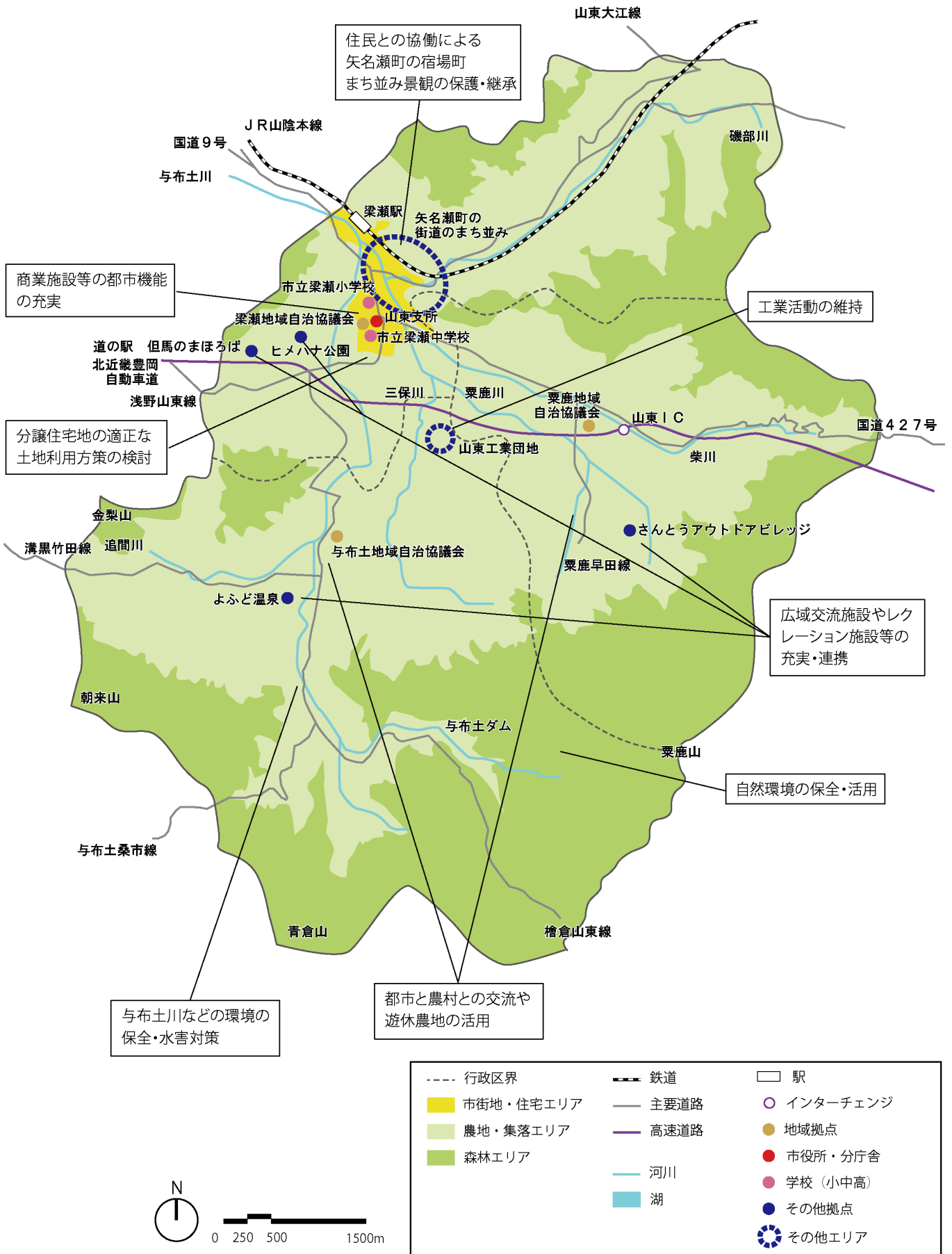
③豊かな自然環境と山林・田園風景の保全

- ・粟鹿山等の山並みや与布土川等の河川がつくり上げる風景を原風景として次世代に引き継ぐため、自然環境に配慮した河川等の維持管理や、朝来市景観計画における誘導等の取組を促進します。
- ・地域の美化活動の支援等により、多様な生き物が棲める林野や河川、水田等の自然環境を守る取組を行います。
- ・農林業振興施策と連携し、将来守るべき農地の保全、無秩序な開発や転用の防止とともに、耕作放棄地対策、里山整備対策等を進めます。

④地域資源を活かした地域の活性化や地域交流の促進

- ・道の駅 但馬のまほろばや、よふど温泉等の広域交流拠点のほか、さんとうアウトドアビレッジやヒメハナ公園等のレクリエーション施設・教育施設などを充実させるとともに、それぞれを連携させることで交流促進を図ります。
- ・遊休農地の活用など地域の取組と連携しつつ、古民家の活用など新たな観光資源の整備への支援などを行います。
- ・矢名瀬町の宿場町のまち並みを活かしたまちづくりを住民との協働により行い、地域の魅力として広く発信します。

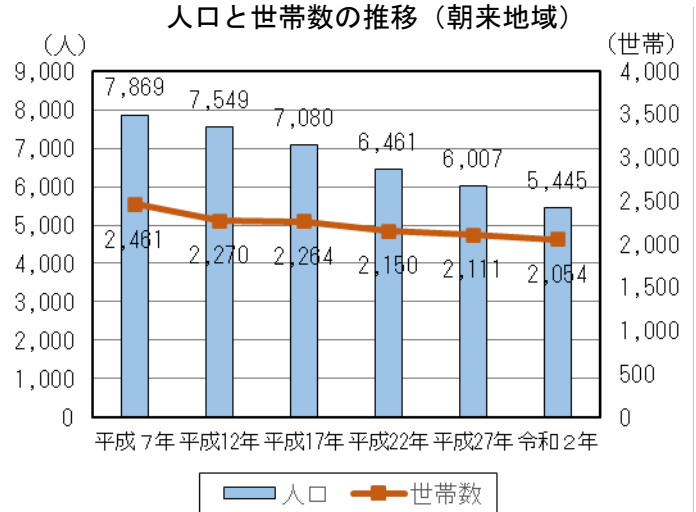
地域づくりの方針図



(4) 朝来地域

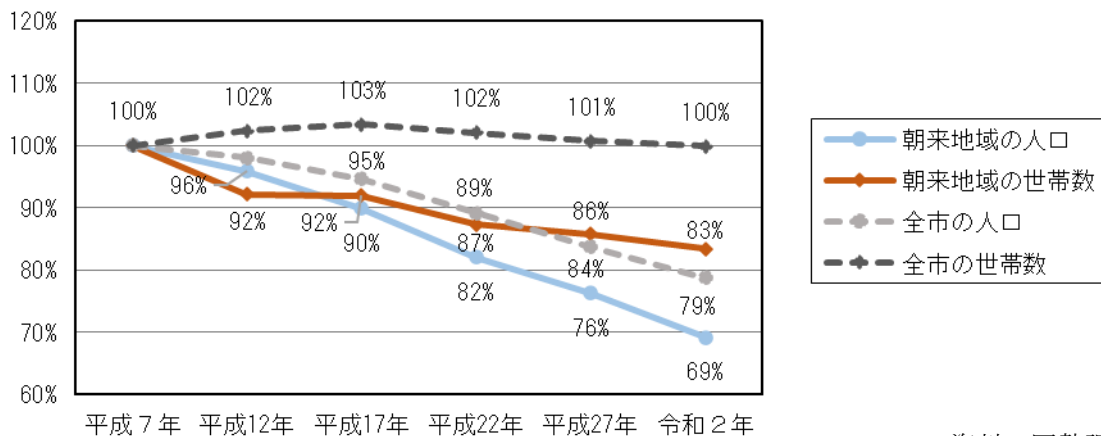
1) 地域の概要

- ・朝来地域は市の中部に位置する地域です。東側に青倉山があり、神子畑川、田路川、八代川、多々良木川等が南北に流れる円山川に注いでいます。
- ・JR 新井駅と朝来支所周辺を中心とする区域では市街地が形成されており、谷に沿って点在する集落と川沿いに広がる農地が田園風景を形成しています。
- ・広域の幹線道路である国道 312 号が南北に走っており、播但連絡道路の朝来インターチェンジも立地します。また JR 播但線の新井駅に加え、青倉駅があります。
- ・2つの道の駅をはじめ、多々良木ダム、さのう高原、多々良木芸術の森、神子畑選鉱場跡など、観光交流拠点が各地に点在しています。
- ・令和 2 (2020) 年の人口は 5,445 人であり、市全体に占める人口割合は約 18.8% となっています。近年、人口減少が続いており、市全体の減少率を上回る結果となっています。
- ・世帯数は、平成 22 (2010) 年に減少に転じ、以後、減少が続いています。また、令和 2 (2020) 年の年齢 3 区分人口割合をみると少子高齢化が進んでおり全市平均と比較し、年少人口 (14 歳未満) は 1.8 ポイント低く、老年人口 (65 歳以上) は 7.5 ポイント高く地域人口の 4 割を超えており、市内でも特に少子高齢化が進んでいる地域といえます。
- ・市民アンケート調査結果のうち、満足度と重要度の分析では、“山林・農地の保全”、“道路・河川整備”、“工場地の開発誘導”、“店舗の充実”、“公共交通の利便性の向上”、“居住環境の改善”、“空き家等の適切な管理・活用”、“道路のバリアフリー化”、“防災対策”などが「重点改善項目 (満足度低、重要度高)」として挙げられます。



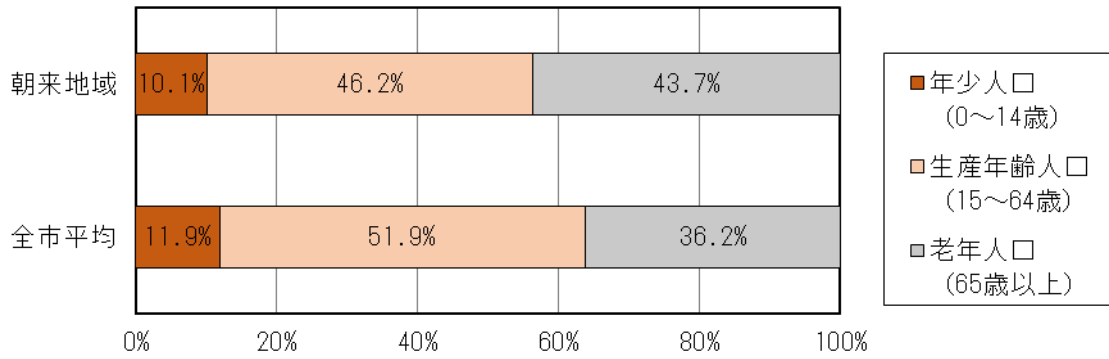
資料：国勢調査

人口と世帯数の伸び率 (朝来地域・全市比較)



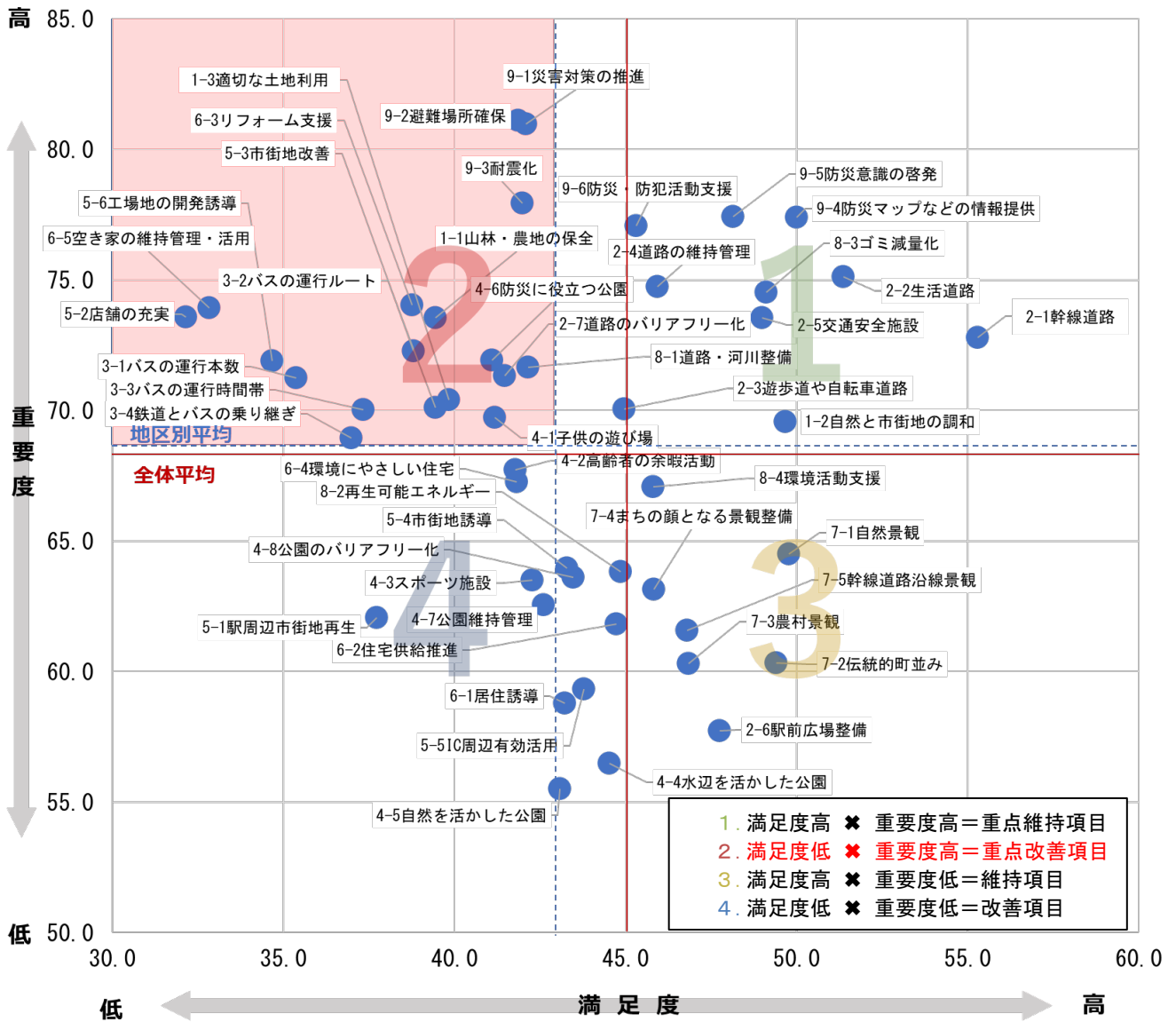
資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合（令和2年）



資料：国勢調査

朝来地域の市民アンケート調査結果（満足度・重要度分析）



資料：令和3（2021）年度朝来市まちづくりに関するアンケート

2) 地域の課題

人口の動向やアンケート等を踏まえた地域づくりの課題は以下のとおりです。

①利便性の高い都市機能の充実

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域の活気の弱まりや、日常における買い物など生活サービス機能の低下が懸念されます。

このため、新井駅や朝来支所周辺等における拠点機能の充実や地域をつなぐ公共交通の利便性を確保する必要があります。

②地域住民等との連携による良好な住環境の形成

人口減少や少子高齢化の進行により、空き家が増加しており、周辺地域に及ぼす影響が懸念されます。若者の定住や移住などを促進するためには、道路や公園などの生活基盤施設や文化・教育施設等の充実に取り組むとともに、朝来地域らしい景観を保全し、良好な住環境を形成する必要があります。

③災害に強い地域づくりの推進

朝来地域では、多くの住居が山沿いや河川沿いに立地していることから、主に土砂災害や洪水を中心とした災害への対応が求められています。

このため、防災基盤の整備や避難体制の充実など、ハード・ソフト対策による災害に強い地域づくりに取り組む必要があります。

④多様な地域資源を活かした広域的な交流の推進

本地域は、さのう高原、あさご芸術の森美術館、クラインガルテン伊由の郷等の自然環境を活用した交流施設や、神子畑選鉱場跡をはじめとする歴史文化施設など、多様な地域資源を有しています。これらの地域資源を効果的に活用し、広域的な交流を生み出す取組を進める必要があります。

3) 課題に対応する地域づくりの方針

①利便性の高い都市機能の充実

- ・支所・公共施設や食品スーパーなどの生活利便施設が立地し、地域の中心市街地となっている朝来支所周辺では、都市機能の維持・充実に努めます。
- ・JR 新井駅、青倉駅において、駅周辺を含めた活性化方策を検討します。
- ・農山村地域における買い物難民や交通弱者の増加に対応するため、公共交通の利便性の確保など各拠点へのアクセスを充実させるための取組を行います。

②地域住民等との連携による良好な住環境の形成

- ・地域住民等との連携により、オープンガーデンや花づくりなど道路沿いや河川等の美化活動、空き家の適正管理や有効活用の取組などを推進し、良好な住環境の維持を図ります。
- ・市民の学びの拠点として、あさご森の図書館の環境を整備します。
- ・あさご芸術の森美術館では、彫刻公園をより一層充実させるとともに、美術館収蔵庫の整備と合わせ、市民が気軽に芸術文化活動ができる場所の確保に向けた検討を進めます。
- ・子育て世代をはじめ多世代の人々が楽しめるよう、地域等との協働により公園の維持・充実に努めます。
- ・地域や農業施策と連携し、農地の保全、遊休農地対策、担い手への農地集積や集約等を進め、地域産業の維持や田園景観の保全を図ります。
- ・国道 312 号沿道において空き店舗等の適切な維持管理・活用の促進により沿道景観の保全を図るとともに、田園や山並み風景にマッチした景観誘導を推進します。

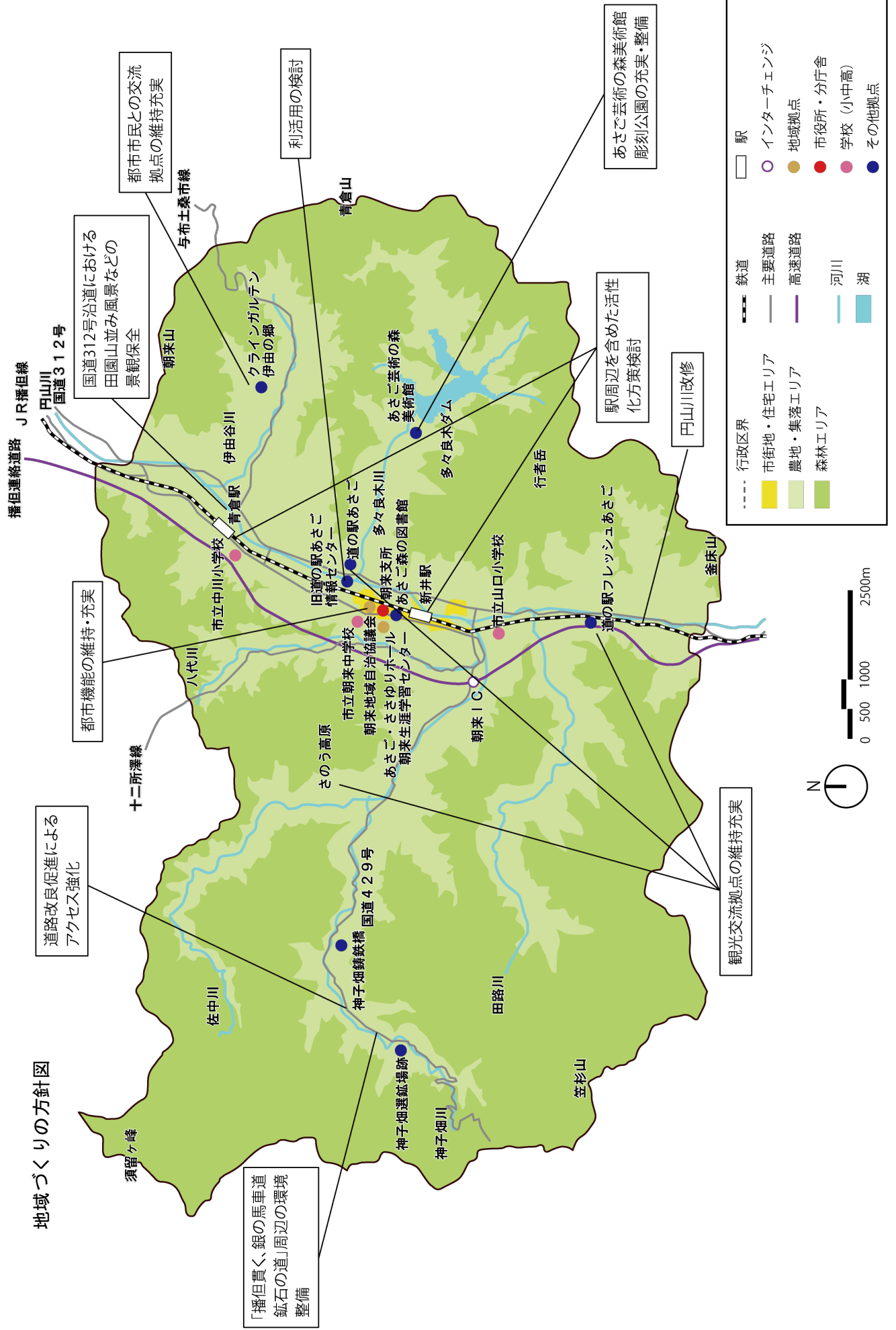
③災害に強い地域づくりの推進

- ・森林の整備・適正管理、砂防堰堤等の土砂災害対策、円山川河川改修等の治水対策など、住民が安心して暮らせるよう防災基盤の整備を進めます。
- ・地域行事や学校等と連携した地域防災訓練の実施などにより、地域防災力の向上を図ります。

④多様な地域資源を活かした広域的な交流の推進

- ・日本遺産である「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」としての魅力を高めるため、神子畑選鉱場跡から生野へつながる鉱石の道を活用した環境整備を推進します。
- ・地域や関係機関と連携しながら、道の駅、さのう高原、あさご芸術の森美術館等の観光交流拠点や、クライנגルテン伊由の郷における農を通じた都市市民との交流拠点の維持・充実に努めます。
- ・道の駅あさごの旧情報センターの利活用について検討します。

地域づくりの方針図



実現化方策

第4章 実現に向けての方策

1. 参画と協働のまちづくりの基本的考え方

(1) 参画と協働のまちづくり

朝来市自治基本条例は「一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現すること」を目的としています。そして、まちづくりの基本原則として、「参画と協働」、「情報の共有」、「自律と共助」の3つを定めています。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進においても、「参画と協働のまちづくり」を基本とします。

(2) まちづくりの担い手の役割分担と連携

市民、事業者、市それぞれがまちづくりの主体であることを認識し、適切な役割分担のもと連携することで、効果的にまちづくりを推進していくことを目指します。

【市民の役割】

- 市政への関心を高め、まちづくりに寄与します。
- 地域づくり事業など、地域住民が主体となって取り組むまちづくり活動に参画し、住民相互の協働のもと、良好なまちづくりに取り組みます。
- 市・県や市民団体等によるまちづくりに、ともに取り組みます。

【事業者の役割】

- 地域社会の一員として、事業活動を通じて地域の活性化や魅力の向上などに協力するとともに、事業活動にあたっては周辺環境やまちづくりへの影響に配慮します。
- 地域のまちづくり活動などに参画し、良好なまちづくりに寄与します。
- 市・県や市民団体等によるまちづくりに、ともに取り組みます。

【市の役割】

- 本市のまちづくりの方向性を示し、都市計画に関する施策・事業を総合的に活用・推進するとともに、関連施策とも連携して、良好なまちづくりに先導的な役割を担います。
- 都市計画や地域づくりに関する調査・研究、情報提供、市民や事業者等の意識啓発とともに、市民や事業者等によるまちづくり活動等を支援します。
- 県、国など関連行政機関に対して本市の考え方を伝え、各種施策・事業の実現に向けた働きかけを行います。

(3) 地域自治協議会との連携

朝来市では、朝来市自治基本条例において、地域自治を担う中心的な組織として「地域自治協議会」を位置づけています。既に全ての地域で地域自治協議会が設立され、地域まちづくり計画^(※)に基づき、多様な活動を展開しています。市は、こうした地域自治協議会の活動を支援しています。

住民活動などソフト面を主とする地域まちづくり計画と、土地利用や生活基盤施設など空間面を主とする地域別構想とが、両輪として機能することで、バランスのとれた地域づくりの展開を目指します。

(※) 市内 11 地域自治協議会において策定された計画であり、それぞれの地域の将来の姿を描くとともに、地域住民が地域の課題を共有し、その解決に向けて地域住民が主体となって取り組むことをまとめたもの。

2. 参画と協働のまちづくりの進め方

(1) 都市計画マスタープランの共有

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくため、市は都市計画マスタープランの内容を周知し共有していくとともに、まちづくりに関する情報提供や普及啓発、市民や事業者等の要望や意見の聴取などを図り、市政に反映するよう努めます。

市民・事業者・団体等においては、都市計画マスタープランの内容を理解し、これに即した生活行動、事業活動、まちづくり活動等に取り組むこととします。

(2) 多様な主体の連携・協働による都市づくりの推進

市民・事業者・行政などまちづくりに関わる多様な主体が、それぞれの役割と責任を担い、連携・協働によるまちづくりを進めます。

3. 都市づくりの法制度の活用

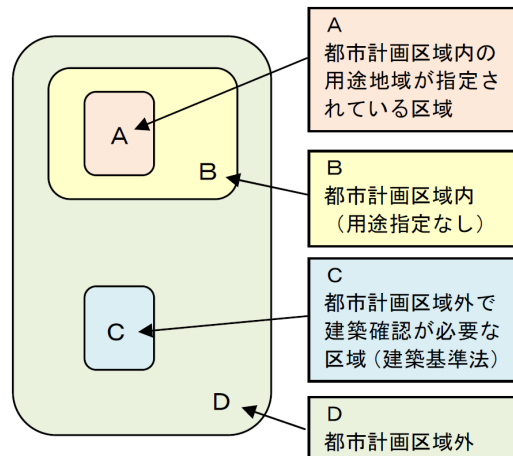
都市計画マスタープランで示す方針に沿った都市づくりを進めるため、都市計画区域、用途地域等の都市計画法に基づく制度や、建築基準法、景観条例等に基づく制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導や各種事業に取り組みます。

(1) 全市的な方策

本市では、和田山町の一部に和田山都市計画区域（非線引き）が定められており、さらにその一部に用途地域が指定されています。また、都市計画区域外の一部には建築基準法により建築確認を要する区域が指定されています。

本市では、土地利用等に関する指定状況から、4つの区域に区分することができ、それぞれの区域に活用できる法や条例を考慮して、都市的土地利用の規制・誘導を図るものとしします。

朝来市域を模式的に示した図



A：都市計画区域＋用途地域

都市的土地利用を図るべき区域として、都市計画事業等により市街化を促進するとともに、用途地域や地区計画、開発許可等を用いた土地利用の規制・誘導を図り、良好な市街地を形成します。合わせて、緑条例や景観条例による景観の形成を図ります。

B：都市計画区域（用途指定なし）

農林環境との適切な調和を図りつつ、地区計画や魅力あるまちづくり推進指導要綱（魅力まち要綱）等を活用するとともに、秩序ある土地利用の規制・誘導が必要な区域では、用途地域の指定を検討し、良好な市街地の形成を誘導します。合わせて、緑条例や景観条例による景観の形成を図ります。

C：都市計画区域外＋建築確認区域

農林環境との適切な調和を図りつつ、建築基準法を活用し、良好な市街地の形成を誘導します。合わせて、緑条例や景観条例による景観の形成を図ります。

D：都市計画区域外

農林環境の保全を基本に、開発行為については緑条例や景観条例を活用し、周辺環境との調和を図るなど、緑豊かな地域環境の形成を図ります。

区域ごとの法や条例の適用状況

区域	都市計画法	建築基準法	緑条例	景観条例	農業法	森林法※4
A(都市計画区域＋用途地域)	○	○	△※3	○	×	×
B(都市計画区域)	○	○	○※3	○	○	○
C(都市計画区域外＋建築確認区域)	×※1	○※2	○	○	○	○
D(都市計画区域外)	×※1	×	○	○	○	○

※1：10,000 m²超の開発行為は都市計画区域外でも開発許可を要する。

※2：建築基準法第6条第1項第4号により知事が指定。建築基準法の単体規定が適用される。

※3：「まちの区域」では届出のみで協議協定は不要。

※4：林地のみ。

(2) 都市計画区域の指定検討

朝来市は、現在、一部を除く和田山町の大半が都市計画区域に指定されていますが、市域の約 12%にすぎず、約 88%が都市計画区域外となっています。朝来市都市計画マスタープランは、全市で一体的に都市づくりを推進していくための指針として、都市計画区域外を含む市全域を対象としています。

都市計画区域は、都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全するために兵庫県が指定する区域のことです。

「兵庫県都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針（平成 31 年 1 月）」における都市計画区域の指定又は変更の考え方については、「都市計画区域は、一体の都市として整備、開発及び保全する区域であり、区域の指定又は変更を行う場合は、市町の行政区域に捉われず、土地利用の現況及び将来見通し、地形等の自然的条件、住民の生活圏等から総合的に判断する。この際、区域の指定経緯や市町のまちづくりの意向など地域の個別の事情に十分配慮する。」こととされています。

本市では、土地利用及び都市活動に関する動向等に急激かつ大幅な変化の見込みは少ないことから、当面は、現行の都市計画区域について、整備、開発及び保全を進めるものとします。

なお、社会経済情勢の変化や新たな法・制度の導入をはじめ、都市づくりの進展状況と新たな課題等に対応する必要があるときは、適宜、都市計画区域の拡大を検討します。

4. 実現化に向けたロードマップ

都市づくりの基本方針に沿って、分野ごとに取り組む主な施策や事業は以下のとおりです。概ね5年以内に着手し、中長期的な見通しのもと適宜改善や軌道修正をしながら進めていきます。

主要な事業等のスケジュール（具体的な事業に関する方針を抽出しています）

区分	取組期間		(参考) 関連する主な 市民アンケート指標
	短期（～5年間）	中長期（6～10年以上）	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な道路整備 各拠点での景観や案内サインの整備 防護柵設置などによる交通安全対策 安全な道路網形成のための道路の長寿命化実施 		<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活道路の整備 道路の維持管理の充実 カーブミラーなど交通安全施設の充実
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 朝来市地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワークの構築 バス待ち環境の改善 新たな移動手段の導入に向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> バスの運行ルート 鉄道とバスの乗り継ぎ
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 美しく潤いのある公園の維持のため地域住民との連携 遊具設置等による公園機能の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの遊び場となる公園の整備
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設更新 		
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的な整備や効率的な更新 		
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再配置計画に基づく施設の適正配置 兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく施設のバリアフリー化 図書館など教育・文化施設的环境整備 関連施設の整備など子育て環境の充実 全天候型運動施設の整備ほか社会体育施設の整備 		<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の充実 道路のバリアフリー化

区分	取組期間		(参考) 関連する主な 市民アンケート指標
	短期（～5年間）	中長期（6～10年以上）	
市街地	和田山駅周辺や都市機能誘導区域など都市拠点における都市機能の維持・誘導		<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺市街地の再生 ・身近な店舗の充実 ・幹線道路沿道における計画的な市街化の誘導
	支所周辺など生活拠点における生活利便機能の維持・充実		
	幹線道路沿道の適正な利用や計画的な市街地機能の維持・誘導		
	サテライトオフィスの開設支援等による企業誘致の促進		
	新たな産業団地の整備などによる産業の振興や基盤の確保		
	地域の美化清掃への支援や拠点周辺の緑化推進など潤いのある市街地環境の形成		
住宅地	空き家バンクの登録推進や移住者子育て世帯に対する住宅取得支援など移住・定住環境の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の供給促進 ・空き家住宅の適切な維持管理や活用
	都市市民の受け入れなどによる二地域居住等の促進		
	不良住宅除却支援制度などによる空き家対策の促進		
	地域と連携した生活道路の整備など集落環境の維持・向上		
	朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づく公的住宅の適正管理		
都市防災	公共施設やライフラインの耐震化		<ul style="list-style-type: none"> ・地震・水害・土砂災害対策の促進 ・地域防災・防犯活動への支援
	治山・治水事業や緊急輸送ネットワークの構築など防災基盤の整備		
	関係機関との連携による防災体制の構築		
	地区防災計画の作成支援や地域と連携した防災訓練など地域防災力の向上		

区分	取組期間		(参考) 関連する主な 市民アンケート指標
	短期（～5年間）	中長期（6～10年以上）	
地域環境	観光資源を活用した観光・交流まちづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の保全と活用 ・農村景観の保全
	農林施策等による農林環境の維持・向上		
	関係法令の活用による緑豊かな地域環境の形成		
	希少野生動植物が生息する豊かな自然環境の保全・活用		
	文化財保存など歴史文化遺産の保全・活用		
環境保全	再生可能エネルギー利用などによる脱炭素社会の実現		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光など再生可能エネルギーの利用促進への取組 ・環境に関わる普及・啓発や環境活動への支援
	環境学習等の促進		
景観形成	朝来市景観計画の推進や景観資源の発信など良好な景観の形成		<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的なまち並み景観の保全
	地域との協働による景観まちづくりの推進		

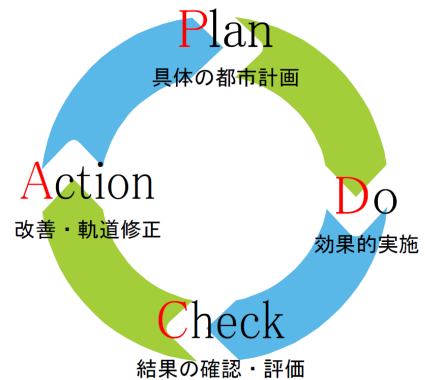
5. 計画の進行管理

①PDCA サイクルによる管理

本計画は、概ね 20 年後を展望しつつ 10 年後を目標年次としています。土地利用の変化や都市基盤施設の整備などはいずれも長期間を要するものであり、計画としての一定の継続性が必要ですが、一方で昨今の社会経済状況は著しく変化しており、柔軟な対応も求められます。

このため、具体的な都市計画や都市づくりの施策・事業等を計画（Plan）し、効果的に実施（Do）して、その実施状況や結果を確認・検証（Check）した上で、次の計画に反映し改善する（Action）、「PDCA サイクル」の考え方に即した進行管理を、概ね 5 年ごとに行います。

PDCA サイクルによる管理のイメージ



②状況の変化に対応する見直し

関連する法制度の改正や急激な社会経済変化、あるいは朝来市総合計画や兵庫県による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの改訂を考慮し、必要に応じた計画の見直しや補強などを行うものとします。

付録

参考 1 : 用語解説

用語		説明	掲載頁
あ 行	空き家バンク	各地方自治体等が空き家の情報を WEB サイトを活用する等により利活用希望者に紹介している取組。	49,59,65
	アドプト制度	河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、自治会、ボランティアグループ等が清掃美化活動を行う際に、県・市町が、用具の提供等を行い支援する制度。	44
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行や外国人観光客のこと。	20
	インフラ	上下水道や道路、公園などの社会基盤施設の意味。インフラストラクチャーの略。	38
	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。	51
か 行	開発許可(制度)	市街化調整区域の市街化を抑制し、市街化区域の良好な水準の市街地を形成していくため、開発行為や建築行為をコントロールする都市計画上の制度。	82
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において記載するものとされている。	15 等
	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。	51
	景観計画	景観法に基づく施策を進めるために定める法定計画。定める事項は、対象となる区域（景観計画区域）、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針など。	48,54 等
	景観形成地区	朝来市景観条例により、優れた景観を創造又は保全する必要がある地域を「景観形成地区」として指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定める。	19,41 等
	景観条例	良好な都市景観を形成することを目的とした条例。兵庫県では昭和 60 年 3 月に「景観の形成等に関する条例」を、また朝来市は平成 25 年 4 月に朝来市景観条例を制定している。	19,82

用語		説明	掲載頁
か 行	公示地価	地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会 が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1 日時点における標準地の正常な価格を3月に公示して おり、その価格を公示地価と呼ぶ。	19
	コミュニティバス	既存の路線バスを補う地域バスの総称で、バス交通に 恵まれない地域を運行する。	19
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光、風力及び地熱といった地球資源の一部等の自 然界に常に存在するエネルギー。	35,53 等
	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィ ス。	48
	自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地 域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安 全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、 自家用車を用いて提供する運送サービス。	45
	住宅セーフティネット(制 度)	高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等 の住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、住宅の 確保を支援する仕組みのこと。	49
	スペックダウン	将来のサービス水準等の予測を踏まえ、更新後の施 設・設備の性能（能力や耐用年数等）の合理化を図る 手法。	46
た 行	ダウンサイジング	人口減少等により将来の需要の減少が見込まれる中、 将来的に必要な供給能力に見合う施設サイズに合わせ ていくために、抜本的な施設規模の適正化（施設・設 備の廃止・統合）を図る手法。	46
	脱炭素社会	温室効果ガスの排出がゼロである社会。	27,53
	地区計画	都市計画法に定められる制度。地区単位で、道路・公 園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限など について、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好な まちづくりを進める計画。	82
	デマンド型交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行 う公共交通の一形態。	20
	テレワーク	「tele =離れたところで」と「work =働く」を合わ せた言葉で、所属オフィスから離れたところに居なが ら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも 所属オフィス内で勤務しているような作業環境にあ る勤務形態。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオ フィス勤務」といった形態がある。	29

用語		説明	掲載頁
た 行	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。 立地適正化計画において記載するものとされている。	15,48 等
	都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。	2、3等
	都市づくり	市民、事業者、行政などが参画・協働しながら、ともに生活環境の改善等に取り組む「まちづくり」のうち、とりわけ都市的な要素や空間計画に関することに焦点を当てたもの。	2等
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害防止法に基づき指定され、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。	17
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	17
	土地区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	14
な 行	日本遺産	文化庁が、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するもの。	20,51 等
ま 行	緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)	緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする兵庫県の条例。朝来市を含む南但馬地域では、平成 17 (2005) 年 11 月から地域指定と条例施行がなされている。	41,51 等
や 行	用途地域	秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業等、市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。	14 等

用語		説明	掲載頁
数字・英語	3R	リデュース=ごみの量を減らす、リユース=ものを繰り返し使う、リサイクル=資源として再び使う、の3つの行動のこと。	53
	DMO	Destination Management Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを多様な関係者と協同しながら戦略の策定、調整及び実践する法人。	51
	UIJ ターン	都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。	49

参考 2 : 検討懇話会名簿

朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会

(順不同、敬称略)

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	兵庫県立大学環境人間学部 教授	安枝 英俊	座長
	1級建築士、 兵庫県ヘリテージマネージャ ー	阿野 真由美	
商工業を 代表する者	朝来市商工会長	西垣 隆	
	但馬信用金庫和田山支店長	柴田 親	
区長会を 代表する者	朝来市連合区長会副会長	長野 久司	令和4年4月1日～ (～令和4年3月31日：松本 壽志)
農業委員会 を代表する 者	朝来市農業委員会会長	石原 武美	
関係行政機 関の職員	政策担当部長	大林 崇人	
	まちづくり協働部長	澤田 学	令和4年4月1日～ (～令和4年3月31日：金山 克則)
	危機管理部長	掃部 直樹	令和4年4月1日～ (～令和4年3月31日：小田垣 貢)
	産業振興部長	石橋 禎之	
	教育部長	宮崎 隆史	令和4年4月1日～ (～令和4年3月31日：藤原 直樹)
	都市整備部長	桐山 俊行	令和4年4月1日～ (～令和4年3月31日：掃部 直樹)

参考3：改定経緯

年月日		内容		
令和3年度	令和3年 10月～ 令和4年 1月	基礎調査	上位計画等の整理、現状の整理、進捗状況等	
	令和3年 12月～ 令和4年 1月	まちづくりに関するアンケートの実施	現況分析・ 市民意向調査実施	
	令和4年 2月7日	第1回朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会		
	令和4年 3月8日	令和3年度第1回朝来市都市計画審議会		
令和4年度	令和4年 5月～7月	地域自治協議会意見照会	全体構想・ 地域別構想検討	
	令和4年 7月22日	第2回朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会		
	令和4年 9月30日	第3回朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会		
	令和4年 10月31日	令和4年度第1回朝来市都市計画審議会		
	令和4年 12月2日	第4回朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会	素案の調整	
	令和4年 12月12日	但馬県民局まちづくり連絡調整会議		
	令和4年 12月14日	市議会（産業建設常任委員会）へ説明報告		
	令和4年 12月15日～ 令和5年 1月10日	パブリックコメント		
	令和4年 12月18日、 令和4年 12月25日	市民説明会		
	令和5年 1月27日	第5回朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画改定検討懇話会		
	令和5年 2月21日	令和4年度第2回朝来市都市計画審議会		諮問・答申

参考4：市民アンケート調査結果

(1)調査の概要

朝来市都市計画マスタープラン及び朝来市立地適正化計画の改定にあたり、広く市民の意見を伺い、計画に反映していくことを目的に、市民アンケート調査を実施しました。

■調査の方法及び概要

対象：無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人

調査方法：郵便による発送・回収

調査時期：令和3(2021)年12月23日発送、令和4(2022)年1月11日締切

回収状況：1,160票（回収率38.6%）

■報告書の見方

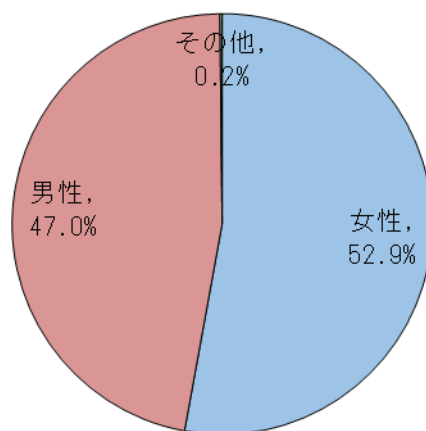
- ・グラフに表示されている n 値は有効回答数です。
- ・集計結果の%表示は、小数点第2位を四捨五入してありますので、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
- ・設問ごとの年齢別や地区別の集計は、無回答、無効回答を排除しているため、有効回答数の合計が、全体の有効回答数と合致しないことがあります。

(2)アンケート結果

①あなたご自身のことについておたずねします

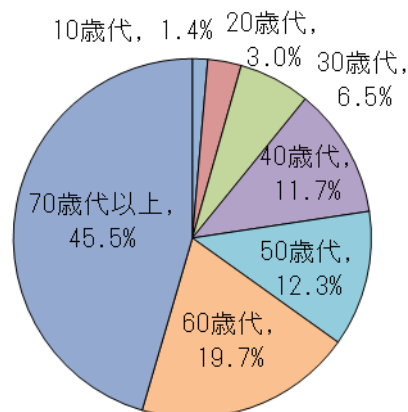
問1. あなたの性別に（○は1つ）

	回答数	割合
総数	1,150	100.0%
女性	608	52.9%
男性	540	47.0%
その他	2	0.2%



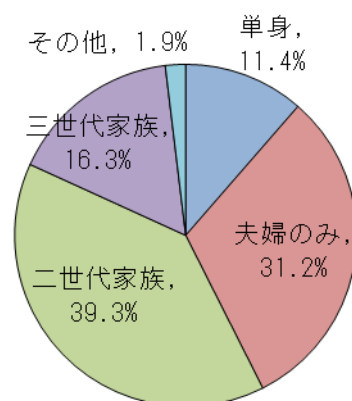
問2. あなたの年齢は（○1つ）

	回答数	割合
総数	1,159	100.0%
10歳代	16	1.4%
20歳代	35	3.0%
30歳代	75	6.5%
40歳代	136	11.7%
50歳代	142	12.3%
60歳代	228	19.7%
70歳代以上	527	45.5%



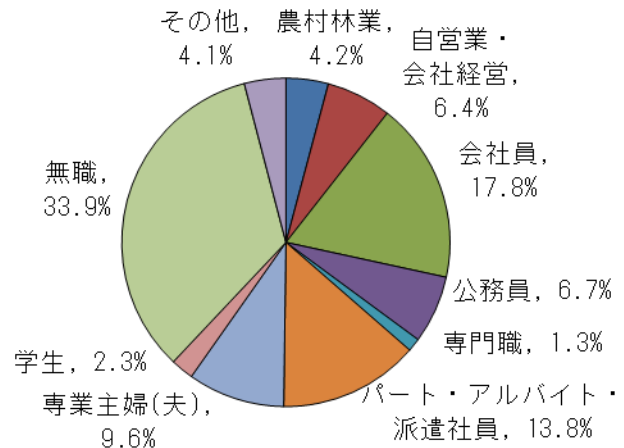
問3. あなたの家族構成は（○は1つ）

	回答数	割合
総数	1,149	100.0%
単身	131	11.4%
夫婦のみ	358	31.2%
二世世代家族	451	39.3%
三世世代家族	187	16.3%
その他	22	1.9%



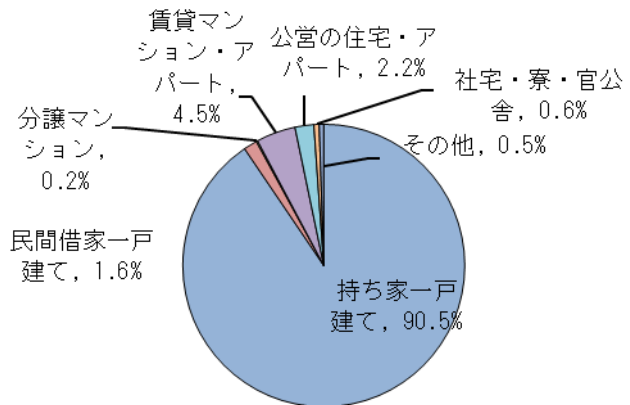
問4. あなたのご職業は (○は1つ) ※兼業の方は、主たる職業についてお答えください

	回答数	割合
総数	1,151	100.0%
農村林業	48	4.2%
自営業・会社経営	74	6.4%
会社員	205	17.8%
公務員	77	6.7%
専門職	15	1.3%
パート・アルバイト・派遣社員	159	13.8%
専業主婦(夫)	110	9.6%
学生	26	2.3%
無職	390	33.9%
その他	47	4.1%



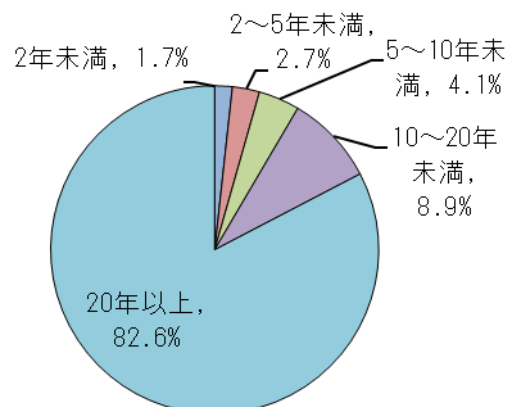
問5. あなたがお住まいの住宅は (○は1つ)

	回答数	割合
総数	1,157	100.0%
持ち家一戸建て	1047	90.5%
民間借家一戸建て	18	1.6%
分譲マンション	2	0.2%
賃貸マンション・アパート	52	4.5%
公営の住宅・アパート	25	2.2%
社宅・寮・官公舎	7	0.6%
その他	6	0.5%



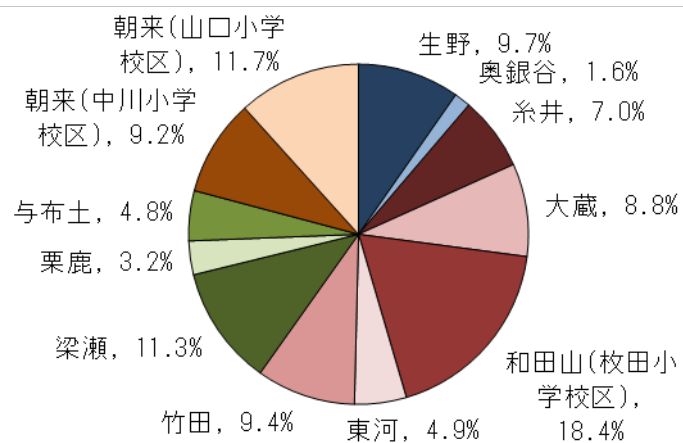
問6. 朝来市にお住まいになってどれぐらいになりますか (○は1つ)

	回答数	割合
総数	1,158	100.0%
2年未満	20	1.7%
2~5年未満	31	2.7%
5~10年未満	47	4.1%
10~20年未満	103	8.9%
20年以上	957	82.6%



問7. お住まいの地域※は（○は1つ） ※地域自治協議会単位

	回答数	割合		回答数	割合
総数	1,155	100.0%			
旧生野町	130	11.3%	生野	112	9.7%
			奥銀谷	18	1.6%
旧和田山町	561	48.6%	糸井	81	7.0%
			大蔵	102	8.8%
			和田山(枚田小学校区)	212	18.4%
			東河	57	4.9%
			竹田	109	9.4%
旧山東町	223	19.3%	梁瀬	131	11.3%
			栗鹿	37	3.2%
			与布土	55	4.8%
旧朝来町	241	20.9%	朝来(中川小学校区)	106	9.2%
			朝来(山口小学校区)	135	11.7%

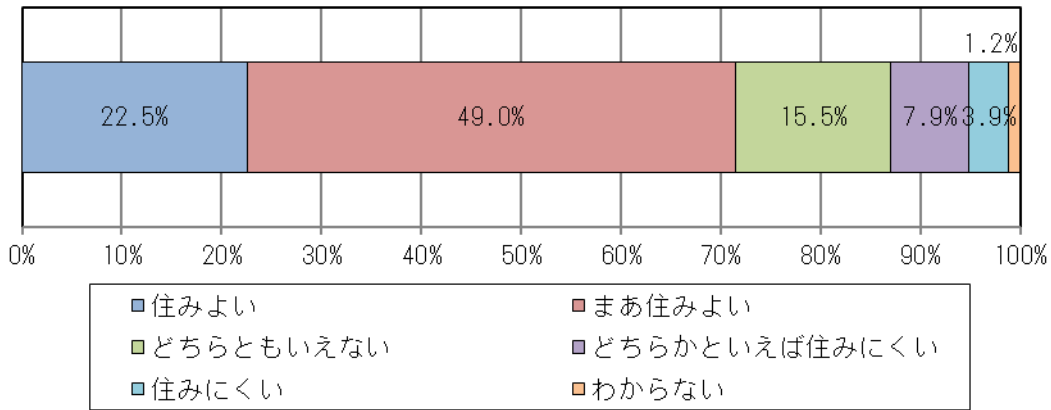


②定住意向についておたずねします

問 8. 朝来市の住みやすさについてどう思われますか。(○は1つ)

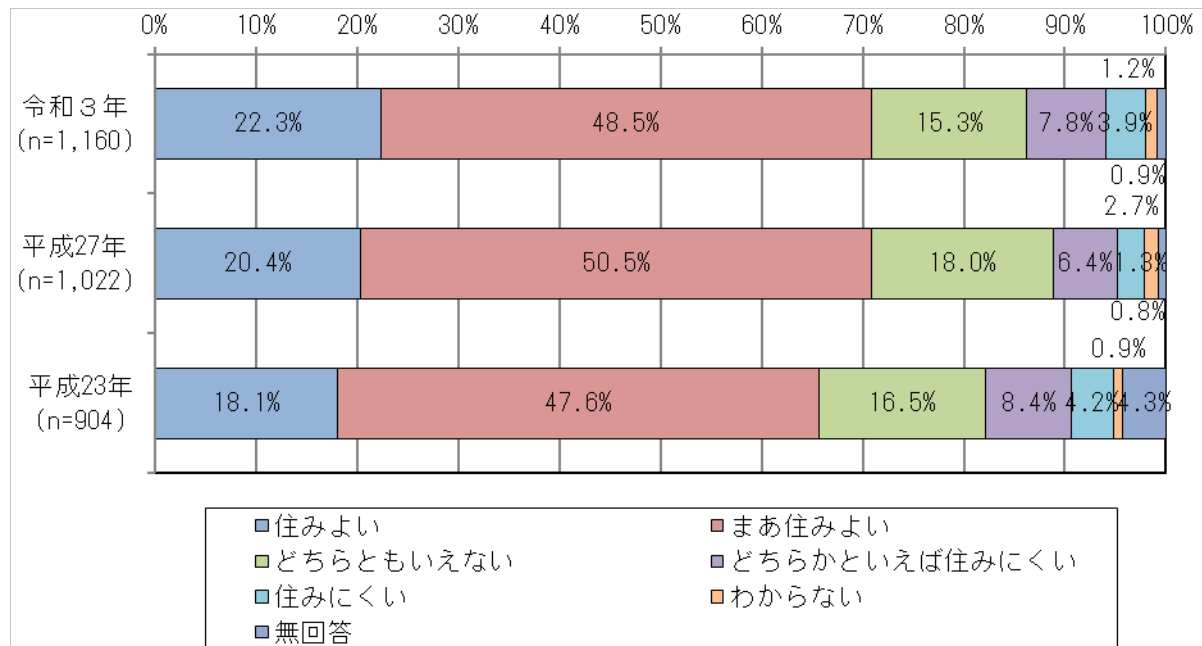
■全体(n=1,150)

「まあ住みよい」が49.0%と最も多く、次いで「住みよい」が22.5%となった。



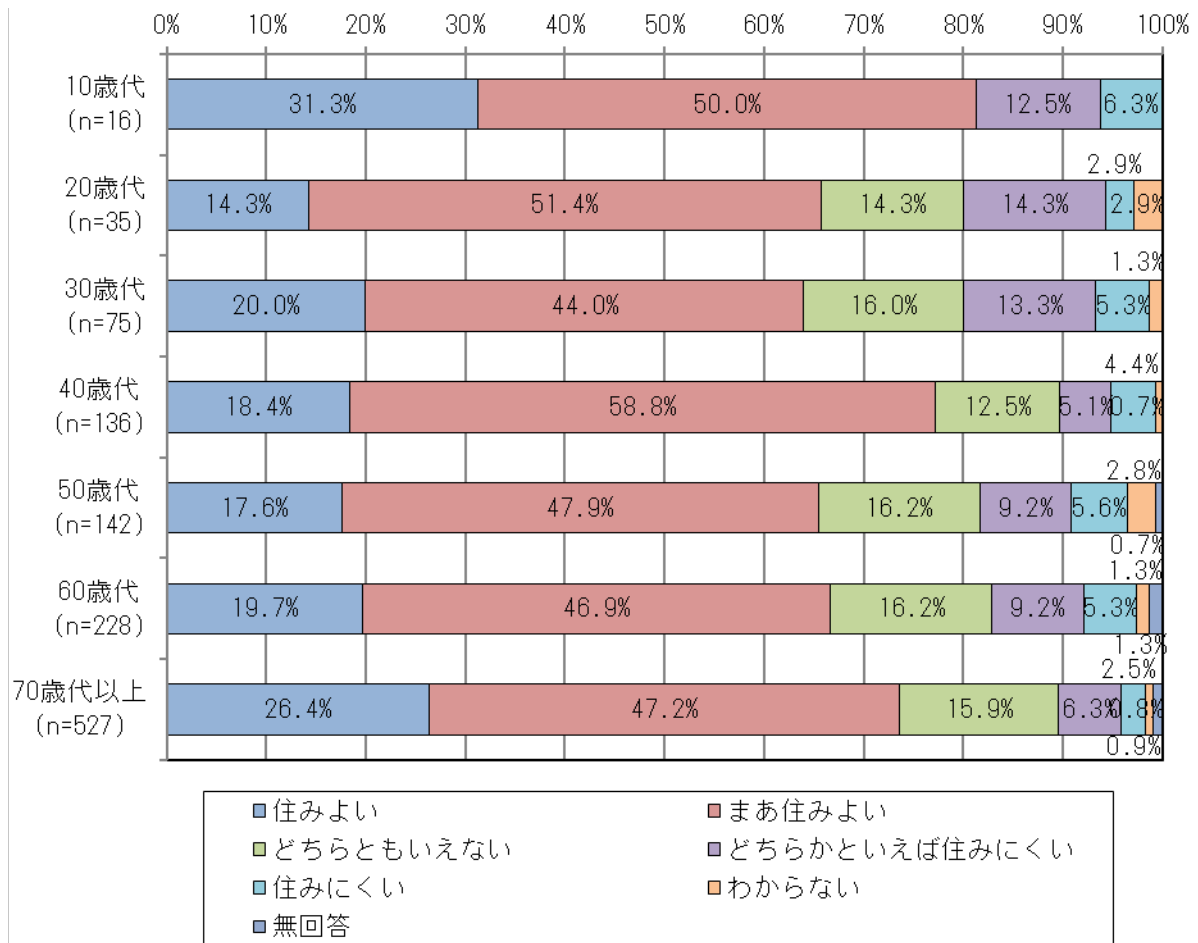
■経年比較

都市計画マスタープラン策定前（平成 23 年）、及び立地適正化計画策定前（平成 27 年）における「朝来市民アンケート」の結果を参照し、今回の調査結果と比較した。「住みよい+まあ住みよい」は平成 23（2011）年に 65.7%、平成 27（2015）年に 70.9%、令和 3（2021）年に 70.8%であり、住みやすさは平成 23（2011）年の都市計画マスタープラン策定前と比べて上昇している。

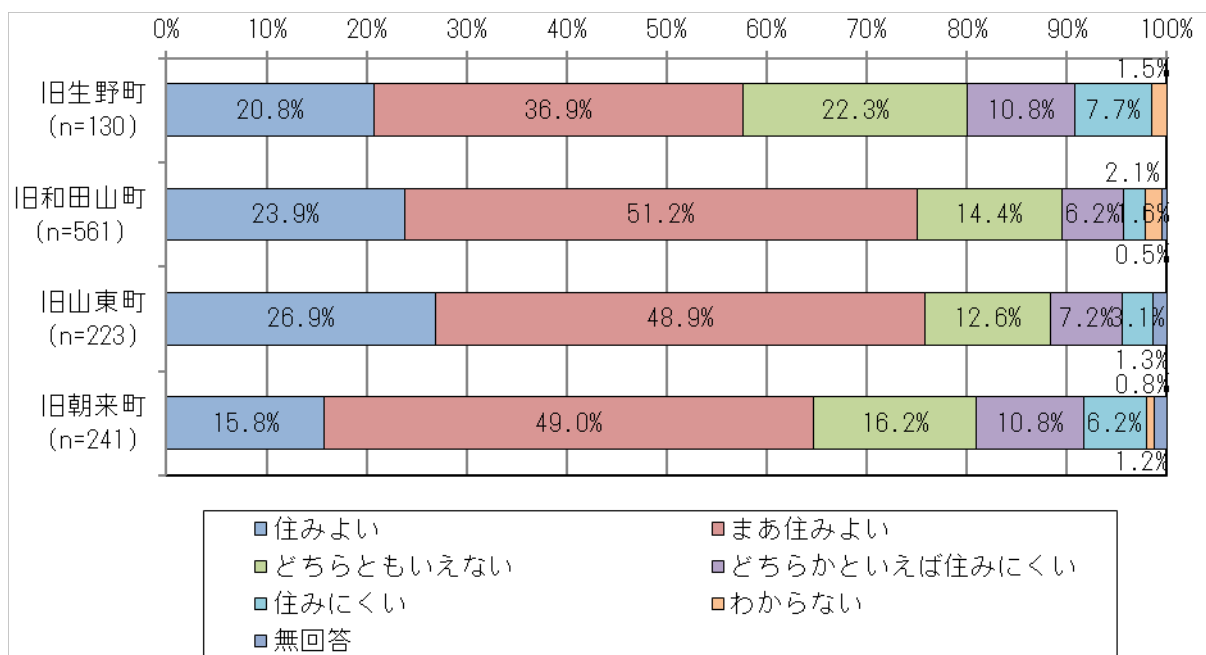


参考：朝来市民アンケート（平成 28 年、平成 23 年）

■年齢別



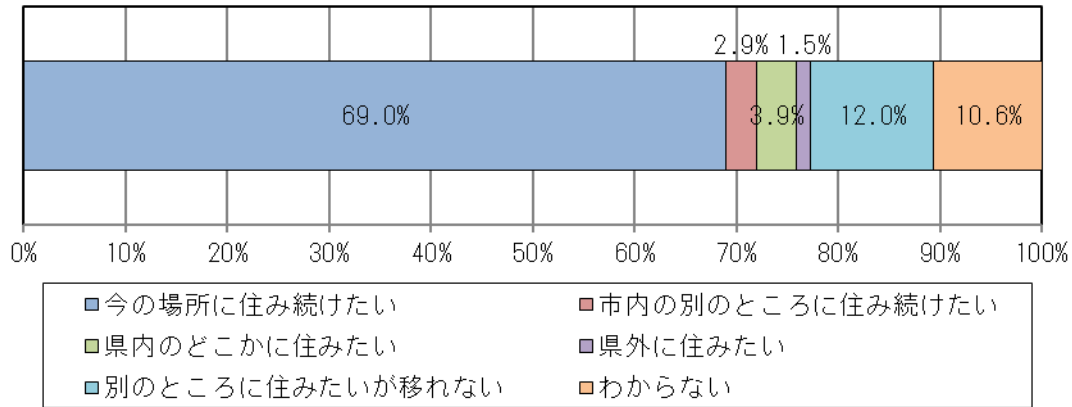
■居住地域別



問 9 - 1. これからも朝来市に住み続けたいと思われませんか。(○は1つ)

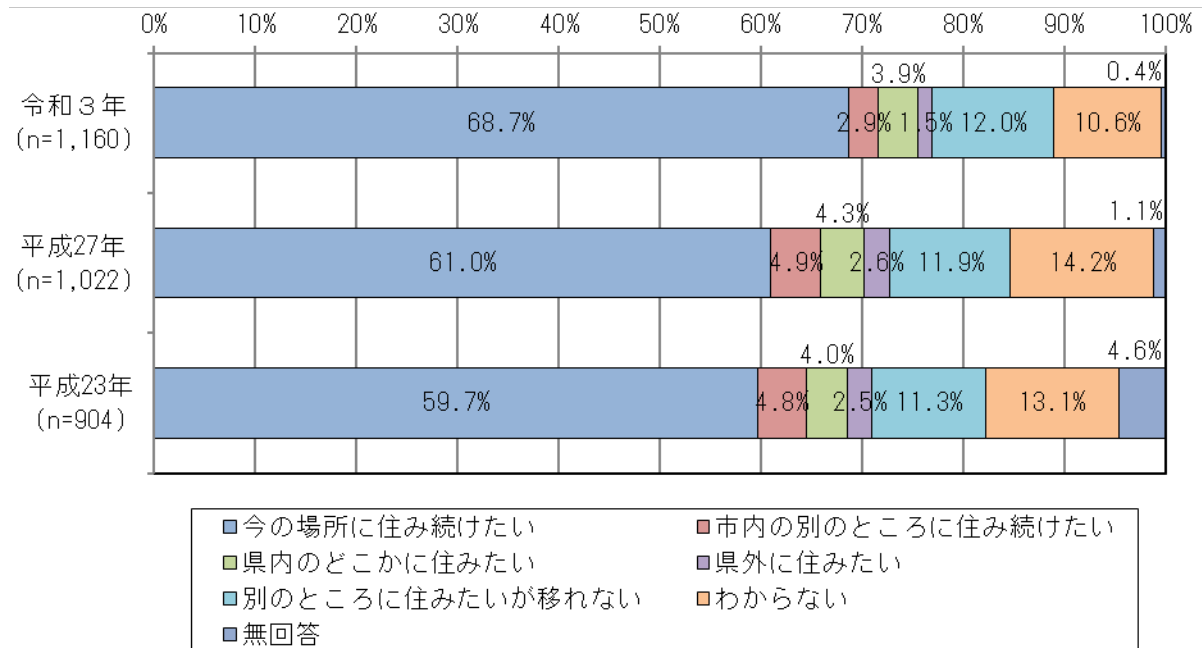
■全体(n=1,155)

「今の場所に住み続けたい」が69.0%と最も多くなった。



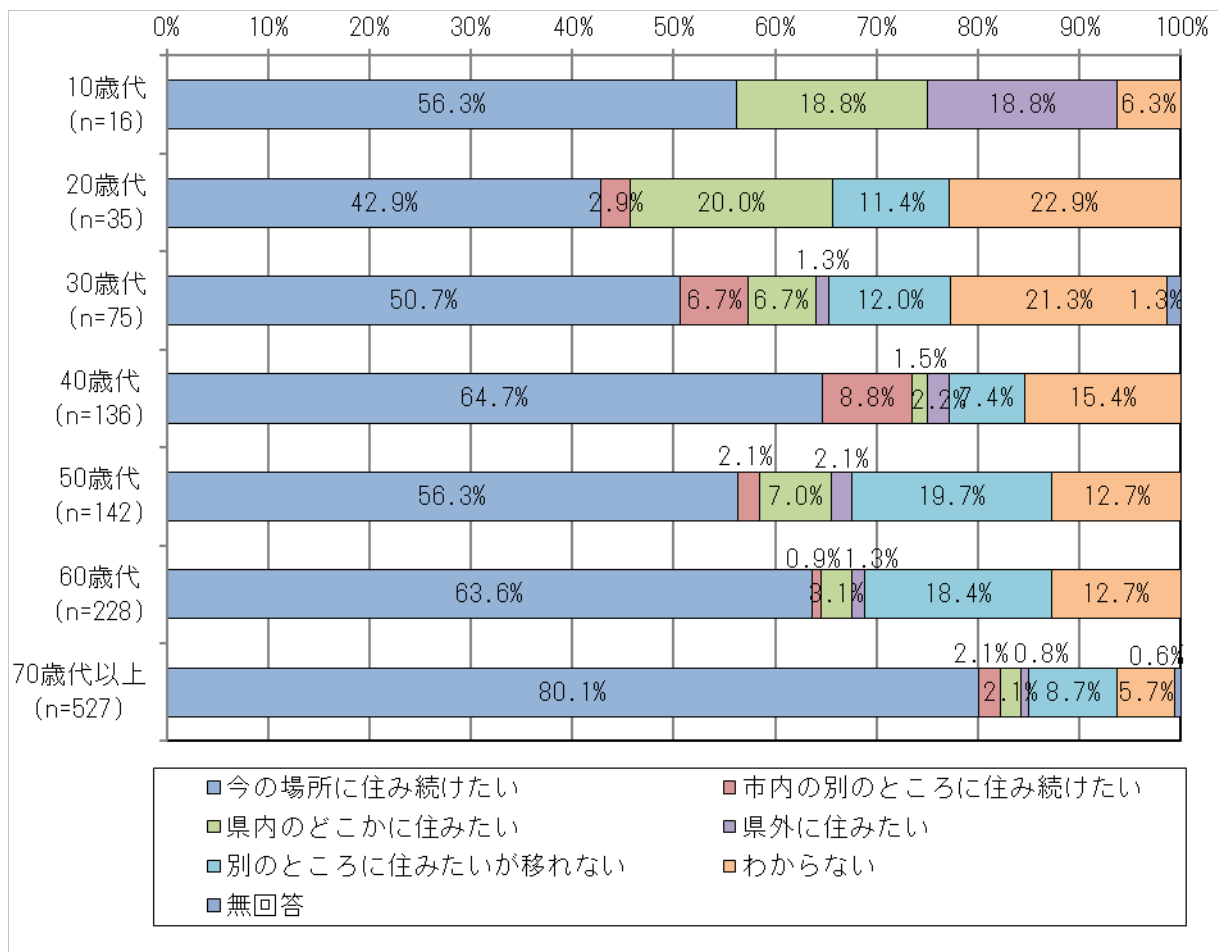
■経年比較

都市計画マスタープラン策定前（平成 23 年）、及び立地適正化計画策定前（平成 27 年）における「朝来市民アンケート」の結果を参照し、今回の調査結果と比較した。「今の場所に住み続けたい」は平成 23（2011）年に 59.7%、平成 27（2015）年に 61.0%、令和 3（2021）年に 68.7%であり、定住意向は平成 23（2011）都市計画マスタープラン策定前と比べて上昇している。

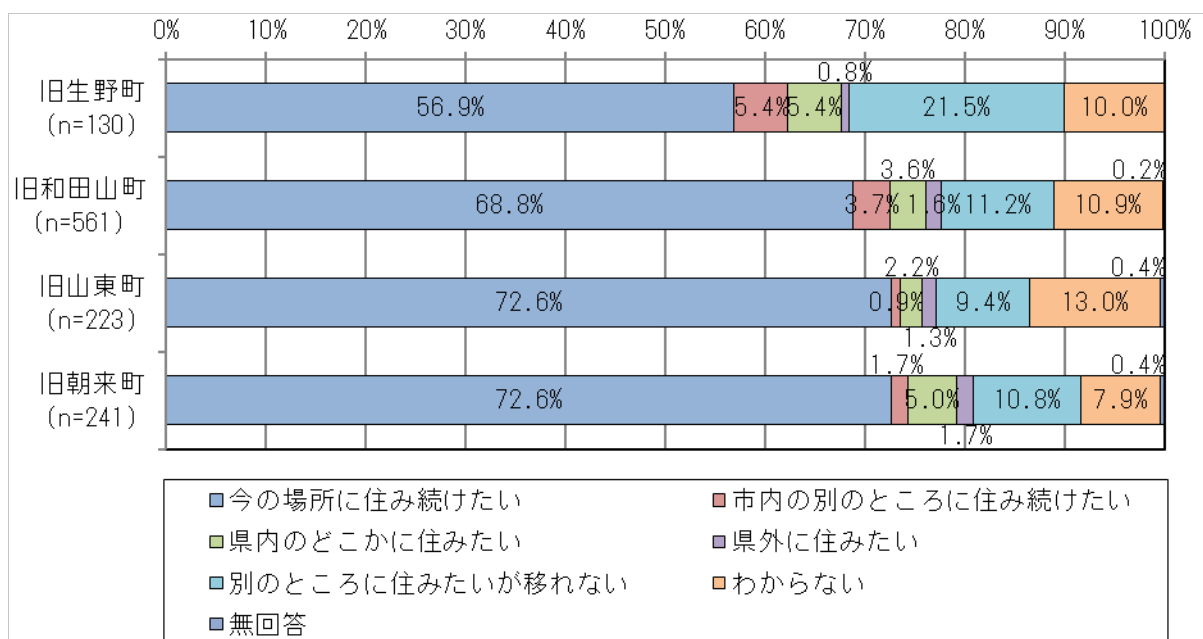


参考：朝来市民アンケート（平成 28 年、平成 23 年）

■年齢別



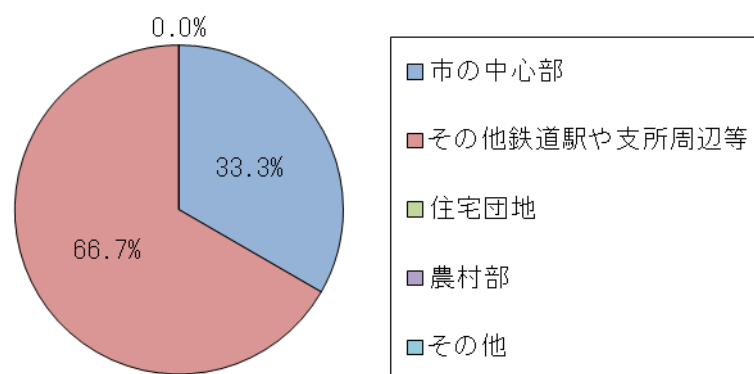
■居住地域別



※問 9 -1 の「2.市内の別のところに住みたい」に○をつけた方のみご記入ください。

問 9 -2. 市内のどのような場所に移りたいとお考えですか。(○は1つ)

■全体(n=3)

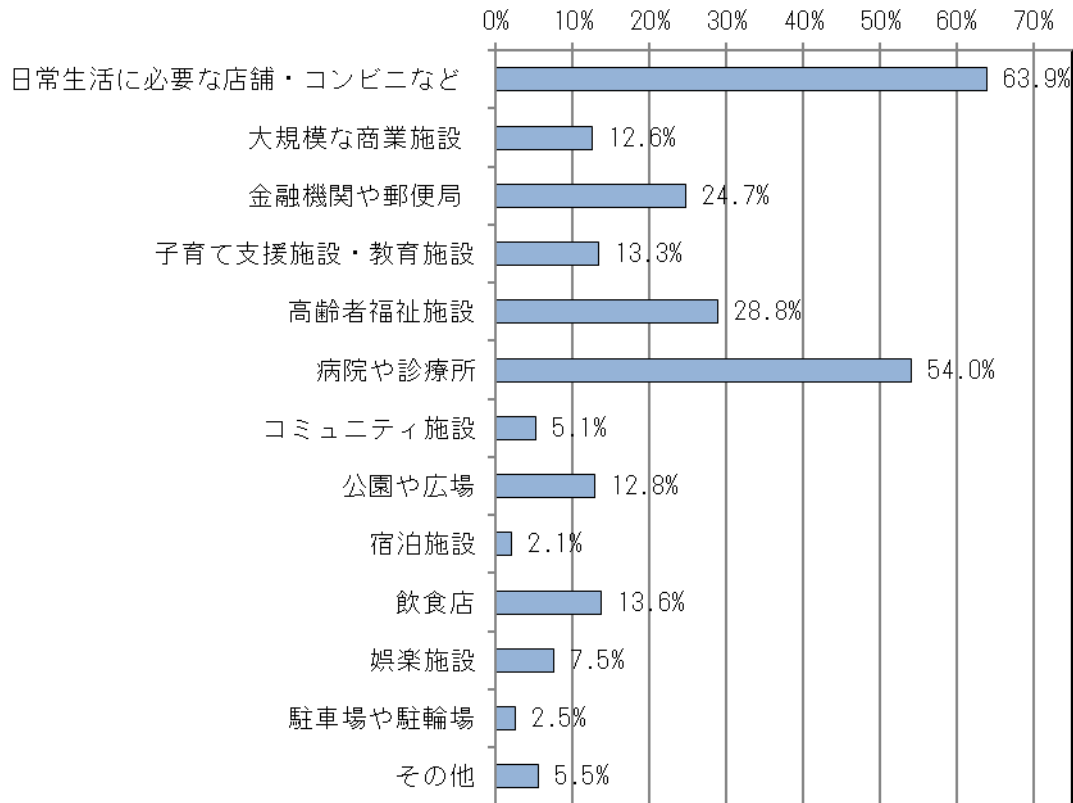


③お住まいの地域についておたずねします

問 10. お住まいの地域において、生活する上で特に必要な施設（〇は3つ以内）

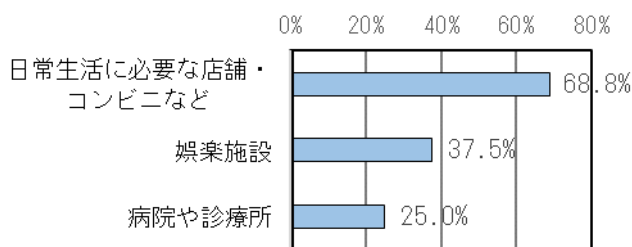
■全体(n=1,114)

「日常生活に必要な店舗・コンビニなど」が63.9%と最も多く、次いで「病院や診療所」が54.0%となった。

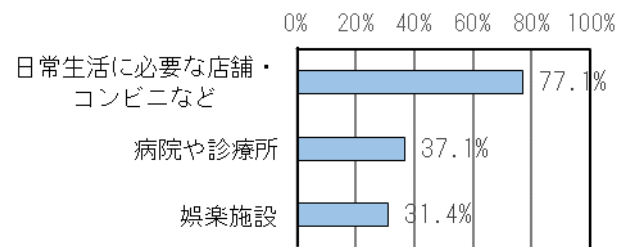


■年齢別(上位3項目)

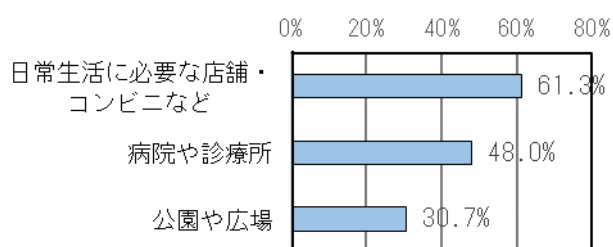
○10歳代(n=16)



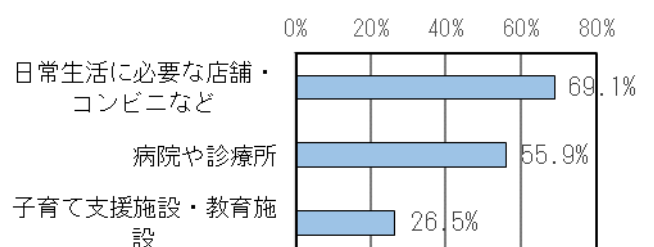
○20歳代(n=35)



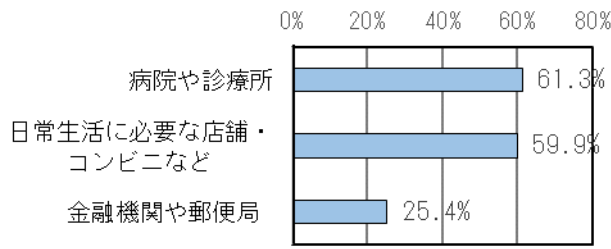
○30歳代(n=75)



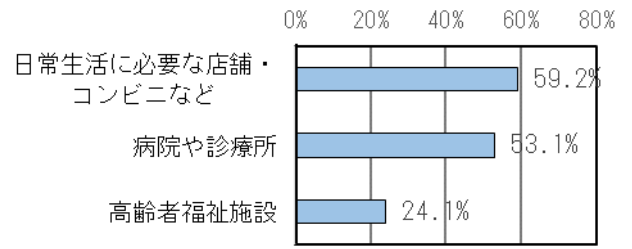
○40歳代(n=136)



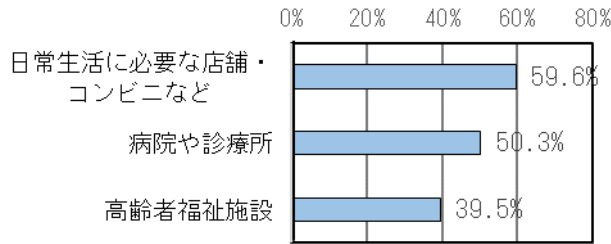
○50 歳代(n=142)



○60 歳代(n=228)

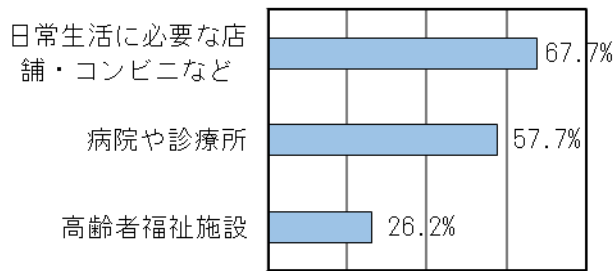


○70 歳代以上(n=527)

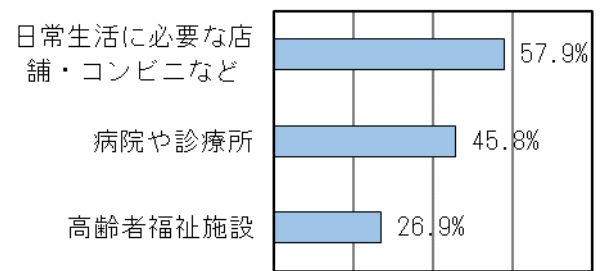


■居住地域別(上位3項目)

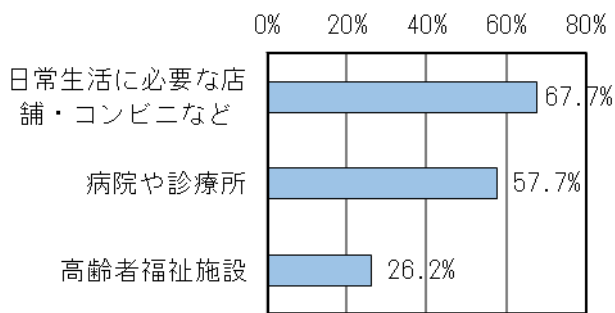
○旧生野町 (n=130)



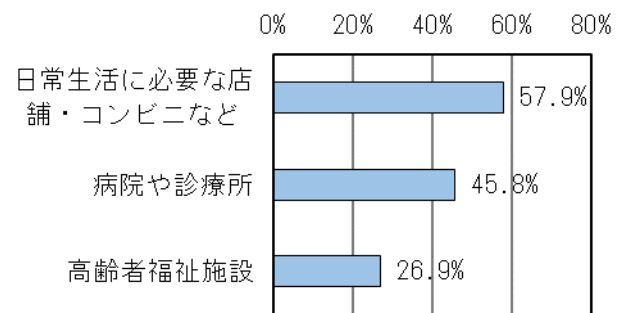
○旧和田山町 (n=561)



○旧山東町 (n=223)



○旧朝来町 (n=2410)



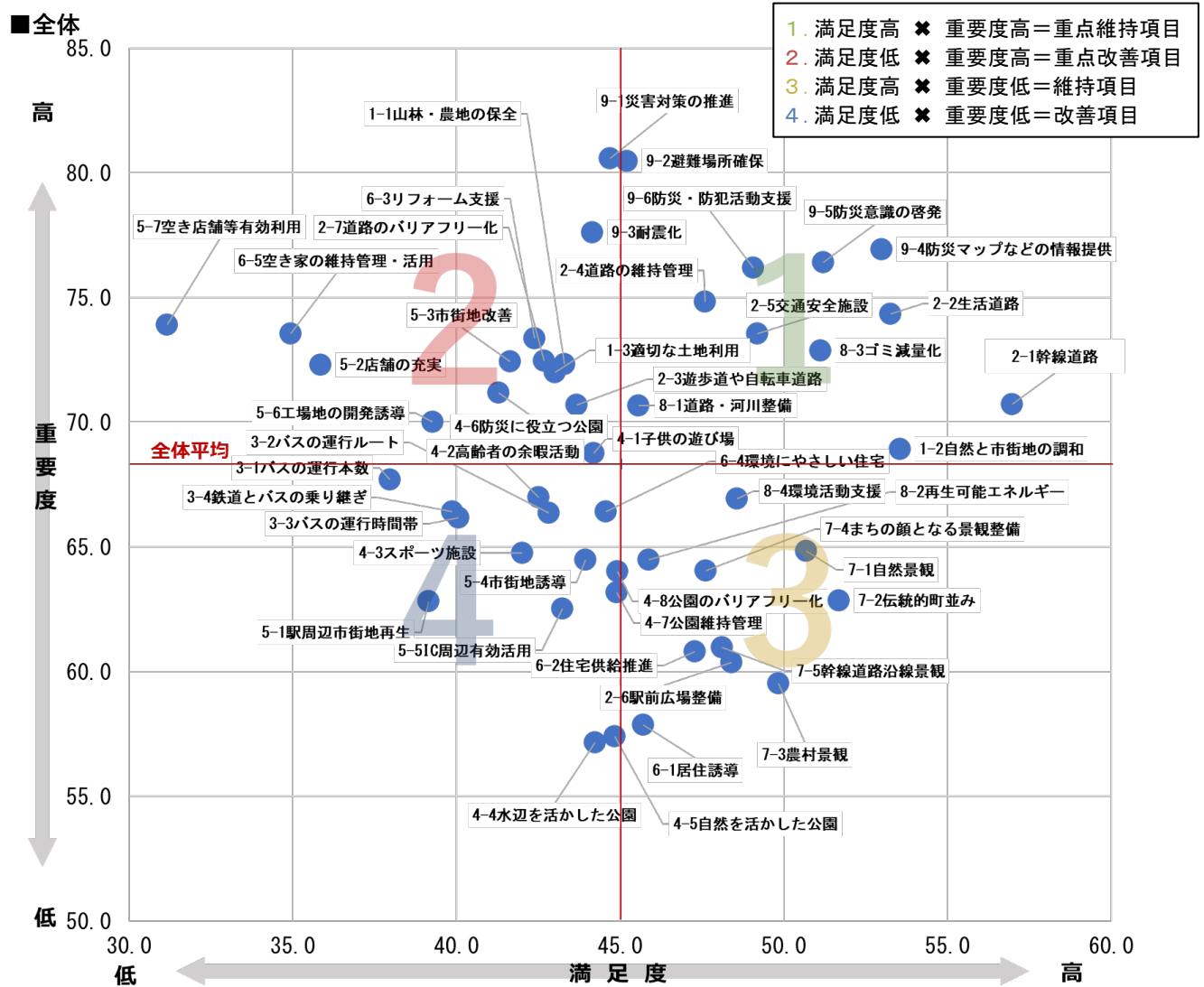
④現状の満足度と重要度についておたずねします

問 11. 朝来市の現状とこれからのまちづくりについてどのようにお考えですか。

(すべての項目について、満足度と重要度に○を1つ)

重要度が高く満足度が低い項目として、空き家・空き店舗 (5-7 空き店舗や未利用地の有効利用、6-5 空き家住宅の適切な維持管理や活用)、土地利用 (5-6 工業地の開発誘導、1-1 山林や農地等の保全や適切な維持管理の充実、1-3 適切な土地利用の誘導)、市街地の改良 (5-2 身近な店舗の充実、5-3 災害の危険性の高い市街地の改善) などが挙げられる。

また、特に重要度が高い項目として、防災分野 (9-1 地震・水害・土砂災害対策の促進、9-2 避難場所の確保、9-3 建物の耐震化、9-4 防災マップや避難ガイドなどの情報提供、9-5 防災意識の啓発、9-6 地域防災・防犯活動への支援) が挙げられる。



(参考) 集計方法

回答を以下の通り点数化し、回答者数で除した値を満足度偏差値・重要度偏差値とした。

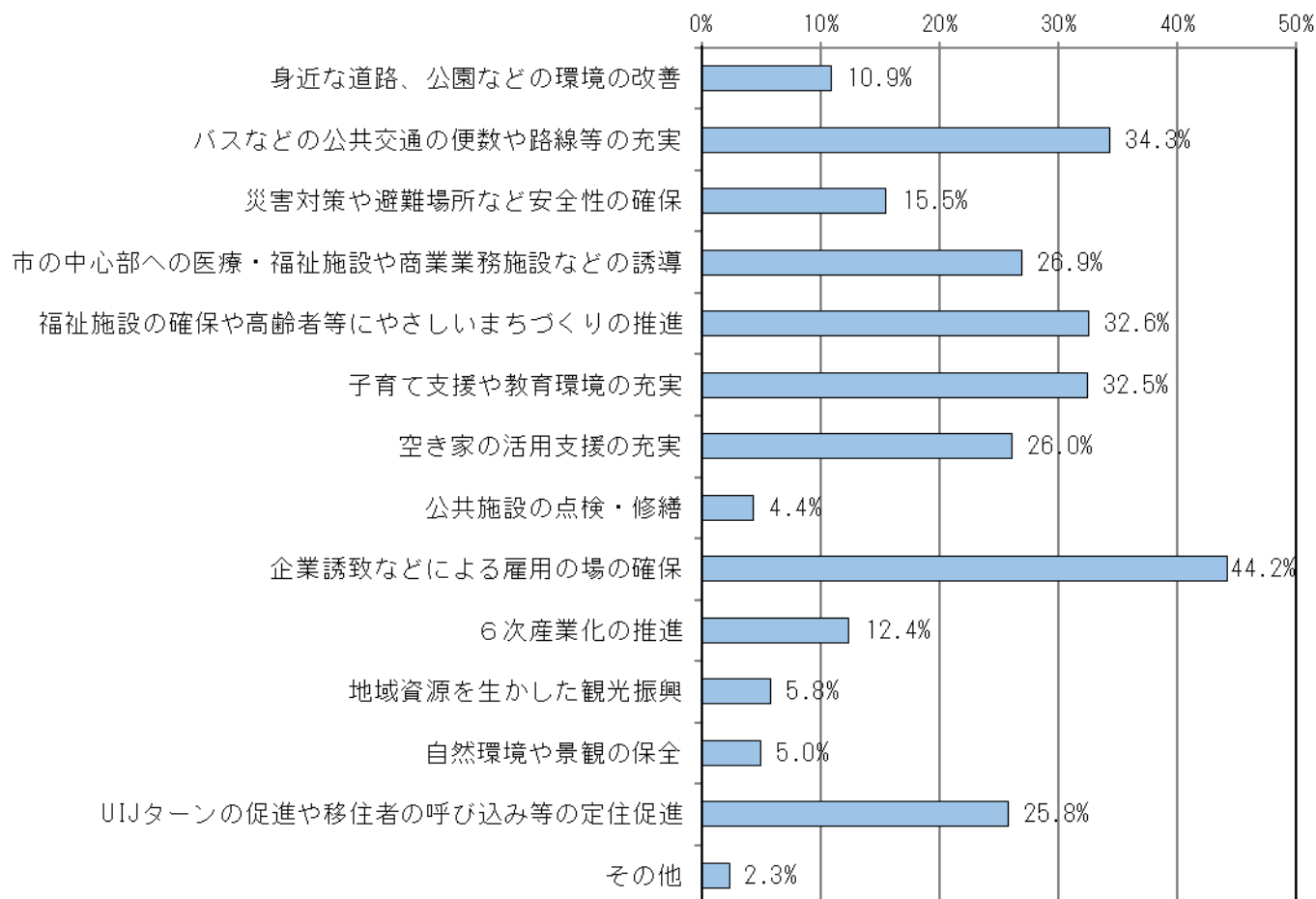
「満足」	「高い」	: 100 点
「やや満足」	「やや高い」	: 75 点
「ふつう」		: 50 点
「やや不満」	「やや低い」	: 25 点
「不満」	「低い」	: 0 点

⑤現状の満足度と重要度についておたずねします

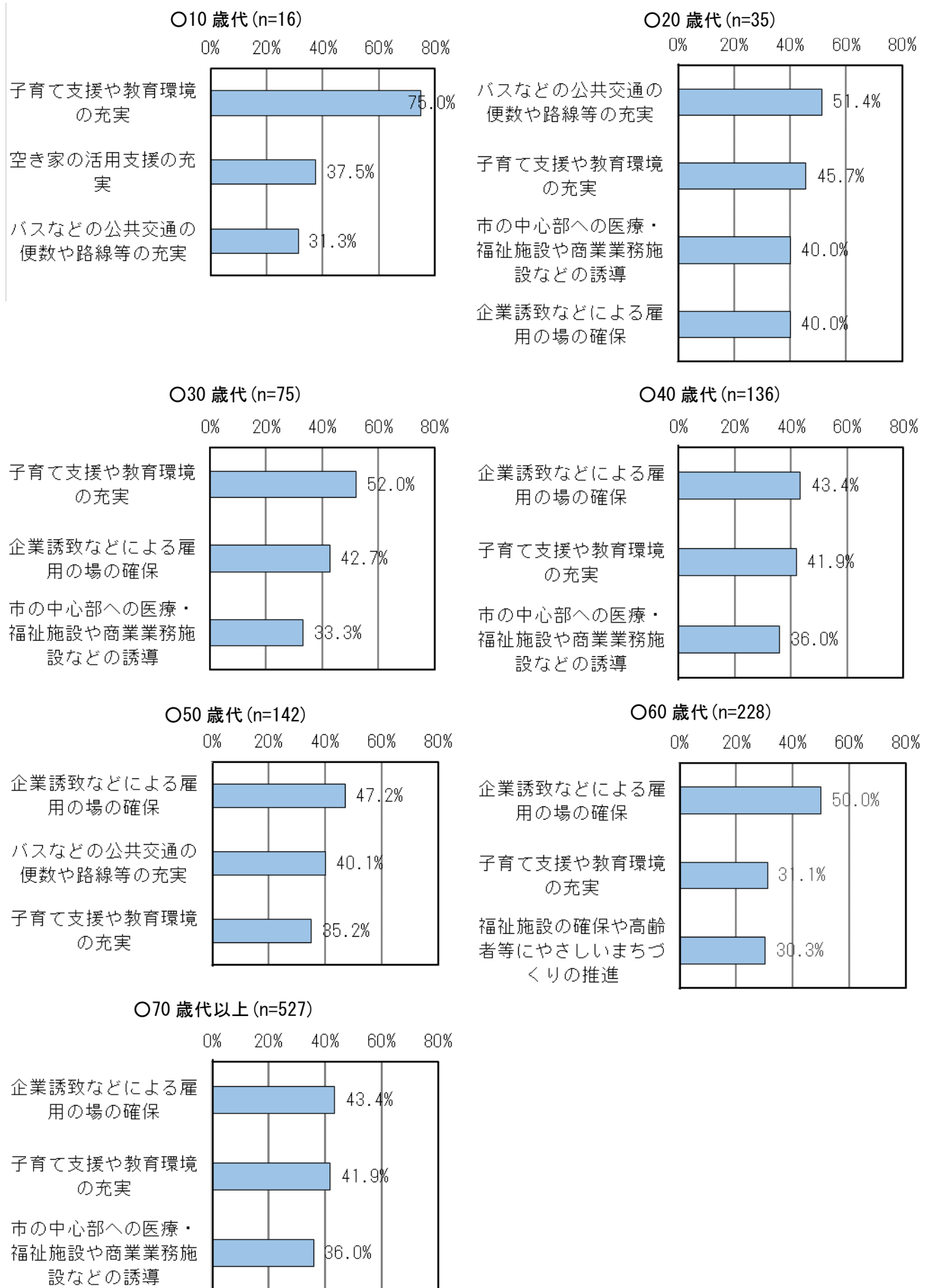
問 12. 今後の急激な人口減少・少子高齢化に対応した、市の持続的な維持・発展をめざしていくためには、どのような取り組みが特に必要であると思われますか。あてはまる番号に3つ以内で○をつけてください。

■全体(n=1,121)

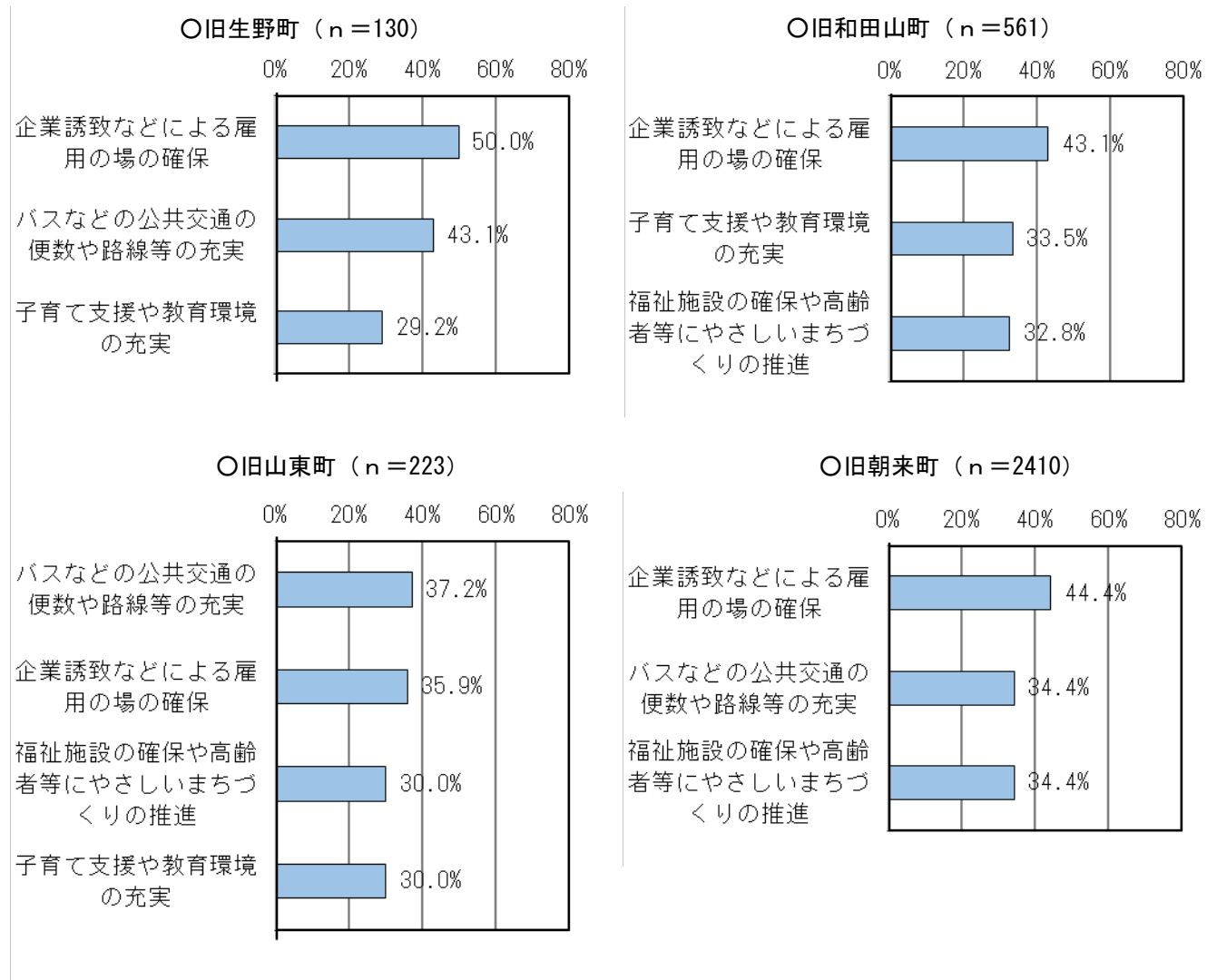
- ・「企業誘致などによる雇用の場の確保」が最も高く44.2%となった。
- ・他に30%を超えた項目は「バスなどの公共交通の便数や路線等の充実」、「福祉施設の確保や高齢者等にやさしいまちづくりの推進」、「子育て支援や教育環境の充実」であった。



■年齢別(上位3項目)



■居住地域別(上位3項目)

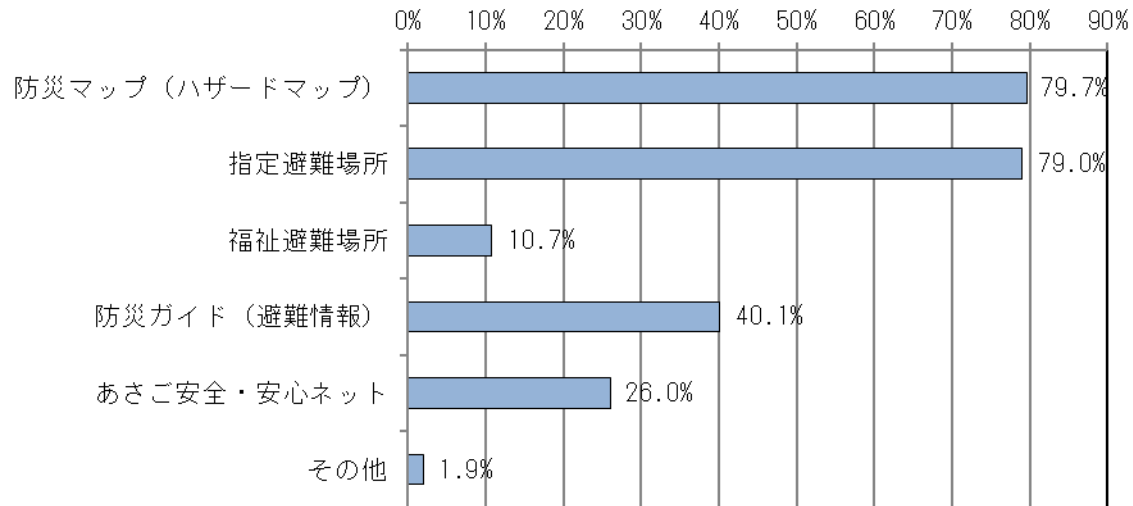


⑥まちづくり情報についておたずねします

問 13. あなたは、朝来市の災害時の避難情報をご存知ですか。（あてはまる番号すべてに○）

■全体(n=1,084)

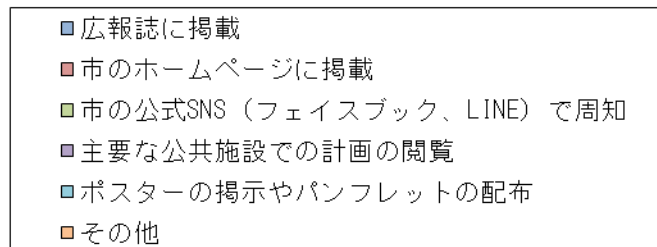
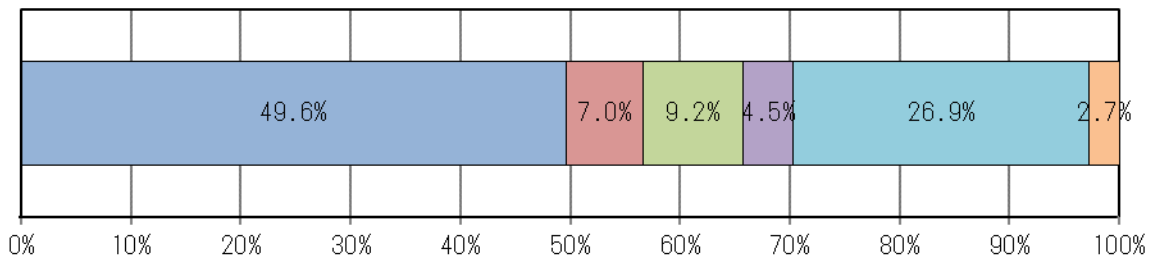
「防災マップ（ハザードマップ）」が79.7%と最も多く、次いで「指定避難場所」が79.0%となった。



問 14. 都市計画マスタープランなどの計画を市民の皆さんに知っていただくために、どのような周知方法が最も効果的だと思いますか。（○は1つ）

■全体(n=1,058)

「広報誌に掲載」が49.6%と最も多く、次いで「ポスターの掲示やパンフレットの配布」が26.9%となった。



方針1 安全・安心・快適に暮らし続けられる“生活圏”の都市づくり

①平成25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○：実施中又は実施済 ×：未実施	③今後の方向性
項目	細項目	方針		
1)魅力的な定住環境の都市づくり	①安全・安心・快適な定住環境の保全・育成	住宅の手入れ、生活基盤の維持管理、空き家や空き地等の発生予防と適正管理、荒れた雰囲気とならないような景観の保護など、市民との協働による住環境の管理運営	○	継続
		生活基盤施設の適切な維持管理、更新	○	継続
		住宅の不燃・耐震化促進、住み替えニーズに応じた多様な住宅の供給、住宅セーフティネットの構築	○	継続
		生活圏内での住み替えや集団的移転などによる対応の検討	×	実施予定なし
	②多自然居住やUIターン居住など新規市民の誘引	新規居住者の誘引・定着及び、若年層の市外流出抑制や二地域居住・UIターン居住等の推進に必要な住環境整備、土地利用調整、就農や就業支援	○	継続
	③若年層を支える居住スタイルの育成			
	④福祉のまちづくりの推進	都市施設や公共施設の整備にあたって、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入	○	継続
		既存の保健・福祉施設等の機能の充実、医療・保健・福祉の連携による施設の有効利用や多機能化の推進	○	継続
		新たな医療拠点の整備及び周辺施設と連携した線的・面的なバリアフリー化の推進	○	継続
	2)近隣生活圏(地域自治協議会)の都市づくり	①地域協働の都市づくりの推進	住民主体・地域協働のまちづくり活動の推進・支援、心のふれあいのあるコミュニティの育成	○
②地域や地区でのルールづくりの支援				
3)日常生活圏(4つの町域)の都市づくり	①生活拠点への生活利便機能の誘導	市役所支所がある旧3町の中心地付近を生活拠点に位置づけ、生活利便機能の維持・充実に誘導	○	継続
		日常生活を支える利便機能の立地誘導、地域づくりイベント等の支援、地域の顔となる景観の形成	○	継続
		高齢社会に対応した「ご用聞き型商売」や移動販売、地域と連携した買い物サービス事業などの買い物難民対策	○	継続

①平成 25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○:実施中又は実施済 ×:未実施	③今後の 方向性
項目	細項目	方針		
3)日常生活圏(4つの町域)の都市づくり		空き地や空き家の活用促進、建築物の不燃・耐震化促進、河川や緑地空間の維持管理、歴史的な町並み資源の保護・活用などの安心・快適な住環境の形成	○	継続
	②日常生活圏内の交通ネットワークの形成	日常生活圏内の市街地や集落、公共施設・利便施設等を結ぶ地域レベルの公共交通ネットワークを構築	○	継続
		地域特性に応じた多様な公共交通手段の検討による持続的な交通手段の確保	○	継続
		地域内交通網の形成、通学路等への自歩道整備や防護柵・照明設置などの交通安全対策、アダプト制度など沿道住民等との協働による維持管理の推進	○	継続
4)全市生活圏の都市づくり	①都市拠点の機能の充実・強化	和田山駅周辺から円山川沿岸及び一本柳交差点周辺にかけての市街地、並びに国道9号・312号沿道の既成市街地を本市の都市拠点として位置づけ、各種都市機能が集積した利便性の高い都市拠点市街地を形成	○	継続
		都市拠点の既成市街地において、建築物の建替や再生、建築物の不燃・耐震化促進、河川や緑地空間の整備活用、歴史的な町並み資源の保護・活用など、安心・快適な市街地環境を形成	○	継続
		建築物や広告物等の規制誘導、緑化など、本市の顔となる、賑わいの中にも秩序ある良好な景観の形成を図ります。	○	継続
	②全市の交通ネットワークの形成	各拠点間を結ぶ基幹交通(鉄道・路線バス)の維持、利便性向上とともに、日常生活圏や近隣生活圏の公共交通(地域公共交通)との円滑な連携による、全市的公共交通体系の構築	○	継続
		都市計画道路や各生活圏を結ぶ道路について、計画的で効率的な整備を推進	○	継続
		幹線道路の道路施設や橋梁等の計画的な維持管理・長寿命化・更新、災害予防対策と災害時の代替ルート確保対策など、安全な道路網の維持	○	継続

①平成 25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○:実施中又は実施済 ×:未実施	③今後の方向性
項目	細項目	方針		
4)全市生活圏の都市づくり	③災害に強い都市づくりの推進	治山・治水事業や森林整備などによる、山間部の土砂災害の未然防止、災害時に備えての防災基盤・施設等の整備、上下水道施設等ライフラインの安全性向上	○	継続
		建築物の不燃・耐震化促進や幅員の狭い道路の拡幅、消火栓や防火水槽等の確保、一時避難地の確保など、地域特性に応じた柔軟な方法で、市街地や集落の防災性を強化	○	継続
		ハザードマップなどを活用した情報の周知と防災意識の高揚を図り、地区や集落での自主防災組織の育成・強化、防災訓練、防災資機材や食料等の分散備蓄などを図るとともに、地区間や集落間での相互応援、あるいは地域内の事業者との防災協定など、各主体の連携による地域防災力の向上を促進	○	継続
		道路・河川・橋りょうなどの公共施設や公共建築物、ライフライン（電気・上下水道・情報通信・防災無線など）の耐震性の強化	○	継続
		大規模災害時に県・近隣市町との広域相互応援体制を構築するため、平常時からの訓練や関係構築を推進します。	○	継続
	④広域的な役割の発揮と連携の強化	都市機能の集積を活かした南但馬地域の拠点都市としての役割発揮	○	継続
		医療・教育・商業・防災等について、周辺市町との連携を強化	○	継続

方針2 来訪者や企業等を惹きつける魅力あふれる都市づくり

①平成 25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○:実施中又は実施済 ×:未実施	③今後の 方向性
項目	細項目	方針		
1) 広域交通基盤を活かした都市づくり	①広域交通基盤を活かした活力増進	インターチェンジ周辺への企業誘致、国道 312 号沿道市街地での活性化利用促進、沿道市街地の整備、営農環境との調整などを促進	○	継続
		鉄道駅やインターチェンジ、道の駅など来訪者に対する本市玄関口となる場所の景観整備によるイメージアップ、観光・交流拠点等への道路網、案内サイン、情報など多面的な取組を推進	○	継続
	②広域交通基盤を活かした生活の質の向上	災害時の広域応援や救急搬送などに対応するため、病院や避難所、ヘリコプター臨時離発着場適地と、高速道路網との接続強化	○	継続
2) 来訪者を惹きつける観光・交流の都市づくり	①地域資源を活かした観光・交流まちづくりの推進	竹田城跡や生野銀山、よふど温泉、大町藤公園、古墳群など、本市を特徴づける観光資源を、物的及び情報面でネットワーク化(結びつき強化)し、新たな観光ルートとして PR するなど、全市的な観光・交流まちづくりを推進	○	継続
		地域や地区に固有の資源(歴史・文化、祭り、農林産物、魅力的な風景、風物詩、人物など)を掘り起こし、多様な主体の参画と協働により都市づくりに活用	○	継続
	②人びとを惹きつける魅力的な景観の形成と地域イメージの発信	鉄道駅やインターチェンジ、道の駅など来訪者に対する本市玄関口となる場所の景観整備や、竹田城跡や生野銀山だけでなくその他の資源と組み合わせた多面的な観光・交流拠点の情報発信と、そのために必要な景観保護や新たな景観形成の取組の推進	○	継続
3) 企業等を惹きつける活力ある都市づくり	①既存事業所が市内で事業継続できる環境づくり	道路や上下水道・高度情報通信基盤など産業基盤の確保、周辺環境との調和促進、事業継続に対応した建築規制や土地利用規制の調整など、操業環境の保全・継続に向けた取組を推進	○	継続
		和田山、生野、山東の各工業団地における計画的な工業拠点としての土地利用の促進や操業環境保全及び、工業団地や既存事業所の拡充や新設等の必要性・可能性についての検討	○	継続
	②本市に魅力を感じて立地する企業の誘引	工業団地等への企業誘致の推進及び、このために必要な開発・土地利用調整、基盤整備などの推進	○	継続
	③地域資源を活かした起業や新産業創出等の促進	本市の多様な資源を活用した農商工連携や起業の支援、地域や地区の課題解決にあたるコミュニティビジネス、来訪者と市民が一緒に取り組む「着地型観光」など、内発的活性化の動きを促すような施設整備や土地利用調整などを推進	○	継続

方針3 豊かな環境や景観の恵みを暮らしに活かす都市づくり

①平成 25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○:実施中又は実施済 ×:未実施	③今後の方向性
項目	細項目	方針		
1) 自然と共生する豊かなまちと暮らしの創造	①自然環境と共生する心豊かな暮らしの形成	自然を守る市民活動等の促進、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど都市農村交流を通じた環境保全、交流と環境保全を両立させる取組を推進	○	継続
		自然体験や生き物調査など環境学習を通じた意識啓発、人材育成を促進	○	継続
		豊かな自然環境を守り心身の豊かさを求める暮らし(スローライフ)の場の形成、多自然居住や二地域居住などの推進	○	継続
	②地球環境保全に配慮したまちと暮らしの形成	環境に配慮した建築物の誘導、公共建築物や基盤施設における環境配慮などを推進	○	継続
		環境に配慮して自家用車に過度に依存しない交通体系、交通行動への誘導	○	継続
		ごみの減量・再資源化や省エネルギー行動、家庭からできる自然環境保護など、一人ひとりが取り組む「環境と共生する暮らし」を推奨・支援	○	継続
		再生可能エネルギーの開発や利用促進、エネルギーの地産地消にむけた自然環境や農林地の活用	○	継続
	③自然と共生する農村定住環境の形成	農林地の保全、農村環境の維持・改善、多自然居住や都市農村交流の推進、Uターン者の受け入れ、地域で支え合うコミュニティの育成などを促進し、安心して暮らせる農村定住環境を形成	○	継続
		集落内の生活道路の整備、空き地・空き家の活用、住宅等の耐震化、広場などの公共空地の確保、無秩序な開発の防止	○	継続
		遊休農地対策、鳥獣害対策、災害防止などに取り組み、多面的な機能を有する農林環境を維持	○	継続
2) 朝来市らしい景観づくりの推進	①朝来市らしい景観の形成	豊かな自然環境を土台に、個性的な歴史・文化的景観や美しい農村景観、賑わい景観など、多面的な景観を有することが朝来市の景観の特徴であり、これを守り、磨きをかけることで朝来市らしい景観を将来世代に継承	○	継続
		基本となる景観構造や景観資源の価値を守りつつ、それを市の魅力として広く発信し、市のイメージ向上、観光・交流人口の誘引、市民のふるさと意識の醸成などに活用	○	継続

①平成 25(2013)年策定計画の方針の内容			②実施状況 ○:実施中又は実施済 ×:未実施	③今後の 方向性
項目	細項目	方針		
2) 朝来市らしい景観づくりの推進	②景観まちづくりの推進	地域ごとの特性に応じた良好な景観のあり方について、地域の住民や企業、団体等がともに考え、共有し、協働で取り組む、景観まちづくりを推進	○	継続
		美化清掃や花づくりなどの活動支援による良好な居住環境づくりの促進及び、事業所や工場等における周辺との調和を図るための緑化の促進	○	継続
		地域住民の集う場や観光・交流施設周辺、鉄道駅周辺などにおける、地域と連携した緑化や花づくりなどの取組の推進	○	継続
3) 自然環境の保全	①源流域の豊かな自然環境の保全	無秩序な開発等を防止するとともに、水源かん養や土砂災害防止、朝来市らしい景観形成などの多面的な役割にも配慮して、源流域にふさわしい豊かな環境を保全	○	継続
		営農、営林、自然レクリエーション利用など、適切な利用を通じた適切な環境保全を推進	○	継続
		二酸化炭素吸収源としての森林の保全や CSR(社会的責任としての環境行動)、林業の振興、都市市民や企業など多様な主体との協働による保全などを促進	○	継続
		自然環境の保全と森林の適正管理	○	継続
	②計画的な土地利用の推進	農地の保全、無秩序な開発や転用の防止、耕作放棄地対策、里山整備対策などによる環境保全の推進	○	継続
		市街地や集落等の周辺では、都市計画法や農振法、緑条例、屋外広告物条例などを活用して、無秩序な開発や土地利用の防止、自然環境や農林地との調和の確保、屋外広告物等の規制・誘導などを推進	○	継続
		森林や農地等の自然的環境の土地利用については、水源かん養や雨水貯留など防災面での機能も担っていることから、無秩序な市街化や開発を防止	○	継続

